

16-DPC-01

保存本

[平成 16 年度]

データベースの個人情報保護に関する調査研究委員会
報告書

平成 17 年 3 月

財団法人データベース振興センター



KEIRIN



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

【平成 16 年度】

データベースの個人情報保護に関する調査研究委員会
報告書

平成 17 年 3 月

財団法人データベース振興センター

はじめに

平成 16 年度の「データベースの個人情報保護に関する調査研究委員会」は、前年度の基礎調査を土台に、特に個人情報を含む代表的な商品である「企業情報データベース」、「人物情報データベース」に焦点をあて、これらを扱う事業者の実態調査や事例研究を行い、業界としての法令順守上の課題抽出と対応策の検討に努めた。事例には、データベースの顧客企業に生じる義務や、オプトアウト条項に基づき第三者提供を行う際の問題点など、個人情報保護法全面施行後に対応が必要となる様々な論点が取り上げられ、活発な討議が行われた。その過程では、プロデューサー、ディストリビューター等の業態により個人情報の取扱い方は異なり、事業者の意識や対応体制にも差異があるという現状も明らかとなった。

今回の「データベースプロデューサー個人情報保護ガイドライン（修正案）」では、プロデューサーを主な対象に、これらの実態調査や事例研究から得られた知見を織り込み、実務に資する指針とすることを心がけた。一方ディストリビューターについては、その多様な事業形態などを考慮し、なお詳細な検討が必要であるが、本人からの自己データ開示等の求めに対してプロデューサーと連携して対応することの推奨など部分的に規定を行った。データベースサービス事業における個人情報保護の実効性を一段と高めるため、ディストリビューターの責務をより明確化し、ガイドラインに盛り込むことが次年度の大きな課題である。

委員会では、法施行に伴い企業経由の個人情報の取得が困難になる、あるいは本人からの提供停止の求めによりデータベースの歯抜けが広がり商品性が低下する、ひいては経済へマイナスの影響を与えることへの懸念が示された。一方で、人物情報データベースに掲載される本人の意識を調査した結果、氏名・社名・役職名等の勤務先に関する情報については、企業役員の大多数から「提供されても構わない」との回答が得られており、業界としては、データベースに掲載される個人情報の十分な保護をはかりつつ、その有用性を訴えて行くこともまた今後の課題とされたところである。

周知の通り、来月から全面施行となる個人情報保護法は、民間部門の規制を必要最小限としているため、業界団体や事業者の自主的な規律に期待するところが大きい。個人情報の流通に深く関わるデータベースサービス業界にとり、その保護に真摯に取り組むことが、国民の信頼へとつながって行こう。このような状況に鑑みて、「データベースプロデューサー個人情報保護ガイドライン（修正案）」が、各事業者及び業界団体の努力により、常に見直され、より良いものとなり、社会へ寄与していくことを期待したい。

最後に、アンケートにご回答いただいた方々をはじめ、多忙なお仕事の中で当委員会の活動にご参加頂いた委員の方々並びにご支援ご指導をいただいた経済産業省など関係者の皆様に心より感謝の意を表します。

平成 17 年 3 月

データベースの個人情報保護に関する調査研究委員会
委員長 高芝利仁

目 次

はじめに

委員会活動の概要

1. 委員会の構成
2. 委員会及びワーキンググループの開催実績
3. 委員会の調査実績
4. 説明会開催実績

第1章 データベースプロデューサー個人情報保護ガイドライン検討の過程

1. 1 策定までの経緯 1
1. 2 検討目的及び検討の進め方 1
1. 3 検討対象データベースの概要 2
1. 3. 1 企業情報データベース 2
1. 3. 2 人物情報データベース 3
1. 4 各事業者の事例研究 6
1. 4. 1 データベースの顧客企業に生じる義務・必要な体制等について 6
1. 4. 2 オプトアウトの実施について 11
1. 4. 3 評価情報の本人への開示について 14
1. 4. 4 適用除外について 15

第2章 データベースサービス業における個人情報保護の取り組みについての調査結果

2. 1 調査概要 16
2. 2 回答企業の構成 16
2. 2. 1 従業員数 16
2. 2. 2 提供しているデータベースサービス 17
2. 3 個人情報保護対策 20
2. 3. 1 個人データの安全管理上の取り組みの実施 20
2. 3. 2 従業者の監督措置 22
2. 3. 3 委託の実施・監督措置 23
2. 4 データベース被掲載者への通知・公表および同意取得 24
2. 4. 1 個人データ取得に際しての利用目的の通知 24
2. 4. 1. 1 利用目的の通知または公表の方法 25
2. 4. 2 第三者提供への同意 26
2. 4. 3 考慮しているオプトアウトの方法 28
2. 5 データベース被掲載者からの問い合わせ 28
2. 5. 1 保有個人データに関する事項の公表 28
2. 5. 2 本人からの請求、苦情処理に対する対応体制 30
2. 5. 2. 1 本人データの開示請求に対する書面の交付等による開示方法 31

2.5.2.2 本人データの訂正、追加、削除請求に対する対応体制	31
2.5.2.3 第三者提供の停止請求に対する対応体制	32
2.5.3 苦情処理上の課題	32
2.5.4 本人又はその代理人であることの確認方法	33
2.5.5 発行済みメディアに対する措置	34
2.6 個人情報保護法を遵守していく上での課題	35

第3章 人物データベース被掲載者の個人情報に関する意識調査結果

3.1 調査の概要	36
3.2 回答者の基本属性	37
3.3 被掲載者のデータベースに対する個人情報の意識	37
3.3.1 「提供されてもかまわない」個人情報・「掲載してほしくない」個人情報	37
3.3.2 被掲載者とデータベースサービス事業者の意識の違い	38
3.3.3 被掲載者と一般の人の意識の違い（世論調査との比較）	38
3.3.4 役職別に見た被掲載者の意識	40

第4章 データベースプロデューサー個人情報保護ガイドライン（修正案）

4.1 ガイドラインの内容	43
4.2 ガイドラインの特色	43
4.3 ガイドラインの取扱いと見直し	45
4.4 データベースプロデューサー個人情報保護ガイドライン（修正案）	46

第5章 今後の課題と要望

5.1 今後の課題	73
5.1.1 委員会・ワーキンググループで認識された課題	73
5.1.2 第2章のアンケート調査結果からの課題	74
5.2 個人情報保護法施行後のデータベースサービス事業への影響	75
5.2.1 本人の求めによる第三者提供停止の影響	75
5.3 今後の要望	76

資料編

(1) 企業情報データベースの収録データ例（帝国データバンク、東京商工リサーチの例）	1
(2) データベースサービス業における個人情報保護の取り組みについての調査（2004年10月）[アンケート調査票]	3
(3) 人物データベース被掲載者の意識調査（2005年2月）[アンケート調査票]	17
(4) データベース収録者の個人情報に関する意識分析（日外アソシエーツによる調査結果）	18

[委員会活動の概要]

1. 委員会の構成

平成16年度 データベースの個人情報保護に関する調査研究委員会 名簿
(敬称略)

委員長	高芝 利仁	高芝法律事務所 弁護士
委員	河本 司	日本データベース協会 事務局長
//	鈴木 正朝	ニフティ(株) 情報セキュリティ推進室 課長
//	鈴木 良平	(株)帝国データバンク 取締役企画部長
//	関本 貢	(財)日本情報処理開発協会 プライバシーマーク推進本部次長 プライバシーマーク事務局長
//	西岡 信佳	(株)日立情報システムズ 法務部 主任
//	平井 邦造	(株)ジー・サーチ 取締役 事業推進本部長
//	真柄 秀明	(株)東京商工リサーチ 常務取締役 社長室長
//	森岡 浩	日外アソシエーツ(株) 編集局データベース編集部長
//	和田 昌樹	(株)ダイヤモンド社 情報サービス局 局長
//	武田 貞生	(財)データベース振興センター 専務理事
ワザンバー	太田 克良	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 係長
//	森川 淳	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課
//	木島 暢夫	経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課 係長
//	山田 和伸	経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課 係長

平成16年度 データベースの個人情報保護に関する調査研究
ワーキンググループ名簿

(敬称略)

主 査	高 芝 利 仁	高芝法律事務所 弁護士
副主査	鈴木 正朝	ニフティ(株) 情報セキュリティ推進室 課長
//	薄井 敏正	(株)帝国データバンク 企画部経営企画課
//	河本 司	日本データベース協会 事務局長
//	高市 幸男	(株)東京商工リサーチ 取締役 業務本部長
//	西岡 信佳	(株)日立情報システムズ 法務部 主任
//	平井 邦造	(株)ジー・サーチ 取締役 事業推進本部長
//	藤永 幹清	(株)ダイヤモンド社 企業情報編集部 編集長
//	森岡 浩	日外アソシエーツ(株) 編集局データベース編集部 部長
//	武田 貞生	(財)データベース振興センター 専務理事
コーディネーター	太田 克良	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 係長
//	森川 淳	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課
//	木島 暢夫	経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課 係長
//	山田 和伸	経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課 係長

2. 委員会及びワーキンググループの開催実績

○委員会

【平成15年度】

- 第1回 平成15年6月24日（火）
委員会の趣旨について
個人情報保護法の成立についての質疑
実態調査の実施案の検討
- 第2回 平成15年10月17日（金）
個人情報保護についてのアンケート調査結果について
データベースサービス産業 個人情報保護ガイドライン(案)の検討
- 第3回 平成16年2月5日（木）
委員会報告書（案）について
データベースサービス産業 個人情報保護ガイドライン【暫定版】（案）
の検討

【平成16年度】

- 第1回 平成16年9月30日（木）
委員会の趣旨について
データベースサービス産業 個人情報保護ガイドライン【暫定版】（案）
改訂の方向性の検討
実態調査の実施案の検討
- 第2回 平成17年3月29日（火）
業界ガイドライン案の検討
委員会報告書案の検討

○ワーキンググループ

【平成16年度】

- 第1回 平成16年12月10日（金）
ワーキンググループの趣旨について
データベースサービス業における個人情報保護の取り組みについての調査中間集計結果の報告
各社事例の検討
- 第2回 平成17年2月1日（火）
データベース被掲載者の意識調査実施について検討
各社事例の検討
- 第3回 平成17年3月7日（月）
業界ガイドライン案の検討
委員会報告書案の検討

3. 委員会の調査実績

(1)「データベースサービス業における個人情報保護の取り組みについての調査」

調査期間：平成16年10月27日～11月30日

調査対象：データベース振興センター・日本データベース協会の会員、
及びデータベース提供企業

調査方法：郵送調査

調査地域：全国

調査主体：(財)データベース振興センター

調査実施：(株)日経リサーチ

送信数： 41件

回収数： 24件

回収率： 58.5%

調査結果は第2章参照

(2)「人物データベース被掲載者の意識調査」

調査期間：平成17年2月9日～2月25日

調査対象：日経 WHO'S WHO の被掲載者（無作為抽出）

調査方法：郵送調査

調査地域：全国

調査主体：(財)データベース振興センター

調査実施：(株)日経リサーチ

送信数： 1,500件

回収数： 306件

回収率： 20.4%

調査結果は第3章参照

4. 説明会開催実績

日時 平成16年7月8日（木）午後2時～3時30分

議題 「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とする
ガイドライン」について

講師 経済産業省商務情報政策局情報経済課係長 太田克良氏

会場 新橋住友ビル会議室

主催 (財)データベース振興センター 共催 日本データベース協会

参加者数 82名

[法律名等の省略表記について]

本文中で省略して表記した法律等の正式名称は以下の通り。

① 個人情報保護法

…個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

② 政令

…個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年 12 月 10 日政令第 507 号）

③ 経済産業省ガイドライン

…個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（平成 16 年 10 月）

④ 金融庁ガイドライン

…金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年 12 月）

第1章 データベースプロデューサー個人情報保護ガイドライン検討の過程

1. 1 策定までの経緯

データベースサービス業界における個人情報保護ガイドラインに関するこれまでの経緯をみると、当時の通商産業省からの各業界団体に対する要請を受けて、まず 1991 年、日本データベース協会（D I N A）において「個人情報保護に関するガイドライン」が策定され、会員へ周知された。その後、個人情報保護法の法制化を巡る論議が高まったことなどをを受けて見直しが行われ、2000 年には新ガイドライン案が提案されたものの、同法の成立が遅れた影響もあり最終合意には至らなかった。2003 年に同法が成立したことを受け、（財）データベース振興センター内に「データベースの個人情報保護に関する調査研究委員会」を設置し検討を再開した結果、2004 年 3 月に「データベースサービス業界 個人情報保護ガイドライン [暫定版]」をとりまとめるに至った。2004 年度は同委員会の下にワーキンググループを設置し、各省庁より示された個人情報保護ガイドライン等をも踏まえて、より実務に即したガイドラインに改訂すべく見直し作業を進めた。

1. 2 検討目的及び検討の進め方

個人情報保護について考える際、データベースサービス業界がその他の業界と最も異なるのは、商品として個人情報を含むデータベースを製作し顧客に販売している点である。そこで、本年度のデータベースの個人情報保護に関する調査研究委員会並びにワーキンググループでは、その主要な商品である「企業情報データベース」及び「人物情報データベース」に焦点を当て、データベースサービス業界が法令順守のうえで抱える固有の課題と対応策について検討を加え、その結果を業界ガイドラインへ反映することを主な目的に活動を行った。なお、その他の各企業における顧客情報や雇用管理情報については、業界固有の問題ではないことから検討の対象外とした。

検討の進め方としては、2004 年度に相次ぎ示された「経済産業省ガイドライン」をはじめとする各官庁や関連団体の個人情報保護ガイドライン等を対象に文献調査を行ったほか、以下のアンケートによる実態調査および事例研究を行った。また、説明会の開催を通じて意見吸収等に努めた。

①実態調査

- ・「データベースサービス業における個人情報保護の取り組みについての調査（2004 年 10 月実施）」

前年度に続き、データベースサービス事業者を対象に個人情報保護体制の進捗状況等を調査した。

- ・「人物データベース被掲載者の意識調査（2005 年 2 月実施）」

人物情報データベースの被掲載者本人を対象に、データベースを通じた個人情報提供に対する意識を調査した。

②事業者の事例研究

各事業者が個人情報保護法を順守するうえで直面している具体的事例（疑問点・問題点等）に基づき、対応策等について検討した。

③経済産業省ガイドライン説明会の開催

経済産業省の政策担当者を講師に招き、データベースサービス事業者を対象に個人情報保護法並びに標記ガイドラインの周知徹底をはかるとともに業界内の意見吸収に努めた。

1.3 検討対象データベースの概要

以下に検討の対象とした企業情報データベース並びに人物情報データベースの概要について紹介する。

1.3.1 企業情報データベース

企業情報データベースは、企業の現状を伝えるファクトデータに加え、データベース製作企業による評価情報を含むものもあり、金融機関の与信業務をはじめ、ビジネス全般の場で幅広く使用されている。平成15年度版データベース台帳総覧における「ビジネス・（企業財務／企業情報（日本）」分類への登録件数は、全3,153件中171件で3番目に多い（同一のデータベースを複数のディストリビューターが提供しており、延べ数。以下同じ）。また、（財）データベース振興センターが例年実施している「データベースサービス実態調査（ユーザー編）」の回答でも、利用回数の多いデータベースとして毎回トップにあげられている。代表的なデータベース例を表1-1に示す。

表1-1 企業情報データベースの例

データベース名	プロデューサー名	収録件数
帝国データバンク企業概要ファイル（COSMOS2）	（株）帝国データバンク	約124万件
東京商工リサーチ企業情報	（株）東京商工リサーチ	約114万社

（出所）平成15年度「データベース台帳総覧」

表1-2 利用回数の多いデータベース（N=249：複数回答）

順位	データベース名	回答件数	回答率（％）
1	COSMOS（帝国データバンク企業情報）	106	42.6
2	日経新聞記事データベース	65	26.1
3	TSR（東京商工リサーチ企業情報）	64	25.7
4	JSTPlus	63	25.3
5	PATOLIS特許・実用新案ファイル	55	22.1
6	CA/CA Plus/CA-SEARCH	40	16.1
7	朝日新聞記事データベース	33	13.3
8	PATOLIS商標ファイル	20	8.0
9	JMEDPlus	19	7.6
10	MEDLINE	15	6.0
11	日経BP社雑誌記事データベース	14	5.6
11	WPI	14	5.6
11	読売新聞記事データベース	14	5.6
14	REGISTRY	13	5.2
15	毎日新聞記事データベース	12	4.8

（出所）データベースサービス実態調査（ユーザー編）（2004年10月）
（調査主体）（財）データベース振興センター

企業情報データベースの一般的な収録項目は、代表者、大株主、主要取引先、主要取引銀行等のほか、売上高、税引後利益、配当、申告所得等の財務項目、評点などである（資料編（１）参照）。このうち、個人情報に該当する項目としては、表１－３に示すような項目がある。

なお、情報の取得方法としては、①対象企業に調査票を送付し回答を入手、②商業登記簿や有価証券報告書等の公開情報を利用、③独自取材などがある。

表１－３ 企業情報データベースに収録されている個人情報の例

代表者	当該企業の登記上に記載してある代表取締役。複数の代表があるときは取締役社長、取締役頭取等を収録	
株主名	当該企業の株主(出資者)を上位５株主(出資者)収録	
役員	当該企業の役職名・役員名を上位１０名まで収録	
代表者プロフィール	役職名	当該企業の代表者役職名
	氏名	登記上に記載してある代表取締役。複数の代表がある場合は取締役社長、取締役頭取等を収録
	生年月日	当該企業の代表者の生年月日
	住所	当該企業の代表者自宅住所
	電話番号	当該企業の代表者自宅住所の電話番号
	出身地	当該企業の代表者の出身都道府県
	出身校	当該企業の代表者の出身大学

(注) 帝国データバンク 企業概要ファイル (COSMOS2) より抜粋
(出所) (株) 帝国データバンク

1.3.2 人物情報データベース

人物情報データベースは、現存または歴史上の個人の略歴や業績等のプロフィールを収録しており、作家、研究者、ビジネス関係、政治・行政関係、国籍等の分野毎のものと分野を問わないものがある。平成１５年度版データベース台帳総覧における「一般・(人物／機関情報)」分類への登録件数は、８０件で順位は１３番目であった。代表的なデータベース例を表１－４に示す。

表１－４ 「人物情報」データベースの例

データベース名	プロデューサー名	収録件数
東京商工リサーチ経営者情報	(株) 東京商工リサーチ	約 72 万件
WHO	日外アソシエーツ (株)	約 43 万人
ダイヤモンド役員・管理職情報	(株) ダイヤモンド社	約 33 万件
日経人事データバンク (日経 WHO'S WHO)	(株) 日本経済新聞社	約 30 万人

(出所) 平成 15 年度「データベース台帳総覧」

人物情報データベースに収録されている項目の例を表１－５に示す。データベースの性質上、ほとんど全てが個人情報に該当する項目となる。情報の取得方法としては、①本人に調査票を送付し回答を入手、②本人等より公開された情報を利用などがある。

表 1 - 5 人物情報データベースに収録されている項目の例

企業名	商業登記上の正式商号。(検索用として略称も収録しています。)
姓名	姓名。(表記は原則として調査回答によります。) ・新聞などにより更新した新任の方は、姓名のかな読みを収録していない場合があります。 ・アルファベット表記の外国人姓名の場合、Last(Family) name、First name、Middle name の順となります。Last name はカタカナ表記で、First name、Middle name は頭文字のみ表示しています。(例：ジョン・ウィリアムズ氏→ウィリアムズ,J.) ・画面やプリンターで表示できない旧字体(JIS 外字)はできるだけ新字体で置き換えています。この場合、読みをカタカナ表記しています。置き換えることのできない場合は、旧字体部分を■や■で表示しています。
生年月日	生年月日。年は和暦(西暦)で表示。役員級以上での収録となります。
性別	男性、女性の区別。役員級以上での収録となります。
出身地	出身都道府県名または出身国(地域)名。役員級以上での収録となります。
現職名	現職名と就任日。兼務の場合は複数収録しています。
代表権	代表権がある場合のみ「有り」を表示しています。
勤務先	勤務先所在地と電話番号。 ・勤務先事業所の所在地。海外の場合は都市名までの収録となります。現職が複数あり、各々勤務先が違う場合は、勤務先が複数表示されます。 ・電話番号は原則として勤務先事業所の代表電話番号です。
学歴	卒業年。原則として最終学歴。それ以前の学歴を収録している場合もあります。役員級以上での収録となります。
入社入省	入社もしくは入省年月。入社入省後統合・再編などがあつた場合も元の組織の入社入省年月を収録しています。役員級以上での収録となります。 ・他社他省から役員として直接入社入省した場合はその年月。 ・合併会社の場合、被合併会社出身者は被合併会社の入社年月。
社内歴	社内での役職履歴。 ・社名変更および合併があつた場合、それまでの役職履歴を□前会社名□として表示することがあります。 ・新聞(日経産業新聞)掲載の予定人事は、就任予定役職名末尾に(予)を、退任予定日末尾に*を付加して表示しています。 ・審議会などの任期が決まっている役職で再選後再任された場合、同一役職でも履歴上は各任期毎に分けて収録しています。
社外歴	役員の入社前の主な職歴と社外歴。 ・日経 WHO'S WHO 収録対象の会社および団体については現職を表示しています。 ・入社前の主な職歴と上記以外の社外歴についても収録しています。
人事異動速報	・新聞(日経産業新聞)に掲載された会社人事記事を、原則掲載翌日に各個人のデータの本文部下部に表示します。 ・紙面上「前の記述と同じ」を意味する「同」を展開した場合「\」で囲って表示します。 ・□常務(取締役)赤坂太郎□同(同)大手次郎 ↓ 常務(取締役)赤坂太郎\常務\(\取締役\)大手次郎 ・最長 2 カ月表示します。現職名として本文部に反映された時点で消えます。 ・同一社内に同姓同名の人物がいる場合など、表示されないことがあります。 ・実際の紙面掲載では識別しにくい部署名や並び順も存在するため、「同」の展開が不完全になることがあります。現職名に反映する際に内容修正されます。

調査日	定期調査の年月日を表示しています。公表資料より情報を入手した場合はその年月日を表示しています。また、見出しには右端に調査年月および人事異動記事等からの更新を示す「*」を以下の基準で表示しています。 1. 定期調査等により更新された場合は調査年月を表示。(例：2004/10) 2. 定期調査等更新後、人事異動記事等より就退任の情報が追加された場合は調査年月と「*」を表示。(例：2004/10*) 3. 人事異動記事等のみから新たに追加された新任者は「*」のみを表示。(例：*)
役員級以上の収録項目	以下の項目については、原則として役員級についてのみ調査・収録しています。 ・ 性別 ・ 生年月日 ・ 出身地 ・ 入社入省年月 ・ 学歴 ・ 資格(博士号などの学位または弁護士、公認会計士などの資格) ・ 加入団体(個人の資格で加入している団体名) ・ 自社株保有数 ・ 趣味 ・ 叙勲/褒章/表彰 ・ ゴルフ会員クラブ名/ハンディ ・ 主な著作 ・ 座右の銘

回答側の意向により収録していない項目があります。また、これまで収録していた項目の収録を取り止めることがあります。

(出所) 日経テレコン 21 日経 WHO'S WHO のヘルプ画面

1. 4 各事業者の事例研究

業界ガイドラインの見直しに当たっては、データベースサービス業界の実態を極力反映させるため、(財)データベース振興センターならびに日本データベース協会会員に対し、個人情報保護法を順守するうえで直面している疑問点・問題点等の具体的事例の提出を呼びかけ、これに基づいて対応策等を検討した。以下に委員会並びにワーキンググループでの検討内容を紹介する。

1.4.1 データベースの顧客企業に生じる義務・必要な体制等について

事例1) 顧客企業に提供したデータは、顧客企業にとり「保有個人データ」となるか。

一般的にデータベースサービス事業者は顧客企業と利用契約を結ぶが、その条件は第三者提供を禁じる(=再販しない)ことを目的としており、顧客企業が社内でデータのマージや項目の修正等の各種処理を行うことに対して制約を加えるものではない。

顧客企業が個人情報取扱事業者に該当し、購入情報や公開情報を自社データベースに編入した場合、訂正等の他、たとえ利用契約が第三者への転売不可または譲渡制限付きであっても第三者提供の停止は可能であり、6ヶ月以内に消去するなどの例外に当たらない場合、保有個人データとなる。顧客企業には本人からの訂正等の求めに対応する義務が生ずる。

なお、経済産業省ガイドラインでの保有個人データの解説では、「すべてに応じることができる」とあるが、一部が制約されている場合に、はたして権限が有るといえるのか無いといえるのか解釈が問題となる。

また、データを修正せずに、閲覧だけしている顧客企業の場合は保有個人データに該当しない。

▼関係法令

【個人情報保護法】
(定義)

第2条第5項

この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

【政令】

第3条

法第2条第5項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 1 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- 2 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- 3 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- 4 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安

全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

第4条

法第2条第5項の政令で定める期間は、6月とする。

【経済産業省ガイドライン】

1.(5) 「保有個人データ」(法第2条第5項関連)

P8 「保有個人データ」*1とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する*2「個人データ」をいう。(後略)

事例2) 顧客企業の持つ個人データに、経産省ガイドラインの「特定の個人の数に算入しない」要件に全て当てはまるものがある場合は、他の個人データが5,000件を超えなければ個人情報取扱事業者該当しないか。

本要件は電話帳、カーナビをターゲットにしたもので、個人情報データベース等に含まれる項目については「氏名、住所、電話番号」の3項目のみの場合は「特定の個人の数」に算入されないが、この他に所属企業名や肩書きなどが1項目でも加わると算入対象となる。

▼関係法令

【個人情報保護法】

(定義)

第2条第3項

この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 国の機関
- 2 地方公共団体
- 3 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)
- 4 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)
- 5 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

【政令】

第2条

法第2条第3項第5号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。)若しくは電話番号のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。)の合計が過去6月以内のいずれの日においても5000を超えない者とする。

【経済産業省ガイドライン】

1.(3)「個人情報取扱事業者」(法第2条第3項関連) P6

※「特定の個人の数」について

個人情報データベース等が、以下の要件のすべてに該当する場合は、その個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人数は、上記の「特定の個人の数」には算入しない。

- ① 個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものである。
- ② その個人情報データベース等を構成する個人情報として氏名、住所（居所を含み、地図上又はコンピュータの映像面上において住所又は居所の所在場所を示す表示を含む。）又は電話番号のみを含んでいる。
- ③ その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加え、識別される特定の個人を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを変更するようなことをしていない。

【特定の個人の数に算入しない事例】

- 事例1) 電話会社から提供された電話帳及び市販の電話帳 CD-ROM 等に掲載されている氏名及び電話番号
- 事例2) 市販のカーナビゲーションシステム等のナビゲーションシステムに格納されている氏名、住所又は居所の所在場所を示すデータ（ナビゲーションシステム等が当初から備えている機能を用いて、運行経路等新たな情報等を記録する場合があったとしても、「特定の個人の数」には算入しないものとする。）
- 事例3) 氏名又は住所から検索できるよう体系的に構成された、市販の住所地図上の氏名及び住所又は居所の所在場所を示す情報

事例3) データベース提供先の顧客企業に個人より削除・修正要求があった場合、顧客企業はこの削除・修正要求をデータベース提供企業に伝えなければならないか。

法律上は伝える義務はない。データベース提供企業と顧客企業との契約関係に依存する。

事例4) 顧客企業が個人の削除・修正要求を伝えてきた場合、データベース提供企業はこれに応じなければならないか。

法律上は本人（個人）と顧客企業の問題であり、データベース提供企業は応じる義務はない。データベース提供企業と顧客企業との契約関係に依存する。ただし、本人が直接データベース提供企業に要求してきた場合は対応する必要がある。

ディストリビューターにおける苦情窓口の表示について

一般にデータベースに含まれる個人データは、プロデューサーにとり保有個人データに該当する。一方、ディストリビューターは、通常プロデューサーとの間でデータベースの改変等を禁じる契約を締結しており、本人からの開示等の求めのすべてに応じる権限を有さないことから、ディストリビューターの保有個人データには該当しないと考えられる。

従って、この場合のディストリビューターには、本人からの訂正・削除等の要求に応じる法律上の義務は生じない。しかしながら、本人の視点から、当該データベ

ースがどの事業者の保有個人データかが分からないと混乱を招くため、ディストリビューターは利用者に対し、プロデューサーにおける開示等の受付先を明示することが望ましい。また、プロデューサーとの契約により、ディストリビューターが苦情の一次サポートを担当し、プロデューサーとの間を媒介するケースも考えられる。

事例5) 顧客に書籍で販売した場合の対応はどうか。

データベースの販売の場合と同じである。書籍の背後にデータベースがあり、これに対して本人が要求すると解釈する。削除・修正は、個人情報保護法では多大な費用を掛けなくても良いとしており、事業者側の解釈としては、次の版から対応ということで良いのではないかと。ただし、プライバシーの面で問題となる可能性もあり、ケースバイケースで考えることが必要となる。

▼関係法令

【個人情報保護法】

(利用停止等)

第27条第1項

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第17条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第27条第2項

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第23条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(注) 1. 第16条：利用目的による制限

2. 第17条：適正な取得

3. 第23条第1項：第三者提供の制限（事前の本人同意原則）

事例6) 顧客企業がデータベース提供企業からデータを購入し、広告代理店に個人へのDM発送業務を委託するケースで、個人より顧客企業に対し、削除・修正要求があった場合、応じる義務があるか。

委託のケースに当たる。顧客企業は条件を指定するだけで発送名簿を見ていないとしても、本人からみれば、あくまでも顧客企業からのDMであり、顧客企業が責任を負わなければならない。名簿を見ているかどうかは内部関係であり、ミスがあった場合、見ていない顧客企業の管理不行届きになる。

▼関係法令

【個人情報保護法】

(委託先の監督)

第22条

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

事例7) 共同利用の場合の「共同して利用する者の範囲」には具体名の記載も含まれるのか(データベース商品をグループで購入している顧客企業の事例)。

〇〇グループで済むか、それとも社名を全て列挙しなければならないのか、現時点で明確なコンセンサスはない。ホームページ等での個別列挙が確実であるが、企業の参入・退出をどう扱うか、融通性が失われることが問題となる。なお、金融庁のガイドラインでは、「有価証券報告書に記載の子会社、連結対象会社及び持分法適用会社」が適切な事例として示されている。他に「銀行法に基づく銀行」も範囲が明確であると言われている。

▼関係法令

【個人情報保護法】

(第三者提供の制限)

第23条第4項第3号

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

3 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

【経済産業省ガイドライン】

2.(4)③ iii. 共同利用(法第23条第4項第3号関連) P40

個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、以下のア)～エ)の情報をあらかじめ※1本人に通知※2し、又は本人が容易に知り得る状態※3に置いておくとともに、共同して利用することを明らかにしている場合は、第三者に該当しない。

(中略)

イ) 共同利用者の範囲(本人からみてその範囲が明確であることを要するが、範囲が明確である限りは、必ずしも個別列挙が必要ない場合もある。)

(後略)

【金融庁ガイドライン】

第13条 第三者提供の制限（法第23条関連）

7 法第23条第4項第3号について（P11）

（中略）

事業者による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同して利用する者を個別に列挙することが望ましい。また、共同して利用する者の外延を示すことにより本人に通知等する場合には、本人が容易に理解できるよう共同して利用する者を具体的に特定する必要がある。外延を示す具体例としては、

- ・当社及び有価証券報告書等に記載されている、当社の子会社
 - ・当社及び有価証券報告書等に記載されている、連結対象会社及び持分法適用会社
- といった方法が適切である。

（後略）

1.4.2 オプトアウトの実施について

事例8） 本人がホームページで不特定多数に対して公開している情報についても、別途許諾が必要か。

本人が公開している情報を収集してデータベースに収録する場合も個人データの提供にあたる。ただし個人情報保護法第23条第2項にもとづきオプトアウトの手続きをしていれば本人の許諾なしに第三者提供は可能である。

▼関係法令

【経済産業省ガイドライン】

2.(2)② 利用目的の通知又は公表（法第18条第1項関連）P19～20

法第18条第1項

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

（中略）

【本人に通知又は公表が必要な事例】

事例1）インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得する場合

事例2）インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得する場合

（後略）

【個人情報保護法】

（第三者提供の制限）

第23条第1項

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第23条第2項

個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 1 第三者への提供を利用目的とすること。
- 2 第三者に提供される個人データの項目
- 3 第三者への提供の手段又は方法
- 4 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

【経済産業省ガイドライン】

(1) 第三者への提供（法第23条関連）

（中略）

② オプトアウト（法第23条第2項関連）P37～38

個人情報取扱事業者は、第三者提供におけるオプトアウト※1を行っている場合には、本人の同意なく、個人データを第三者に提供することができる。

※1 「第三者提供におけるオプトアウト」とは、提供に当たりあらかじめ、以下のi.～iv.の情報を、本人に通知※2し、又は本人が容易に知り得る状態※2に置いておくとともに、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することをいう。

※2 「本人に通知」については、1.(7)参照。

※3 「本人が容易に知り得る状態」については、1.(11)参照。

【オプトアウトの事例】

事例1) 住宅地図業者（表札や郵便受けを調べて住宅地図を作成し、販売（不特定多数への第三者提供））

事例2) データベース事業者（ダイレクトメール用の名簿等を作成し、販売）

（中略）

以下のi.～iv.の事項すべてをあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

i. 第三者への提供を利用目的とすること。

ii. 第三者に提供される個人データの項目

事例1) 氏名、住所、電話番号

事例2) 氏名、商品購入履歴

iii. 第三者への提供の手段又は方法

事例1) 書籍として出版

事例2) インターネットに掲載

事例3) プリントアウトして交付等

iv. 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

事例9) 公開情報から取得した個人情報をオプトアウトにより第三者提供する際、どういった内容の情報までが提供可能か。

個人情報保護法上では、不正に取得しない限り、公開情報から転載できる内容に制限はなく、同法の成立に対応して現在の提供内容を変更する必要はない。ただし、プライバシーの問題が別途あるので、それに抵触しないかという観点からチェックする必要がある。

なお、報道の例では芸能人、政治家では本人のプライバシーがある程度制約させてもやむを得ないとの判例があるが、データベースサービスも国民の知る権利に奉仕している側面があり、これを訴えることがビジネスの円滑化につながるとも考えられる。

事例10) 公刊された書籍の「著者紹介」を書誌事項の一部として書籍データベースに収録し、第三者に提供することは個人情報保護法には抵触しないか。

公開情報からの個人情報の取得に当たる。第三者提供はオプトアウトの手続きをとり行えば問題とならない。ただし「著者紹介」が著作物に当たる場合は、本来は別途著作権法に基づく著作権者の許諾が必要になる。同様の事例として、インターネットの書籍販売における表紙写真の引用があるが、販売促進につながることから問題化していない現実がある。

事例１１） 本人許諾に対して回答しない人物についてどう対応すべきか。第三者提供は可能か。

「無回答の場合、同意とみなす」旨の書面を送り、回答がない場合、「黙示の同意」を得たと認められるのは難しい場合が多い。認められるのは、同意を得る対象が確実に本人に伝わっている前提で、別ルートからも同意を得るよう積極的に努力したなどの例外的なケースである。第三者提供は、本人の回答が無くてもオプトアウトの手続きをしていれば可能となる。

▼関係法令

【経済産業省ガイドライン】

1.(10)「本人の同意」P11～12

「本人の同意」とは、本人の個人情報、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提。）。

また「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

【本人の同意を得ている事例】

- 事例１） 同意する旨を本人から口頭又は書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）で確認すること。
- 事例２） 本人が署名又は記名押印した同意する旨の申込書等文書を受領し確認すること。
- 事例３） 本人からの同意する旨のメールを受信すること。
- 事例４） 本人による同意する旨の確認欄へのチェック
- 事例５） 本人による同意する旨のウェブ画面上のボタンのクリック
- 事例６） 本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

事例１２） 本人が許諾しない場合、「ご本人が公開を希望しておりません」といったメッセージを掲載することは問題ないか。

「希望しない」という意志表明も名前と結びついていると個人情報になるので、記号化して画面表示するなどの工夫が求められる。

1.4.3 評価情報の本人への開示について

事例13) 信用調査レポートのデータベースに関し、被調査先に「評価情報」まで開示すると、トラブルが発生し、正当な業務の運営が困難になると予想されるため、「評価情報のみ開示しない」事が認められることを求める。

評価情報だから一律に開示しなくてよいとの論理は通用しないおそれがある。個人情報保護法 25 条 1 項 2 号「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当するとの解釈をすべきであり、どの程度著しい支障があるのかを論証できるような体制を整えておく必要がある。その際、業界の適正な商慣行として主張できるかもポイントとなる。

▼関係法令

【個人情報保護法】

(開示)

第25条第1項

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 1 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 2 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 3 他の法令に違反することとなる場合

【政令】

政令第6条

法第25条第1項の政令で定める方法は、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）とする。

【経済産業省ガイドライン】

2.(5)2) 保有個人データの開示（法第25条関連）P45～47

(中略)

- ii. 個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

事例1) 試験実施機関において、採点情報のすべてを開示することにより、試験制度の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

事例2) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることによって他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(後略)

1.4.4 適用除外について

事例 14) 倒産情報紙部門が報道機関として認定され、適用除外となることを求める。

伝統的な新聞社だけが報道に該当する訳ではない。個人情報保護法 50 条第 2 項の報道の定義に該当するよう会社の建て付けを整え、定款において「報道」等の表現で一つの柱にし事業形態を分ける等、外形を作るとともに、報道目的であることをアピールし、世の中の認知を得ることが必要となる。

▼関係法令

【個人情報保護法】

(適用除外)

第 50 条第 1 項

個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

- 1 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
- 2 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 3 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
- 4 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 5 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

第 50 条第 2 項

前項第 1 号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

第2章 データベースサービス業における個人情報保護の取り組みについての調査結果

2.1 調査概要

(財)データベース振興センターは、データベース提供法人、特に人物情報を中心とした個人情報を含むデータベースを作成・提供している企業・団体に対して、個人情報を含む外部提供用のデータベースについて、個人情報の取扱いの実態や法令順守上の課題等を把握するため、「データベースサービス業における個人情報保護の取り組みについての調査」を実施した。

調査対象は、2003年8月に実施した「個人情報保護についての調査」で個人情報を含むデータベースを提供していると答えた企業・団体、及び経済産業省の編集する「データベース台帳総覧」に掲載されている人物・企業データベース提供企業の41社。各企業・団体に郵送で調査を依頼、郵送で回収した。調査期間は2004年10月27日から11月30日まで、有効回答は24社、回収率は58.5%であった。調査実施は(株)日経リサーチが担当した。

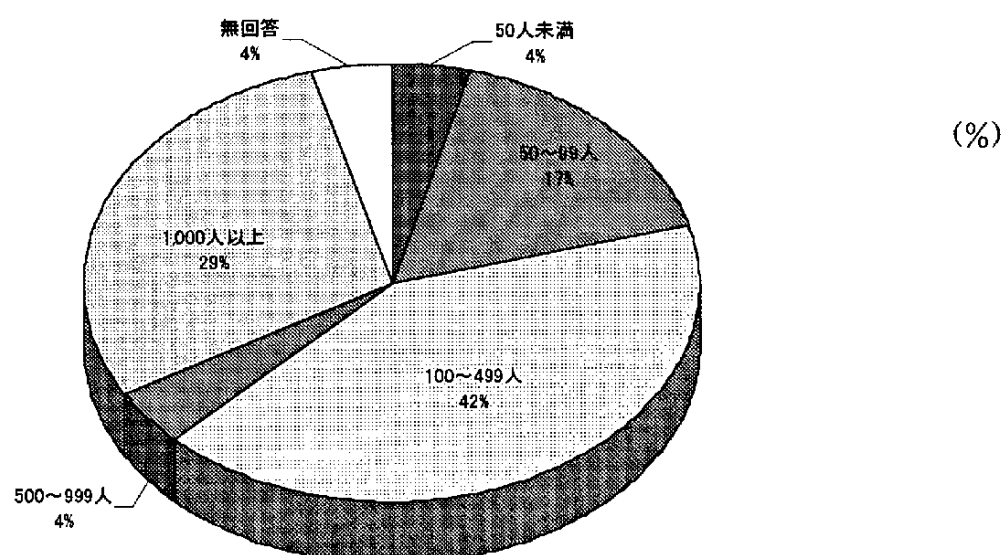
なお、国内で個人情報を含むデータベースを作成もしくは提供しているデータベースサービス事業者全てを調査対象とする設計としたが、総数が少ないため、回答数を併記する。

2.2 回答企業の構成

2.2.1 従業員数 <Q37>

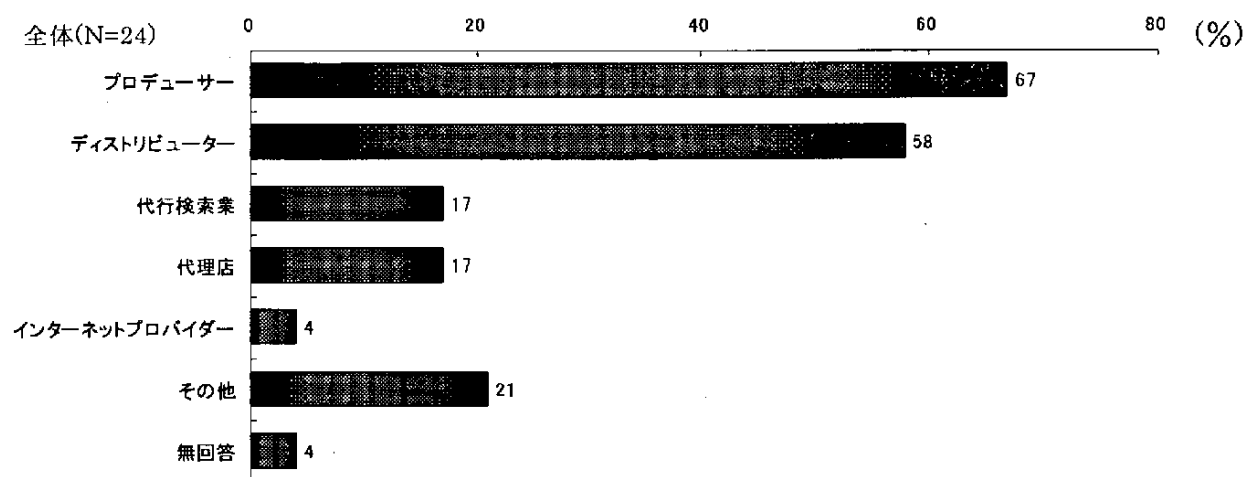
有効回答企業24社の従業員数の構成比は、100-499人の企業が42%(10社)を占め、ついで、1000人以上(29%：7社)50-99人(17%：4社)となっている。

全体(N=24)



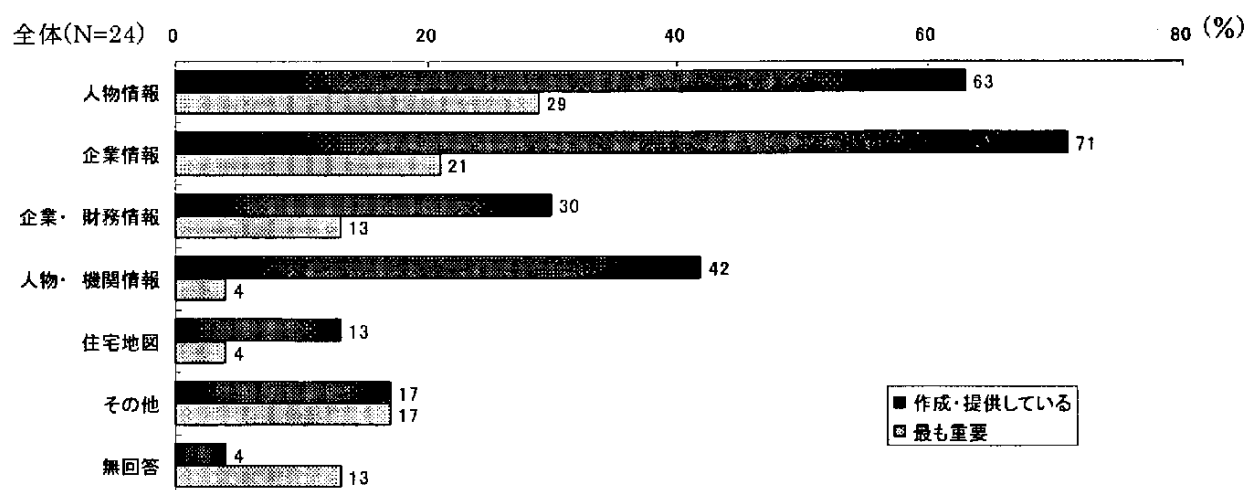
2.2.2 提供しているデータベースサービス <Q2,Q4,Q6,Q7,Q9>

各企業のデータベースのサービス形態(複数回答)をみると、プロデューサーが67%(16社)、ディストリビューターが58%(14社)であった。



作成・提供している個人情報を含むデータベースを見ると、最も多いのが、企業情報で7割(17社)、ついで人物情報6割(15社)。人物・機関情報が4割(16社)企業財務情報3割(7社)と続く。住宅地図を提供している会社は3社であった。

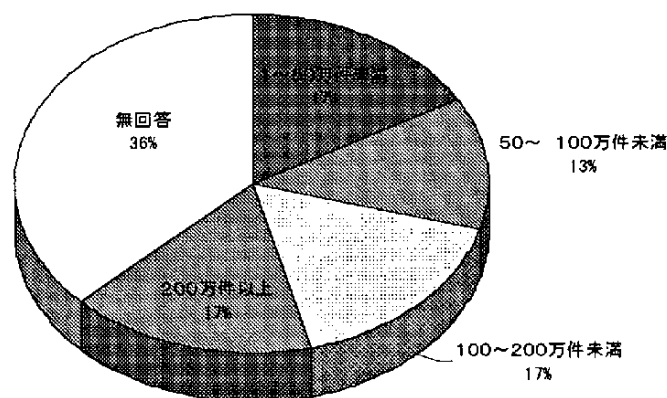
その中で回答社が最も重視しているデータベース(以下当該データベースという。)をみると、人物情報、企業情報の順であった。



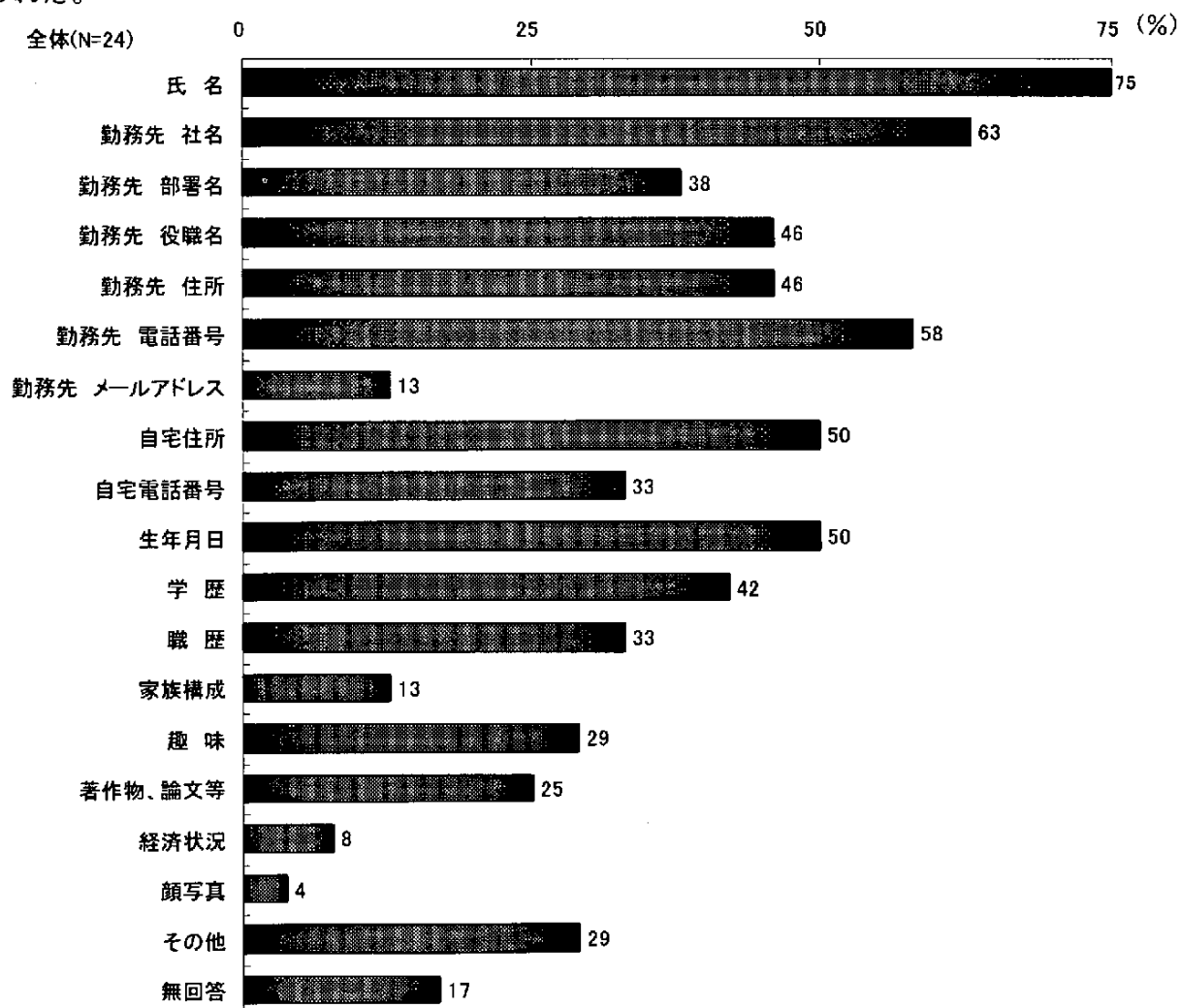
以下の設問は、当該データベースについて尋ねたものである。

当該データベースの収録件数は、50 万件単位で区切った場合、それぞれ 17%(4 社)前後と均等であった。

全体(N=24)



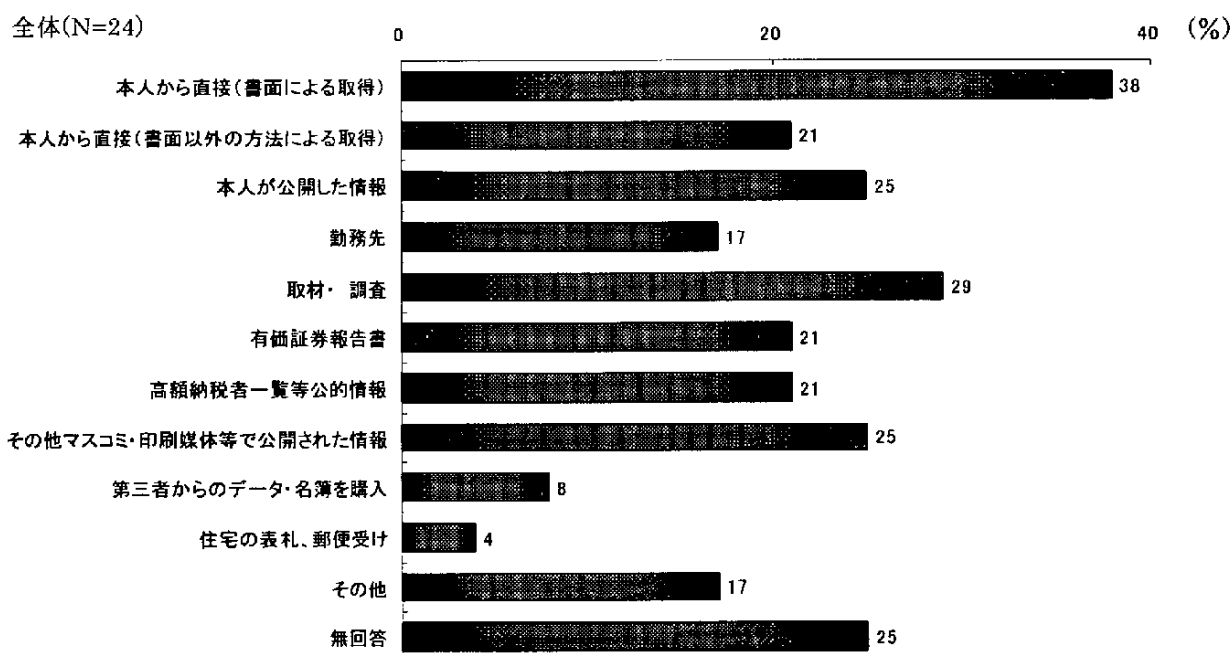
当該データベースの収録項目を聞いたところ、氏名 75%(18 社)が最も多く、ついで勤務先社名 63%(15 社)、勤務先電話番号 58%(14 社)が続く。半数の 50%(12 社)が自宅住所をデータベースに掲載していた。「メールアドレス」「家族構成」13%(3 社)「経済状況」8%(2 社)「顔写真」4%(1 社)を掲載している会社は少なかった。その他としては、倒産暦、出身地、性別、受賞記録、専門分野、クレジット取引状況、不動産の価格とその概要等があげられた。



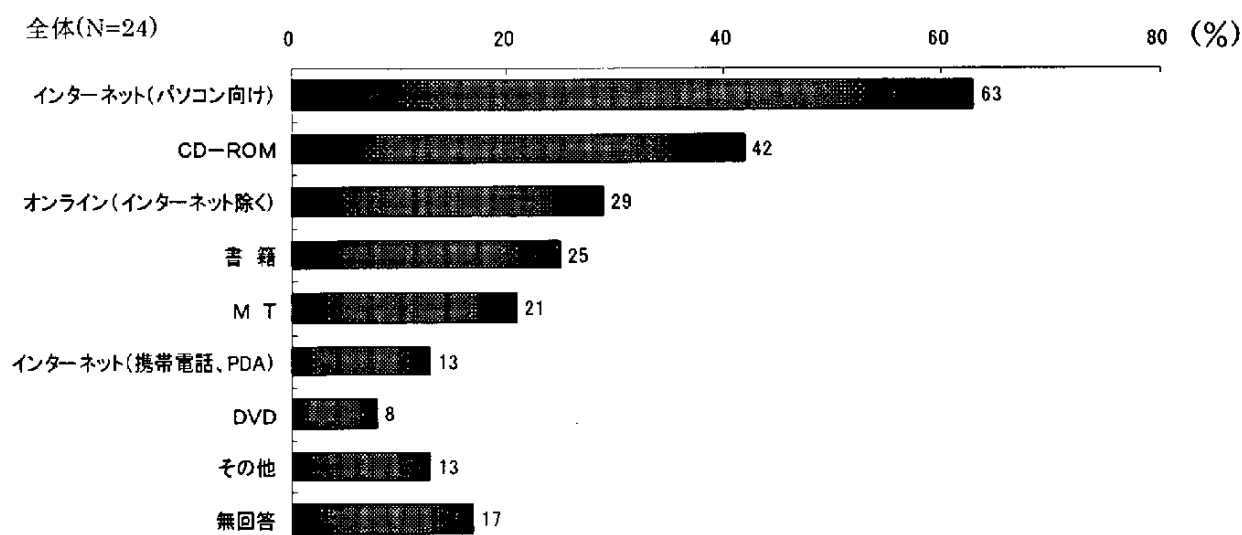
当該データベースの個人情報の入手経路を聞いたところ、「本人から直接（書面による取得）」が最も多く、38%(9社)、ついで「取材・調査」29%(7社)であった。

ついで、「本人が公開した情報」「その他マスコミ・印刷媒体等で公開された情報」が25%(6社)、「本人から直接（書面以外の方法による取得）」「有価証券報告書」「高額納税者一覧等公的情報」が21%(5社)となっており、様々な手法でデータベースのデータを収集していることがわかる。

なお、その他として、医学雑誌、会員企業、健保組合等があげられた。



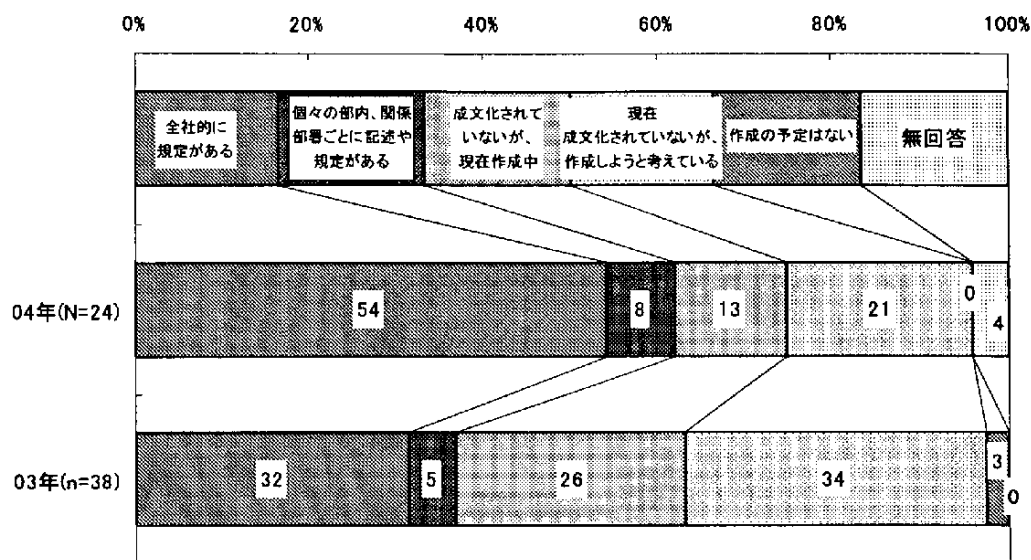
また、どのような媒体で当該データベースを提供しているか尋ねたところ、インターネット(パソコン向け)が最も多く63%(15社)、ついでCD-ROMの42%(10社)であった。



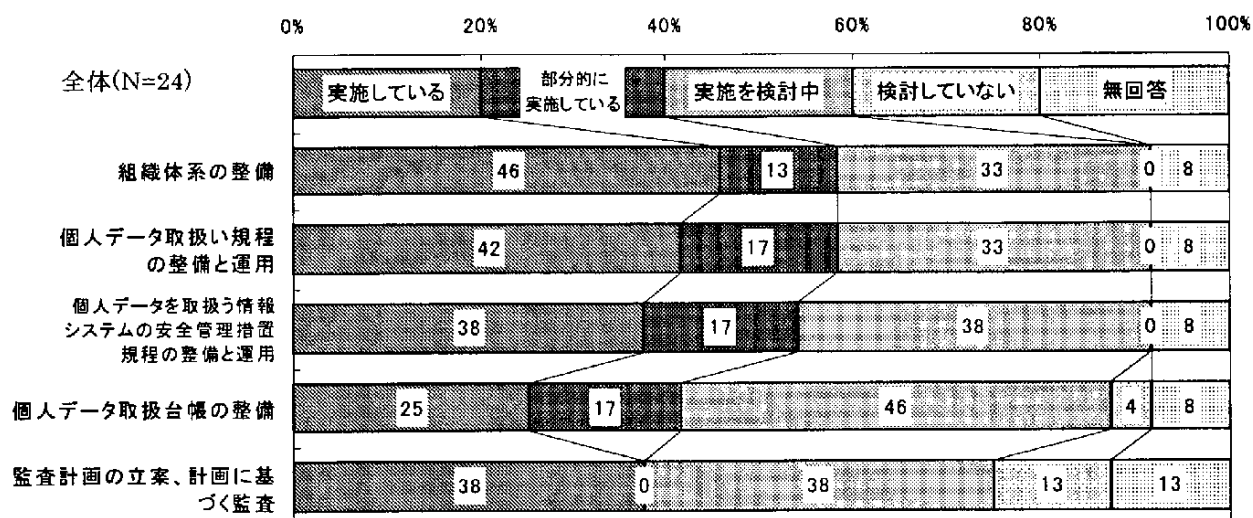
2. 3 個人情報保護対策

2.3.1 個人データの安全管理上の取り組みの実施 <Q38,Q31,Q29>

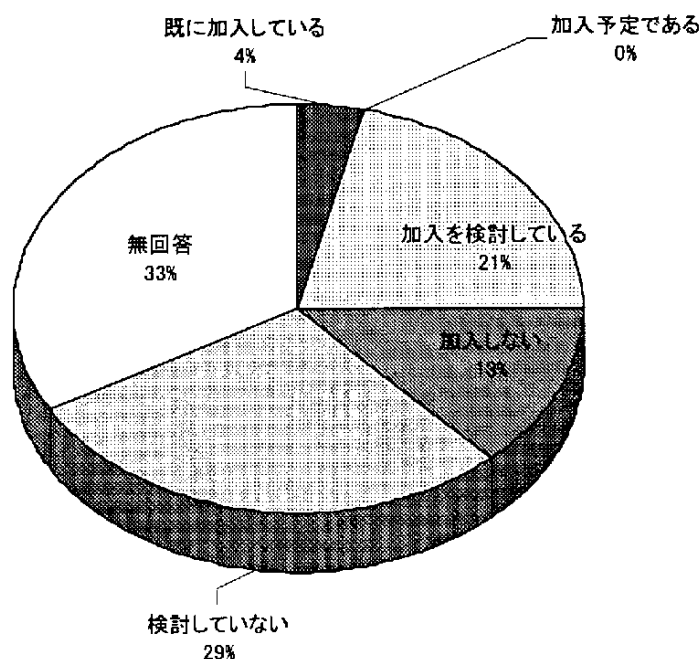
個人情報保護についてのガイドラインや指針・社内規定などについて、成文化の度合いを尋ねた。2003 年 8 月に実施した「個人情報保護についての調査」の結果（回答企業の内個人情報を含むデータベースを作成もしくは提供している企業の回答）と比較すると、全社的に規定がある会社の割合が 32%から 54%(13 社)に増加しており、昨年度よりも取り組み状況が進んでいる。



個人データの安全管理上の取り組みについて各社に聞いたところ、「実施している」項目は、「組織体系の整備」が 46%（11 社）と最も高く、ついで、「個人データ取扱い規定の整備と運用」（42%：10 社）、「個人データを取扱う情報システムの安全管理措置規程の整備と運用」（38%：9 社）、「監査計画の立案、計画に基づく監査」（38%：9 社）であった。また、各々の項目について、「検討していない」と答えた企業はほとんどない。特に、他の項目と比べて実施割合の少ない監査（「実施している」と「部分的に実施している」の合計 38%：9 社）についても実施を検討している企業（38%：9 社）が多く、積極的な取り組み状況が伺える。



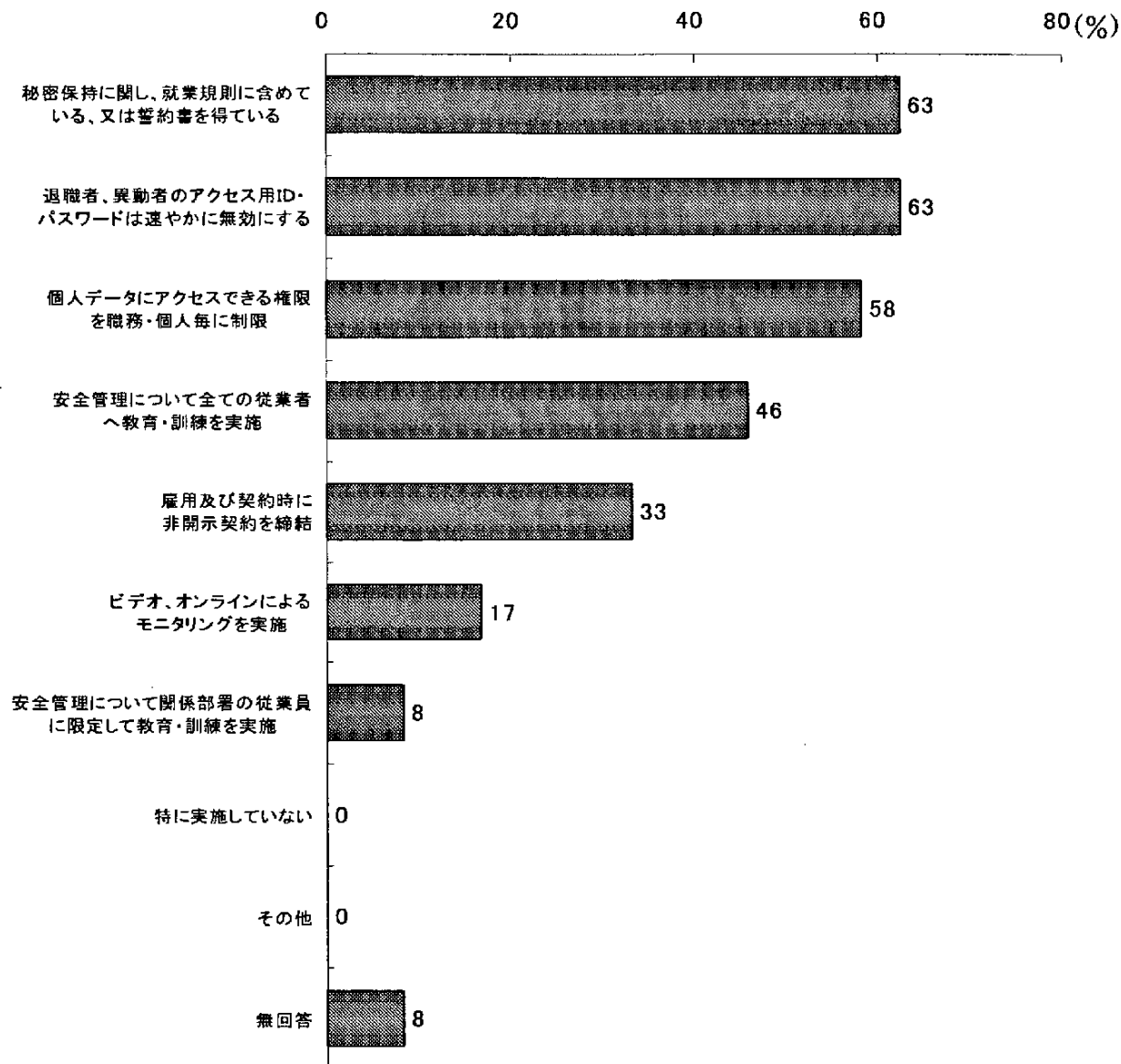
個人情報の漏えいがあった企業が支出する損害賠償金や謝罪広告掲載費用などを補償する賠償責任保険への加入について聞いたところ、加入を検討している合計（「既に参加している」＋「参加予定である」＋「参加を検討している」）は25%(6社)で、データベースサービス業界においてはその必要性は低いと捉えられている。



2.3.2 従業員の監督措置 <Q32,Q33>

従業員の監督措置は、「秘密保持に関し、就業規則に含めている、又は誓約書を得ている」「退職者、異動者のアクセス用ID・パスワードは速やかに無効にする」が共に 63% (15 社)と最も高く、ついで、「個人データにアクセスできる権限を職務・個人毎に制限」(58% : 14 社)、「安全管理について全ての従業員へ教育・訓練を実施」(46% : 11 社)となっている。「特に実施していない」と回答した企業は 0 社であった。

全体(N=24)

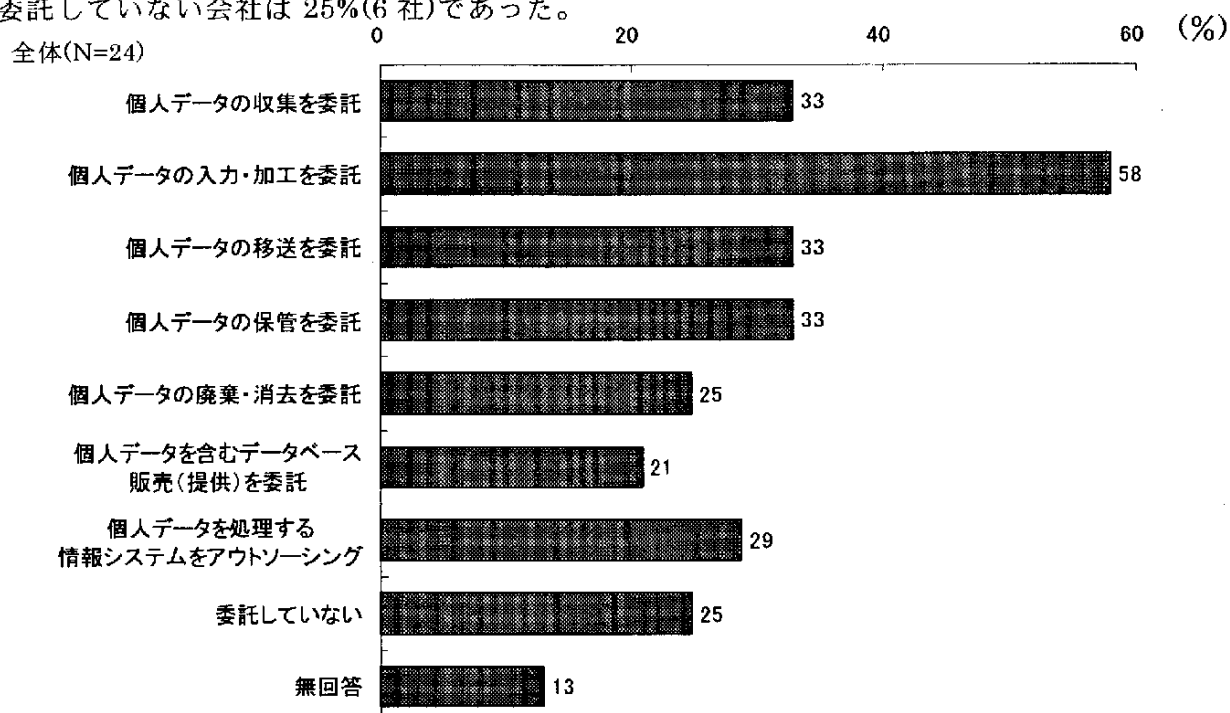


なお、従業員の監督実施上の課題となっていることを自由回答で聞いたところ、以下の点があがった。

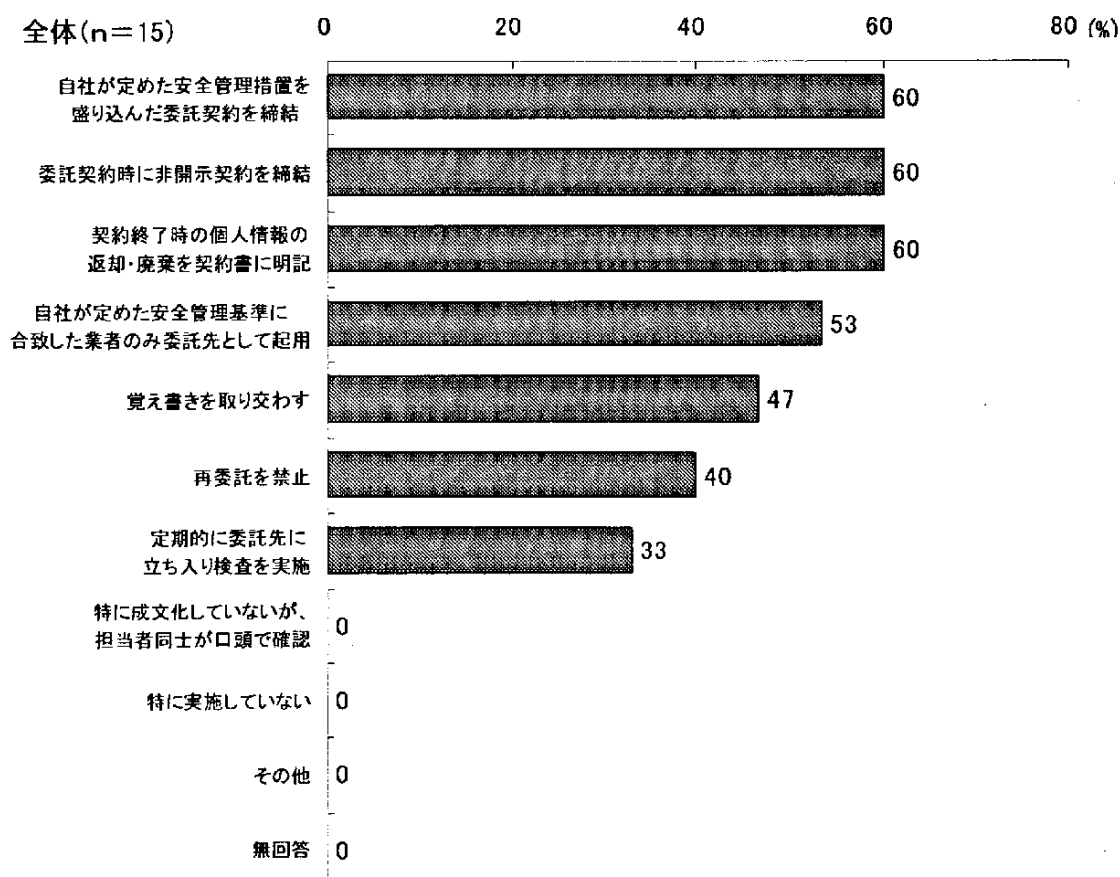
- 従業員の監督業務効率化のための情報共有と安全管理措置のバランス
- (特に人物情報に関して) Q32 の 3(安全管理について全ての従業員へ教育・訓練を実施)を早急に実施すること

2.3.3 委託の実施・監督措置 <Q34,Q35,Q36>

個人データ処理の委託状況を聞いたところ、58%(15社)が入力・加工を委託しており、委託していない会社は25%(6社)であった。



何らかの業務を委託している会社の委託先の監督措置をみると、「委託契約を締結」「非開示契約を締結」「個人情報の返却・廃棄を契約書に明記」が共に60%(9社)と契約上での個人情報保護対策が行われていることが伺える。



なお、委託先の監督実施上の課題となっていることを自由回答で聞いたところ、以下の点があがった。

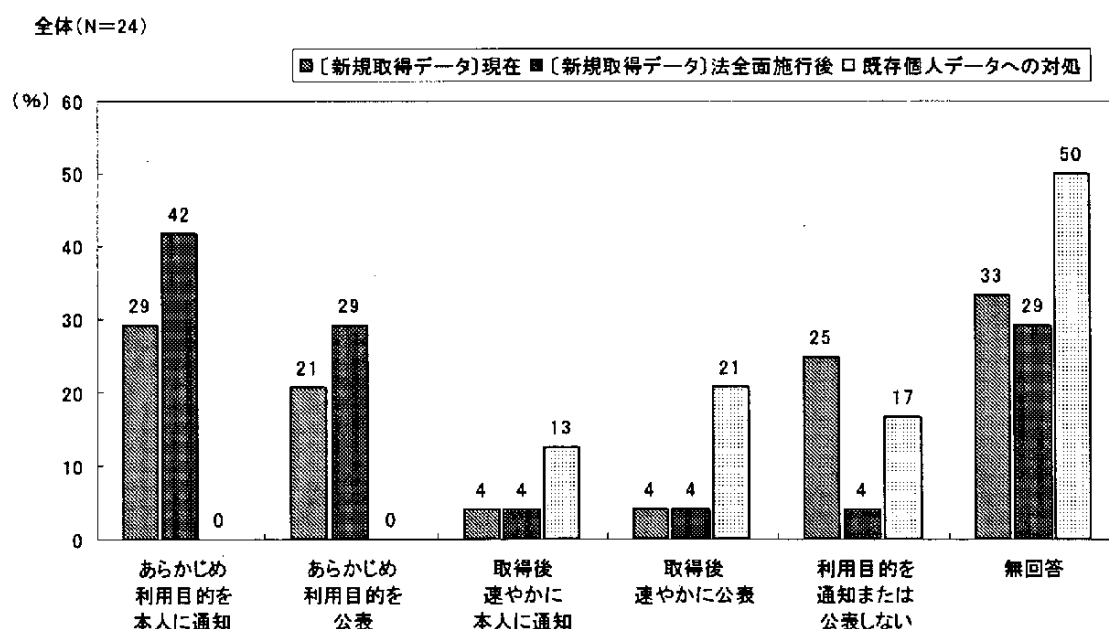
- 監査の方法、内容をどのようにするか
- 業者の選定基準をどうするのか

2. 4 データベース被掲載者への通知・公表および同意取得

2.4.1 個人データ取得に際しての利用目的の通知 <Q11>

当該データベースに含まれる個人情報について、本人への利用目的の通知または公表を行っているかどうかを、経済省ガイドラインの該当部分を例示して聞いた。現在「利用目的を通知または公表しない」企業は 25%(6 社)であるが、全面施行後はほとんど全ての企業で行うようになる。個人情報保護法全面施行後には、「あらかじめ本人に通知」が 29%(7 社)から 42%(10 社)へ、「あらかじめ公表」が 21%(5 社)から 29%(7 社)へ増える。取得後の通知・公表については、法施行前後で変化はなかった。

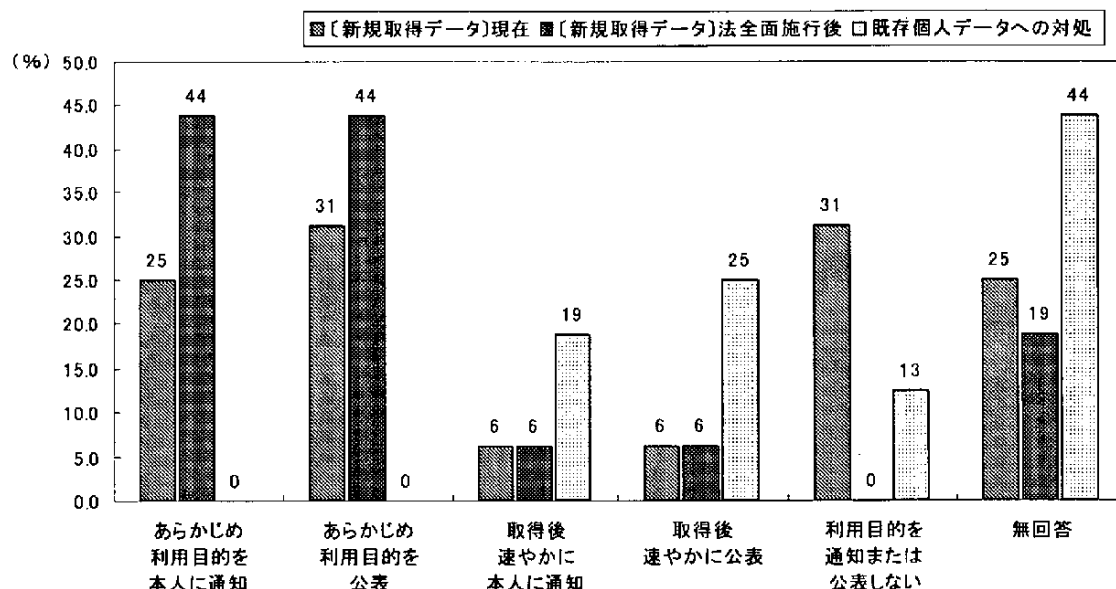
また、既に取得している個人データについての対処方法を聞いたところ、「取得後速やかに公表」21%(5 社)、「通知・公表しない」17%(4 社)と対応が別れた。



なお、対象を個人情報を一次取得するプロデューサー（含む兼業）16社に限定して集計してみると、「あらかじめ本人に通知」が現在の 25%(4 社)から法全面施行後には 44%(7 社)へ、「あらかじめ公表」が 31%(5 社)から 44%(7 社)へ増える。法全面施行後は事前の通知または公表を予定している社がほとんどであり、「通知または公表しない」予定の社は皆無であった。

プロデューサー（含む兼業）のみにについての集計結果

全体(n=16)

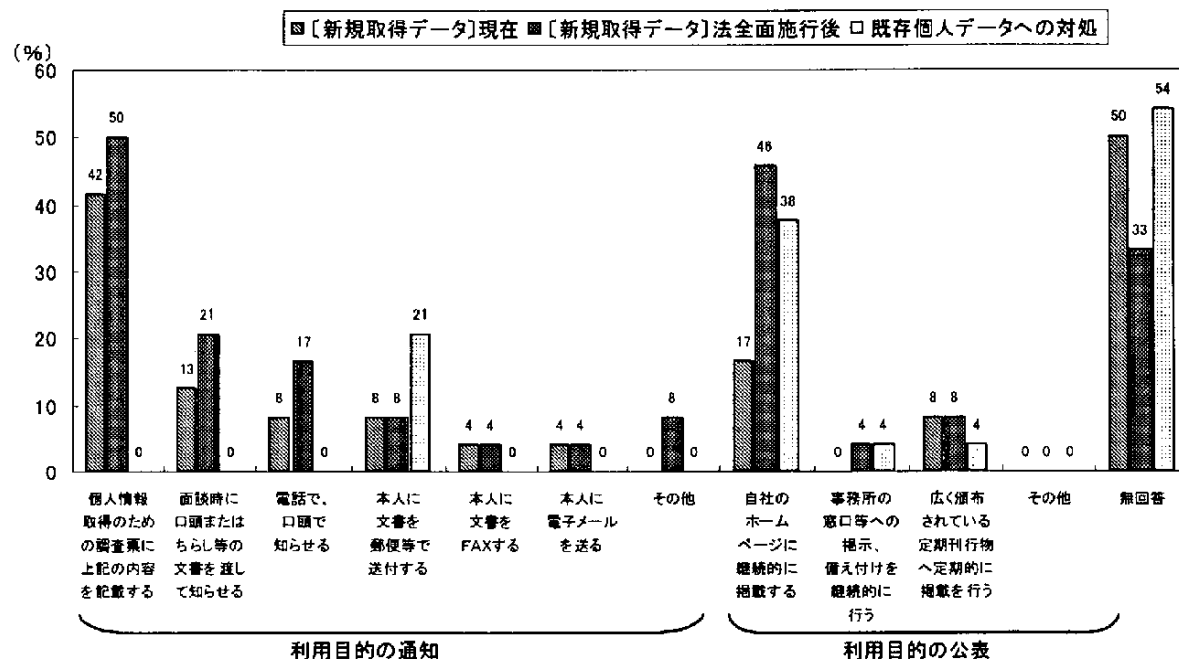


2.4.1.1 利用目的の通知または公表の方法<Q12>

データベース被掲載者への利用目的の通知または公表の方法を聞いた。現在は、「調査票に記載する」が42%（10社）と最も多く、他のチャネルはあまり使われていない。

法全面施行後は、「調査票に記載する」50%（12社）に加えて、「自社のホームページに継続的に掲載する」が46%（11社）と重要な接触チャネルとなることがわかる。また、「面接時に口頭または文書で知らせる」が現在13%（3社）から全面施行後21%（5社）、「電話で口頭で知らせる」が現在8%（2社）から全面施行後17%（4社）と本人から直接データを取得する機会に告知する場合も増加する。

全体(N=24)



さらに、それぞれの方法毎になぜその方法を選んだのか理由を聞いたところ、全般的に「本人の権利を保護」という本来の目的があがっている。

調査票に掲載する理由としては「確実に伝わる」があげられている一方、「自社のホームページに継続的に掲載する」においては、「広範囲に伝わる」が重視されている。「作業負荷が軽い」「コストが安い」はあまり理由としてはあげられておらず、法全面施行に対して万全の対応をとる姿勢がみられる。

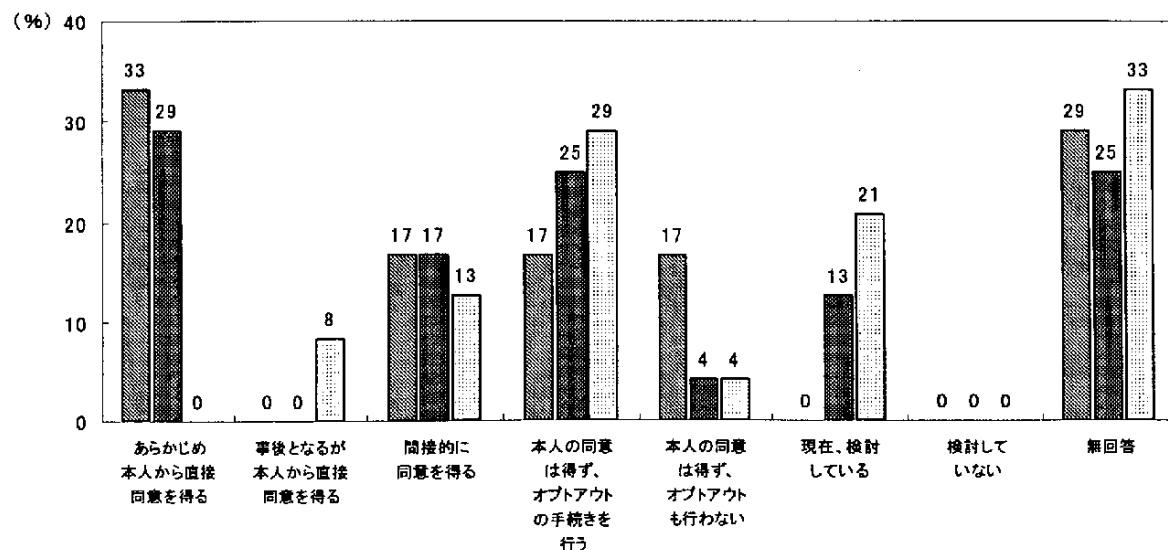
個人情報取得のための調査票に上記の内容を記載する	回答社数	自社のホームページに継続的に掲載する	回答社数	面談時に口頭またはちらし等の文書を渡して知らせる	回答社数	本人に文書を郵便等で送付する	回答社数	電話で、口頭で知らせる	回答社数
全体	12	全体	12	全体	5	全体	5	全体	4
確実に伝わる	7	広範囲に伝わる	7	本人の権利保護を重視	2	本人の権利保護を重視	2	本人の権利保護を重視	2
本人の権利保護を重視	5	作業負荷が軽い	3	確実に伝わる	2	作業負荷が軽い	1	確実に伝わる	2
コストが安い	0	コストが安い	2	迅速に伝わる	1	確実に伝わる	1	作業負荷が軽い	1
作業負荷が軽い	0	本人の権利保護を重視	1	コストが安い	0	コストが安い	0	コストが安い	0
迅速に伝わる	0	確実に伝わる	1	作業負荷が軽い	0	迅速に伝わる	0	迅速に伝わる	0
広範囲に伝わる	0	迅速に伝わる	0	広範囲に伝わる	0	広範囲に伝わる	0	広範囲に伝わる	0
その他	0	その他	1	その他	0	その他	0	その他	0
無回答	2	無回答	1	無回答	1	無回答	1	無回答	0

2.4.2 第三者提供への同意 <Q13,Q15>

第三者提供についての本人の同意の有無を聞いたところ、現在は「あらかじめ本人から同意を得る」が33%(8社)で、「本人の同意を得ずオプトアウトも行わない」は17%(4社)であった。全面施行後は、ほとんどの企業で何らかの措置をとることとなる。オプトアウトの手続きを行う企業が現在の17%(4社)から25%(6社)に増加する一方、現在検討中と答えた企業も13%(3社)あった。

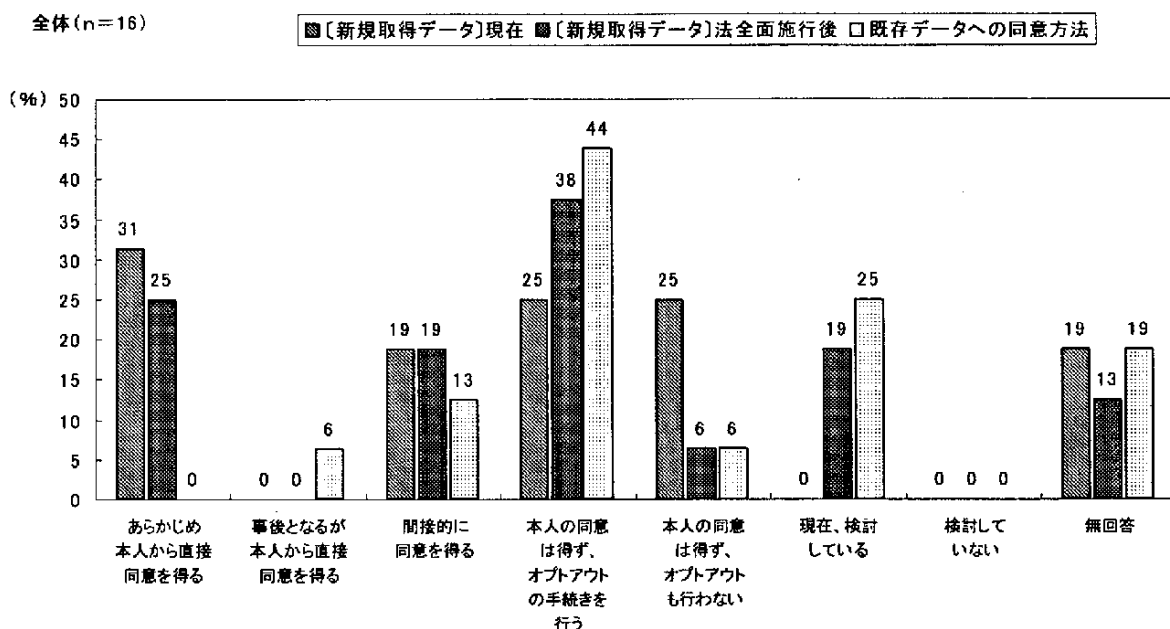
全体(N=24)

■[新規取得データ]現在 ■[新規取得データ]法全面施行後 □既存データへの同意方法



なお、対象を個人情報を一取得するプロデューサー（含む兼業）16社に限定して集計してみると、「あらかじめ本人から同意を得る」企業が現在の31%(5社)から、全面施行後は25%(4社)へ減る一方で、「オプトアウトの手続きを行う」企業は25%(4社)から38%(6社)へ増加する。

プロデューサー（含む兼業）のみに集計結果

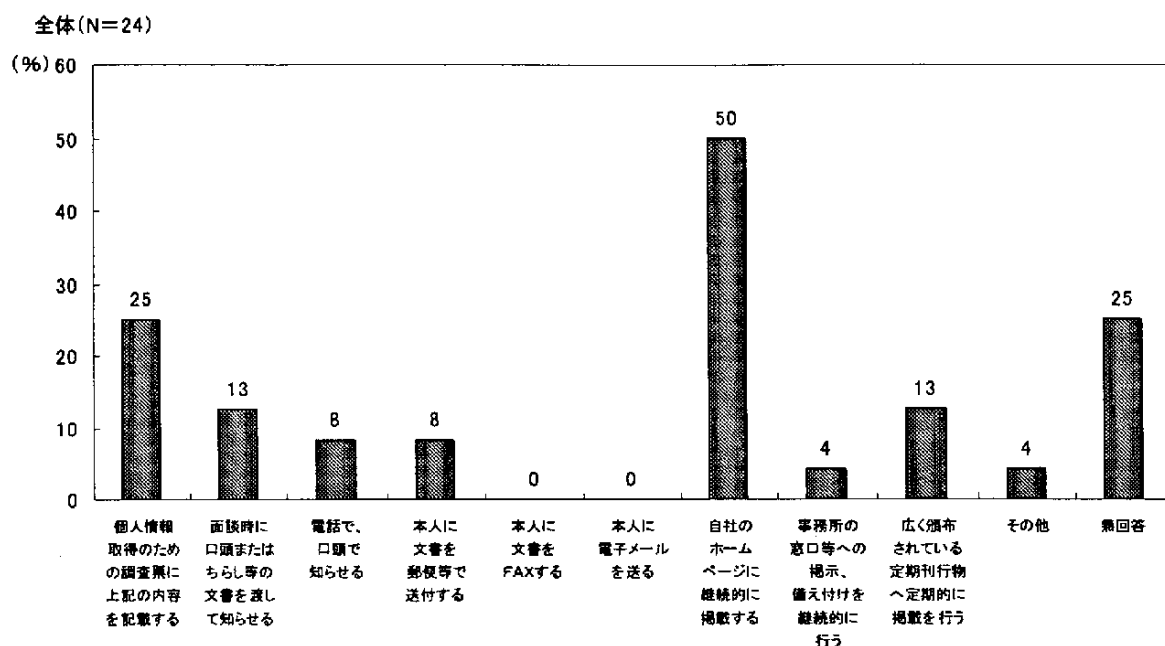


また、第三者提供実施上の課題となっていることを自由回答で聞いたところ、以下の点があがった。

- 公人の範囲および公人としての情報の範囲
- 第3者つまり提供を受ける側の個人情報保護の取り組みをどのように確認するか注意を要する

2.4.3 考慮しているオプトアウトの方法 <Q14>

第三者提供について考慮しているオプトアウトの方法は、「自社のホームページに継続的に掲載する」が50%（12社）と最も高く、「広く頒布されている定期刊行物へ定期的に掲載を行う」（13%：3社）と比較すると、ホームページが大きな役割を果たすことが伺える。本人に直接告知する「個人情報取得のための調査票に上記の内容を記載する」（25%：6社）、「面談時に口頭またはちらし等の文書を渡して知らせる」（13%：3社）「電話で、口頭で知らせる」「本人に文書を郵便等で送付する」（8%：2社）となっていて、FAXもしくは電子メールと答えた企業はなかった。

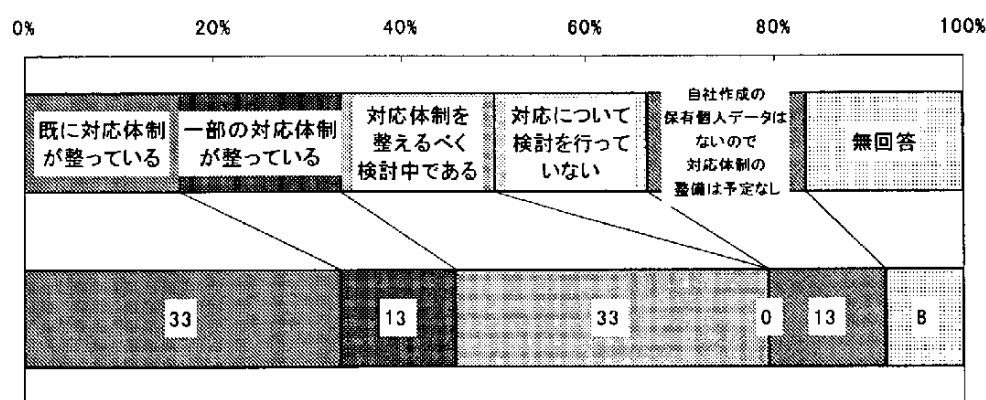


2.5 データベース被掲載者からの問い合わせ

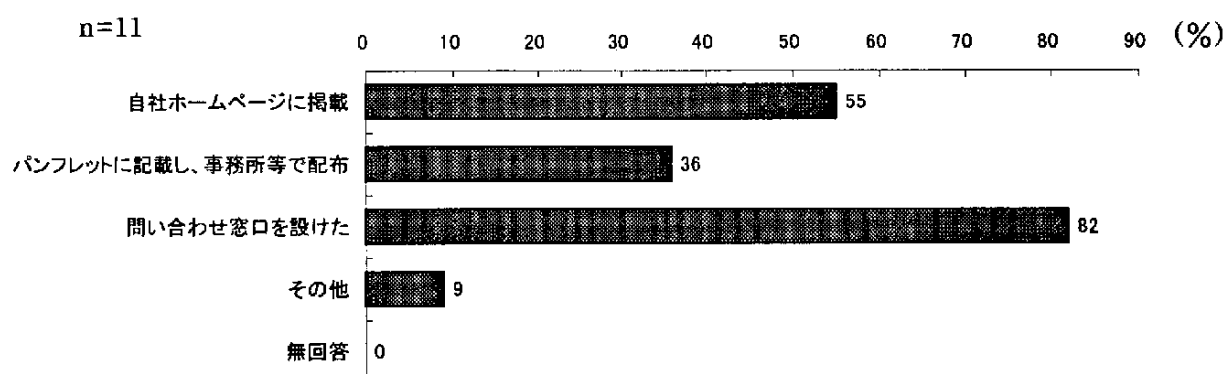
2.5.1 保有個人データに関する事項の公表 <Q16,Q17,Q18,Q19>

保有個人データ公表等の対応体制は、「既に対応体制が整っている」が33%（8社）であった。「対応について検討を行っていない」と答えた企業はなく、「一部の対応体制が整っている」（13%：3社）、「対応体制を整えるべく検討中である」33%（8社）となっており、何らかの問い合わせ対応は整うという結果となった。

全体 (N=24)



「既に対応体制が整っている」「一部に対応体制が整っている」企業 11 社に、既に整備された対応体制を聞いたところ、問い合わせ窓口の設置が最も多く (82%:9 社)、ついでホームページであった。



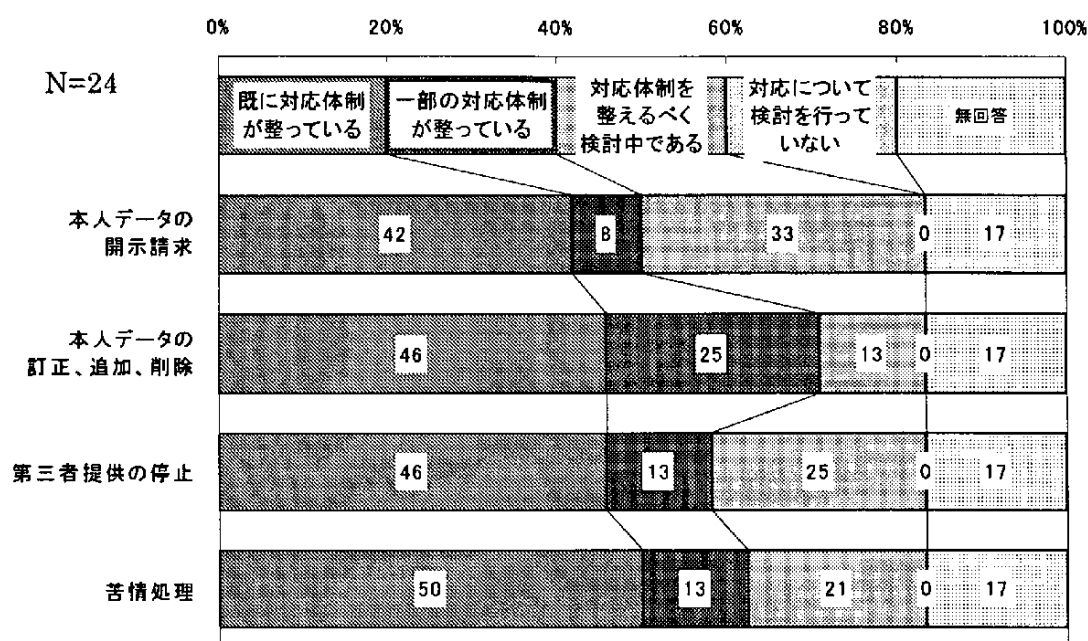
また、整っていない 8 社について全面施行までに対応体制は整うかと聞いたところ、全社が「対応体制は整う」と回答した。

なお、保有個人データに関する事項の公表の対応体制を整えるにあたって課題となっている (いた) ことを自由回答で聞いたところ、以下の点があがった。

- 社内体制の整備
- 社員教育、意識改革の必要性
- 「保有個人データ」の解釈
- 公開データや公表データを付加している場合の開示範囲
- 自社で独自に付加した評価・風評等の項目の開示

2.5.2 本人からの請求、苦情処理に対する対応体制 <Q20,Q24,Q25>

本人からの請求、苦情処理に対する対応体制について「既に対応体制が整っている」項目は、苦情処理が50%（12社）と最も高く、ついで、「本人データの訂正、追加、削除」「第三者提供の停止」（46%：11社）、「本人データの開示請求」（42%：10社）となっている。「対応体制を整えるべく検討中である」と課題となっているのは、「本人データの開示請求」33%（8社）、「第三者提供の停止」25%（6社）等であり、個人情報保護法施行にあたって事業者整備が求められる案件があがっている。



また、現在検討中（＝対応体制が整っていない）企業に全面施行までに整うかどうか尋ねたところ、「整いそうにない」と答えた企業は全ての項目でなかった。

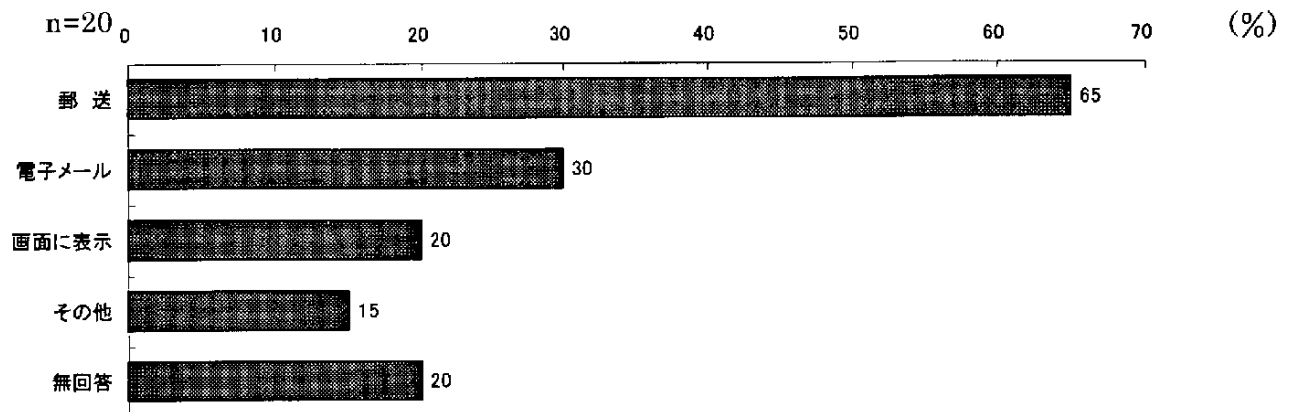
なお、これらの対応体制を整えるにあたって、障害となっていることを自由回答で聞いたところ、以下の点があがった。

- 社員教育の徹底、法令・制度の周知
- 本人確認をどのように行うか、費用をどのように設定するか等、具体的にどのような事務手続きにするのか
- 本人確認の方法、社会的な情勢が見えない
- 問い合わせ窓口は設けるが、全国各拠点へ請求があった場合にどうしたら確実に伝達され反映できるかということ
- 販売データかつ本人からの販売依頼には応じない基本方針が根本からくつがえされる
- 通常クレームとの判別が非常に困難であること

2.5.2.1 本人データの開示請求に対する書面の交付等による開示方法 <Q21>

本人データの開示請求について、既に対応が整っている、もしくは検討中であるという企業20社に対して、書面の交付方法を尋ねたところ、郵送が13社(65%)と最も多い。しかしながら、「電子メール」6社(30%)「画面に表示」4社(20%)等の電子媒体での対応も検討されていることがわかる。

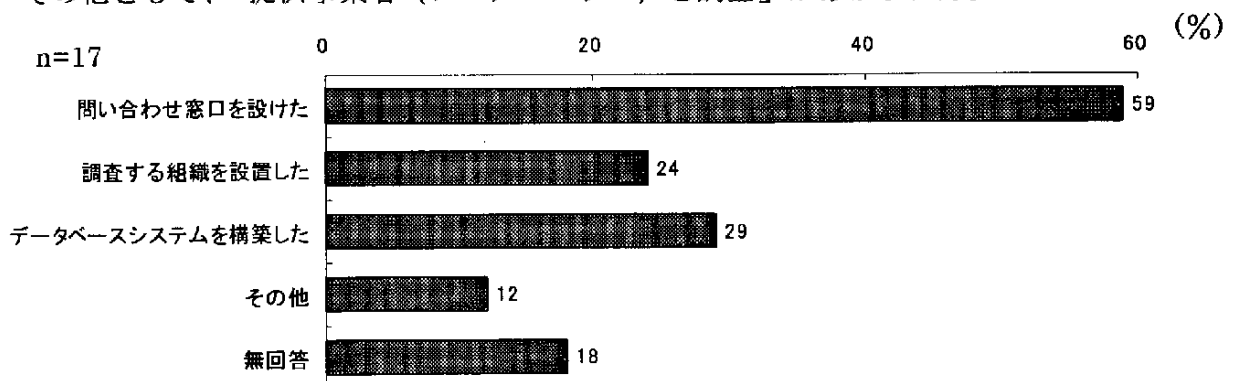
その他として、「提供事業者（プロデューサー）と調整」があげられた。



2.5.2.2 本人データの訂正、追加、削除請求に対する対応体制 <Q22>

本人データの訂正、追加、削除請求について、既に対応が整っているという企業17社に整備した対応体制を尋ねたところ、窓口設置が10社(59%)と最も多かった。

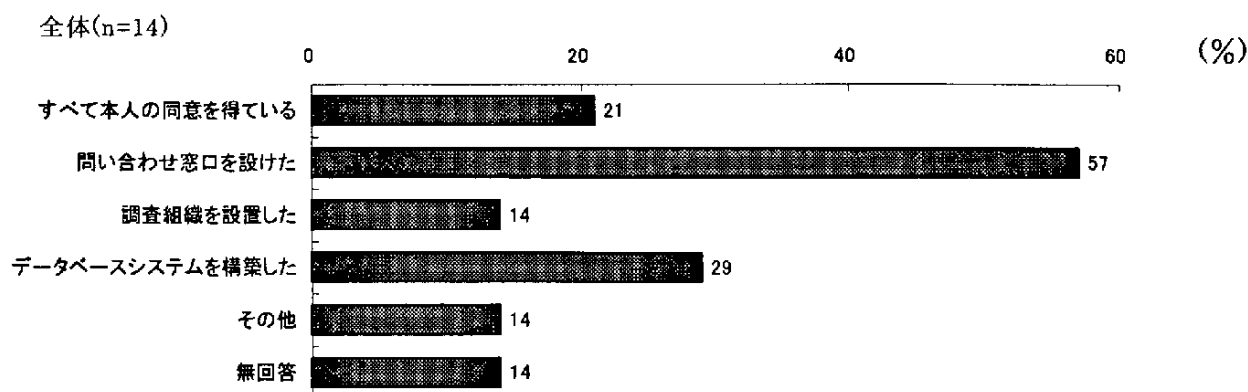
その他として、「提供事業者（プロデューサー）と調整」があげられた。



2.5.2.3 第三者提供の停止請求に対する対応体制 <Q23>

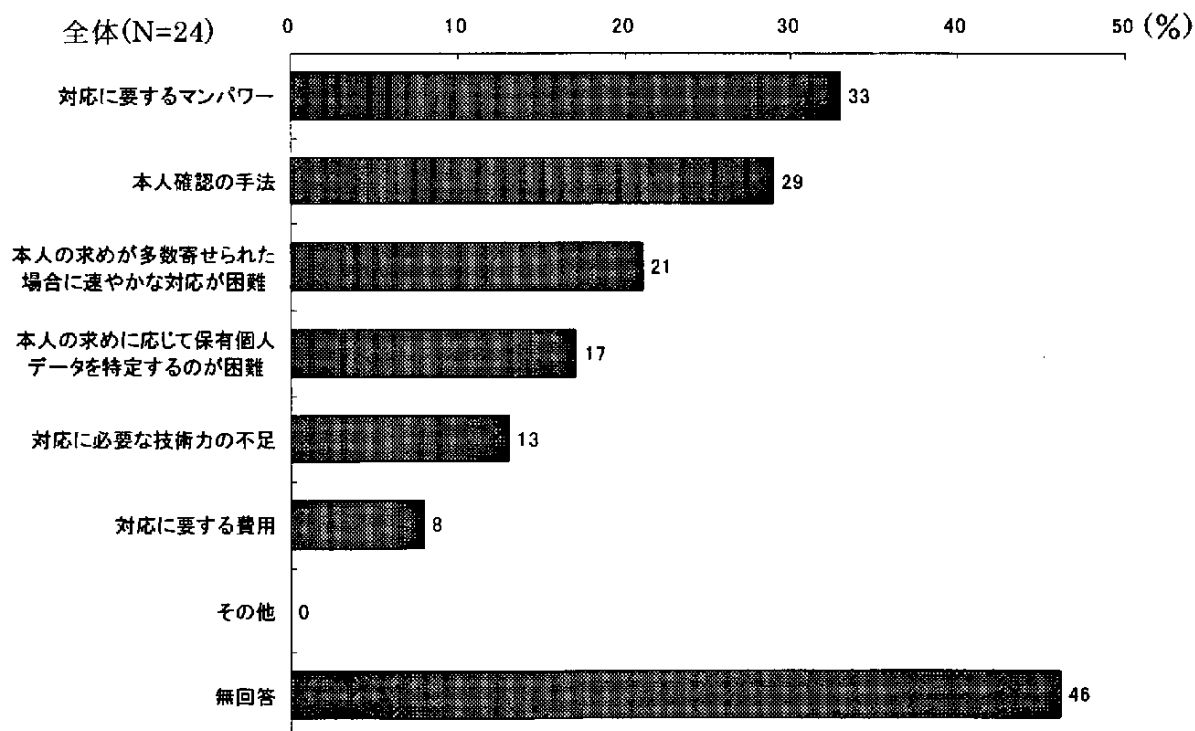
同様に第三者提供の停止請求について、既に対応が整っているという企業14社に整備した対応体制を尋ねたところ、窓口設置が8社(57%)と最も多かった。

その他として、「提供事業者（プロデューサー）と調整」があげられた。



2.5.3 苦情処理上の課題 <Q27, Q30>

苦情処理をするにあたって、課題となっている点をきいたところ、「対応に要するマンパワー」が最も多く、33%(8社)。ついで本人確認の手法 29%(7社)となっている。



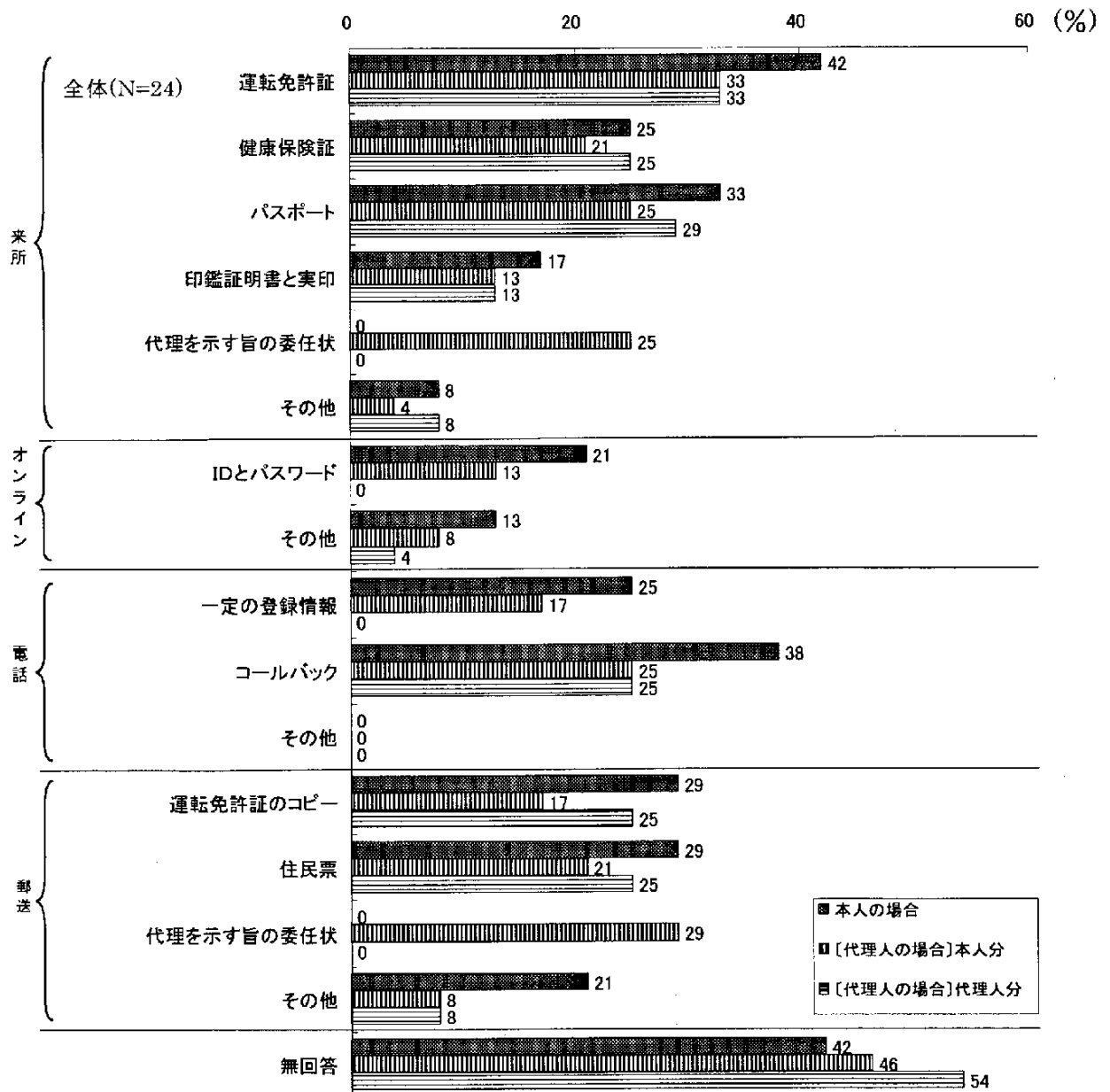
なお、本人からの請求や苦情処理について、自由回答で意見を聞いたところ、以下の点があがった。

- 当社は、これまでもご本人の意思を尊重し、求めがあればそれに応じる対応を行っており個人情報保護法でこのような考え方が認められたと考えている
- 情報のありかを迅速に判断して対応する組織づくりが必要だと思う

2.5.4 本人又はその代理人であることの確認方法 <Q28>

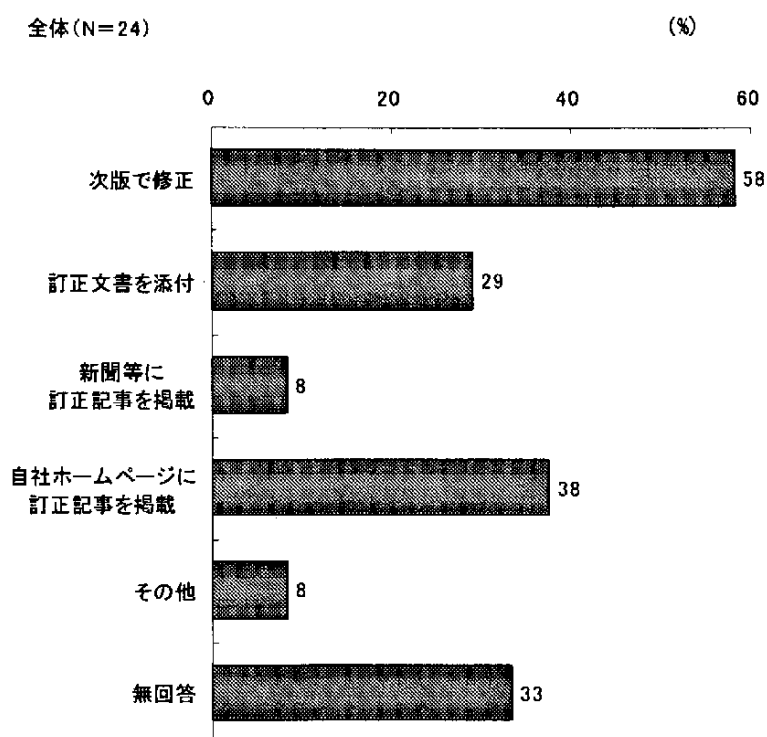
被掲載者から問い合わせがあった場合、本人（又は代理人）であるかどうかの確認方法について聞いた。来所の場合、公的な書類である運転免許証・健康保険証・パスポートがあげられており、印鑑証明は若干少なかった。その他として、身分証明書があげられた。

また、電話での問い合わせの場合はコールバックが最も多かった。



2.5.5 発行済みメディアに対する措置 <Q26>

発売後のCD-ROM、DVD、書籍等オフライン媒体における本人の権利利益の保護に必要な代替措置は、「次版で修正」が58%（14社）で半数を占める。ついで、「自社ホームページに訂正記事を掲載」（38%：9社）、「訂正文書を添付」（29%：7社）であった。「新聞等に訂正記事を掲載」は（8%：2社）であった。



2. 6 個人情報保護法を遵守していく上での課題 <Q42>

その他、個人情報保護法を遵守していく上で課題となっていることについて、自由回答を聞いたところ、以下の点があがった。

<体制について>

- 社内の規定を早急に作成し社員教育の徹底に努めたい。
- どのように会社が対策を講じても、最終的には人間の問題が残る。特に
 - ・不心得者、犯罪者への抑止
 - ・委託業者による配送上の漏洩、流出
 - ・個人情報保護認定団体のあり方
- 当社は来年4月施行に向け、個人情報保護法に関わるセキュリティ対策の全社的取り組みを始動した(2004.11~)。外部のコンサルタント会社を起用し、現状の課題と改善策、規定類の整備・策定、社員教育を来春まで行う。当社においては、“顧客情報”にフォーカスした対策。←ビジネス情報サービス(商品)の契約者(企業・官公庁中心)

<保護法の適応範囲について>

- データベース業界は法の対象外となる様な働きかけが必要。取引上の安全、財産の保護にもつながる知る権利が軽視されていくのでは。弊社の様な業者から入手ができなくなるとより小規模かつ体制の整わない=5000件保有しない興信所より入手せざるを得なくなり悪い方向へ向うのではないだろうか。
- 中立・客観的な個人情報とは社会的資産としても重要と考える。単に個人の好悪だけで、中立・客観的な個人情報が得られなくなるのは如何なものか。また、社会的に活躍し、多くの人に知られている知名人、有名人あるいは公人に関しては、ある部分までの個人情報を公開する義務があると思うがこのあたりが判然としないのが個人情報保護法を順守していく上での課題と考えている
- 企業の代表者名は個人情報とすべきなのか疑問である。
- 官庁の業務で技術者名簿の提出を求められることがあるが、インナー情報である社員個人の資格、出身校、専攻学科等の個人情報の提示の際、本人の了承が得られない場合はどうするのか？

官庁といえども、そのような情報を集める必要があるのか疑問である。

なお、ワーキンググループではこれらの意見も参考にして事例研究を行った。

第3章 人物データベースサービス被掲載者の個人情報に関する意識調査結果

3.1 調査の概要

近年、社会の情報ネットワーク化が急速に進展する一方で、大規模な個人情報漏洩事件が相次いだ影響もあり、個人情報の外部提供に不安を抱く傾向が個人の間に強まっている。

しかしながら、対象を企業情報／人物情報データベース等の被掲載者である企業の役員や幹部、政治家、作家等に限ってみた場合、一般個人とは異なる意識を有しているとの見方がデータベースサービス事業者の間には強い。すなわち、これらの被掲載者は、その社会的な立場から、自己の個人情報の一定の範囲については、公開し流通することが業務上で利益になる場合や、かまわないと考える場合が多いとみられるが、その実態については、従来組織だった調査が行われてこなかった。

このため、2005年2月、(財)データベース振興センターでは、データベース被掲載者本人の個人情報に関する意識を探り、業界ガイドライン策定に役立てるべく、人物情報データベースに掲載されている企業経営者・幹部層を対象に、自らの個人データをデータベースを通じて提供されることに関して、欲しないか、あるいはかまわないと考えるかを項目ごとに尋ねる意識調査を実施した。

関連して、人物情報データベースサービスの最大手である日外アソシエーツ(株)が、同社の「現代日本執筆者大事典 第4期」、「WHO」の被掲載者を対象に同様のアンケート調査を実施したので、その結果を資料編に掲載した。

表3-1 人物情報データベース被掲載者の意識調査の概要

調査期間	平成17年2月9日～25日
調査主体	(財)データベース振興センター
調査実施	(株)日経リサーチ
調査対象	日経WHO'S WHOの被掲載者(無作為抽出)
調査方法	郵送調査
調査地域	全国
送信数	1,500件
回収数	306件
回収率	20.4%

3.2 回答者の基本属性

回答者の役職を見ると、「代表権を持たない役員」が半数(53.3%)を占め、ついで「部長職」(30.1%),で「代表権を持つ役員」は 5.2%であった。

従業員規模別で見ると、100～499 人が最も多く 40.5%であった。100 人未満は 8.5%と少なく、500 人以上で 51.0%を占めている。また、上場企業が 85.3%であった。

役職

合 計	代表権を持つ役員	代表権を持たない役員	執行役員・執行役	部長職	無回答
(N=306)	5.2	53.3	11.4	30.1	0.0

従業員数

合 計	50人 未満	50～ 99 人	100～499 人	500～999 人	1000～49 99人	5000人以 上	無回答
(N=306)	3.9	4.6	40.5	20.9	25.5	4.6	0.0

上場・公開状況

合 計	上場	未上場	無回答
(N=306)	85.3	14.1	0.7

3.3 被掲載者のデータベースに対する個人情報の意識

3.3.1 「提供されてもかまわない」個人情報・「掲載してほしくない」個人情報

本調査では、データベースの有用性に鑑み、被掲載者が答えやすいように「提供してほしくない」個人情報と、「提供されてもかまわない」個人情報の両設問を聞いた。(図の横棒グラフ参照)

勤務先情報は、ほとんどの項目において「提供されてもかまわない」が8割以上と非常に高いスコアになっている。「提供してほしくない」も1割未満であり、被掲載者においてこれらの情報は社会上有用と捉えられているといえる。勤務先情報の中でも電話番号(かまわない:66.7%,してほしくない:21.6%)や、メールアドレス(かまわない:29.4%,してほしくない:52.0%)は低いスコアとなった。

プライベート情報については、項目によって評価が別れた。半数以上が「提供されてもかまわない」と答えたのが「性別」「出身県」。他方、7割以上が「提供されたくない」としたのが、「経済状況」「顔写真」であった。

自宅情報に分類した「自宅の住所」「自宅の電話番号」「家族構成」については9割を越す人が「提供してほしくない」と答えている。

3.3.2 被掲載者とデータベースサービス事業者の意識の違い

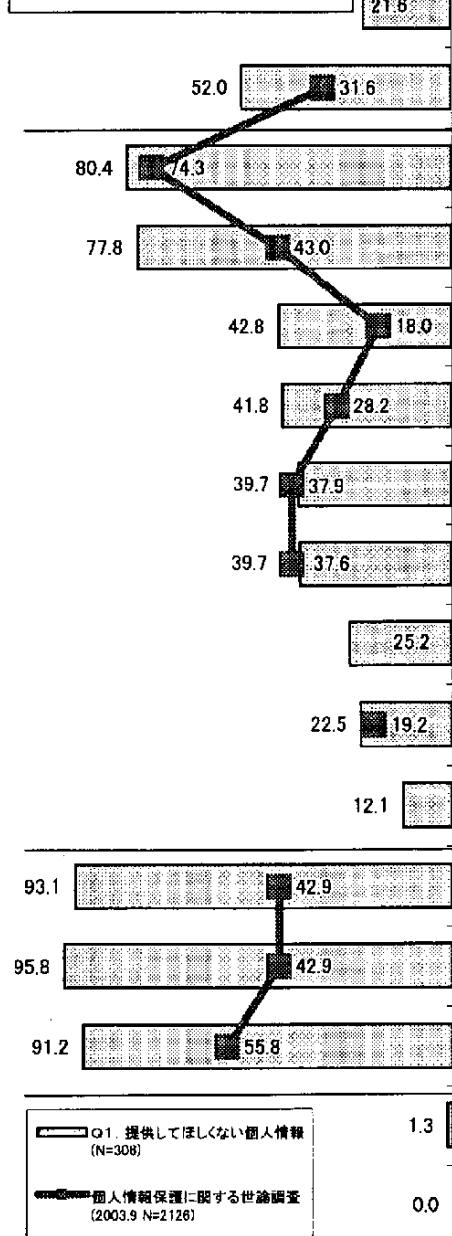
被掲載者の「提供されてもかまわない」個人情報（右：横棒グラフ）と、2章で掲載した「データベースサービス業における個人情報保護の取り組みについての調査」においてデータベースサービス事業者に尋ねた「一般に流通することが有効であり、かつ本人の権利利益を大きく損なわないと考えられる項目」（右：折れ線グラフ、有回答者のみで集計）を比較してみると、ほとんどの項目において、被掲載者はデータベースサービス事業者よりも「提供されてもかまわない」と感じている。しかしながら、「自宅の住所」「自宅の電話番号」は2割のデータベースサービス事業者が有用と考えているが、被掲載者は「提供してほしくない」と答えている。

3.3.3 被掲載者と一般の人の意識の違い（世論調査との比較）

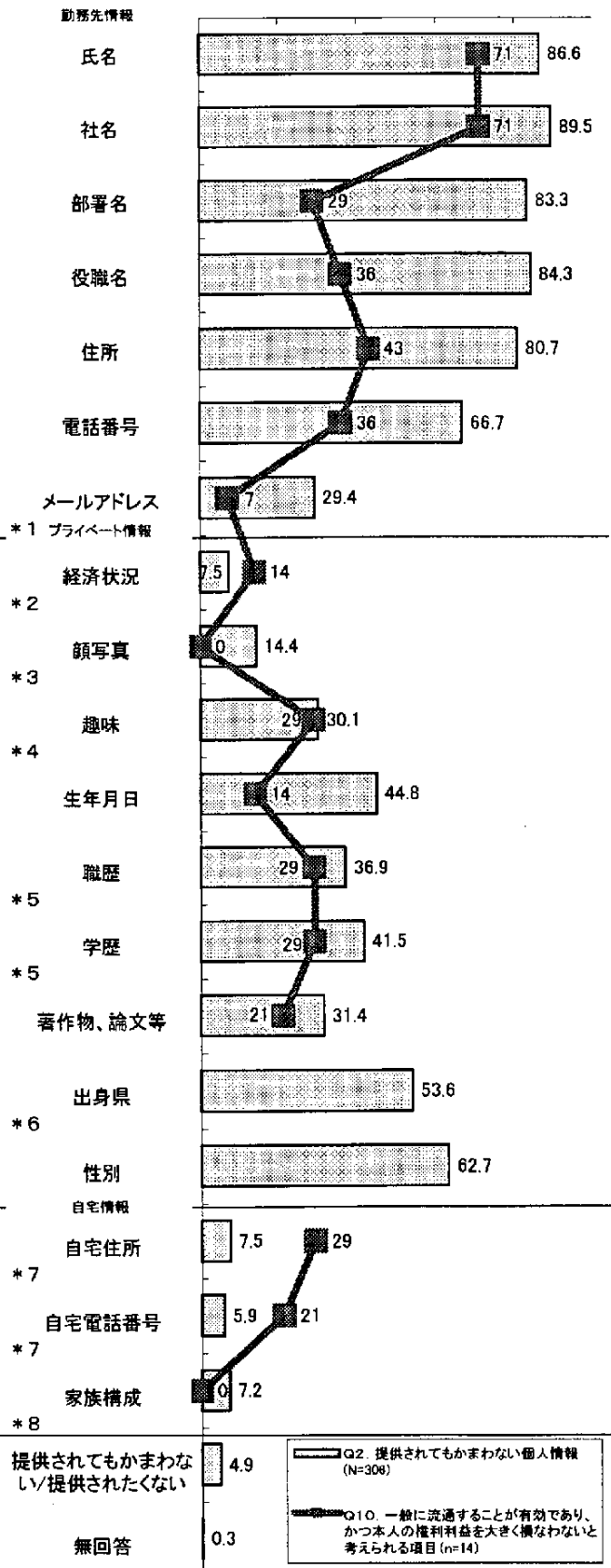
また、被掲載者の「提供してほしくない」個人情報（左：横棒グラフ）と一般の人の「他人に知られたくない個人情報」（左：折れ線グラフ、個人情報保護に関する世論調査（平成15年9月）内閣府大臣官房政府広報室実施）を比較してみる。世論調査で、最も高いのが経済状況である一方、被掲載者においては家族構成や自宅住所・電話番号があがっている。その他の項目において順位もあまり整合性がなく、一般的に言われている個人情報に関する意識と、データベース被掲載者が感じる「データベースに提供してほしくない個人情報」の意識との間にはあまり関係がないことが示唆された。

Q1.提供してほしくない個人情報
(%) 100 80 60 40 20 0

(平成15年9月)内閣府大臣官房政府広報室実施「個人情報保護に関する世論調査の結果」から、「他人に知られたくない個人情報」としていろいろあると思いますが、あなたが、この中で他人に知られたくないものがありましたら、いくつでもあげてください。」という設問の回答で同じ内容の項目を比較した。
なお、世論調査における実際の設問項目は下記の通り。
*1 メールアドレス
*2 年間収入・財産状態・納税額などの記録
*3 顔写真などの画像
*4 趣味・嗜好などの記録
*5 学歴・職歴などの過去の記録
*6 出生地
*7 現住所・電話番号
*8 家族・親族等家庭生活の状況



Q2.提供されてもかまわない個人情報
(%) 0 20 40 60 80 100 (%)



3.3.4 役職別に見た被掲載者の意識

被掲載者の中でも、役職別に見るとかなり意識が違う。

「代表権を持つ役員」「執行役員・執行役」の役職の方は、「氏名」「勤務先社名」「勤務先部署名」「勤務先役職名」の全ての項目で「提供してほしくない」個人情報と答えた人は1人もいなかった。また、氏名・社名・部署名・役職名・住所について、「代表権を持つ役員」は9割以上が「提供されてもかまわない」個人情報としている。一方、部長職では、部署名や住所を「提供されてもかまわない」個人情報としているのは7割台であり、役職に応じて勤務先情報でも20ポイント程度の意識の差があることがわかる。

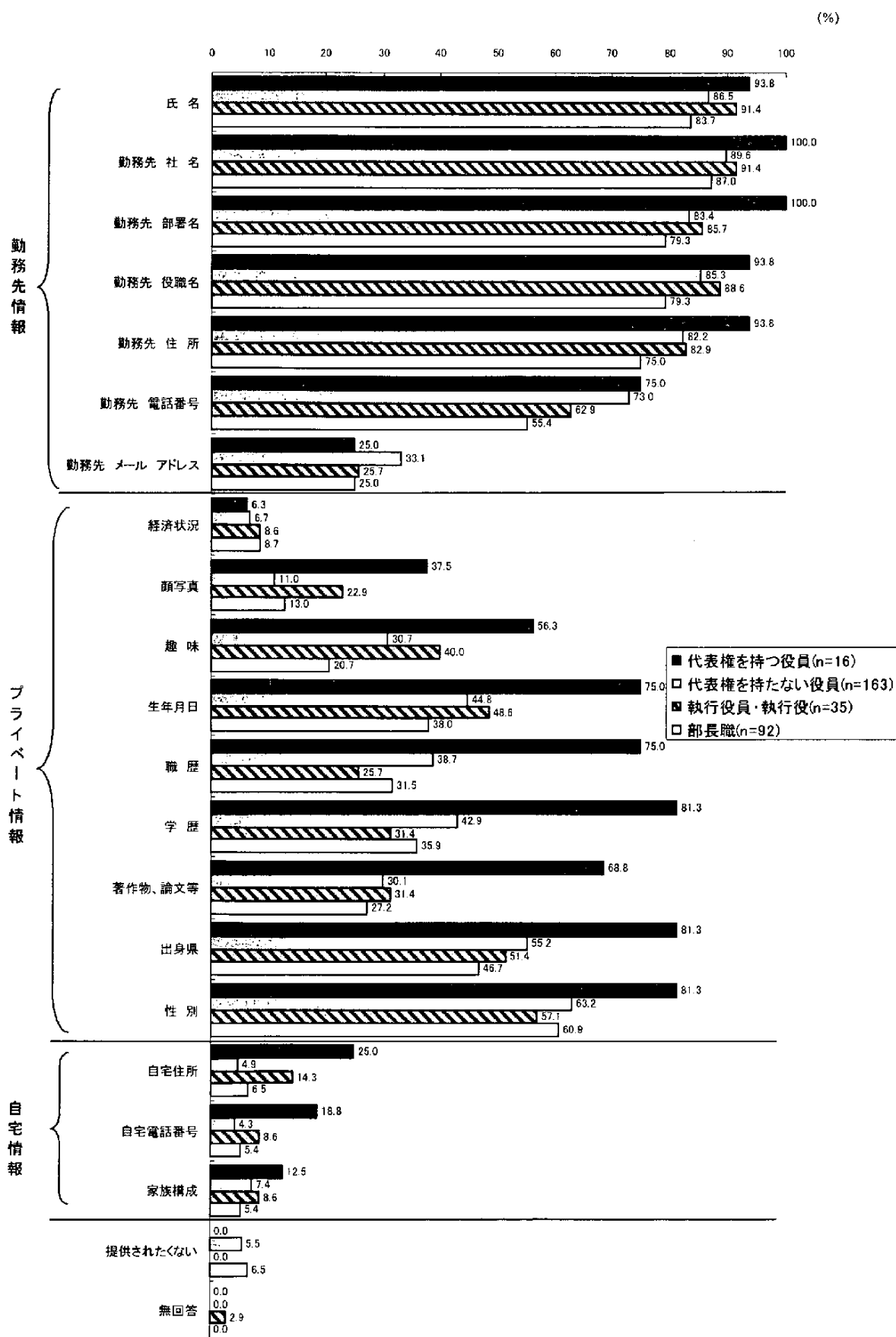
これはプライベート情報になるとその傾向はより顕著となる。

性別、出身県、学歴において「代表権を持つ役員」は8割もが「提供されてもかまわない」個人情報としてしている。その他の項目もおしなべて高い。ところが、その他の役職の方は、学歴や職歴など多くの項目で3－5割程度と低くなっている。また、「提供してほしくない」個人情報でもその差は顕著で、「代表権を持つ役員」は「学歴」「著作物、論文等」「性別」を「提供してほしくない」個人情報と答えた人は1人もいなかった。顔写真は「代表権を持つ役員」の37.5%が「提供してほしくない」と答えているのに対し、「代表権を持たない役員」では81.0%であった。

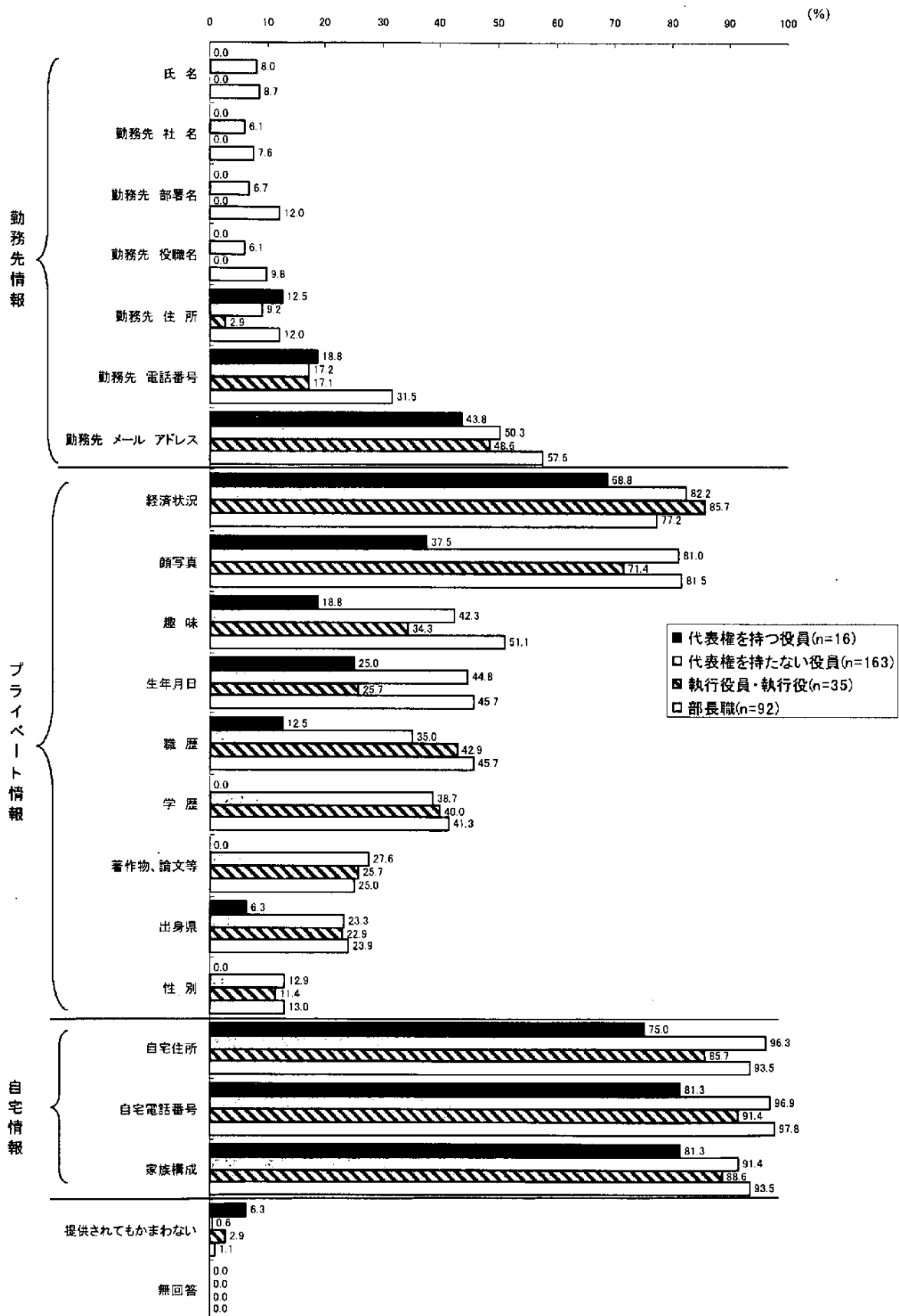
自宅情報も同様で、「代表権を持つ役員」は25.0%が「自宅住所」を「提供されてもかまわない」と答えているのに対し、「代表権を持たない役員」は4.9%にすぎない。

このように、多くの項目で「代表権を持つ役員」は、他の役職者に比較して第三者提供されることに理解を示しているといえるが、いくつかの項目においては、役職における意識の違いがみられなかった。勤務先情報では、メールアドレスが、プライベート情報では、経済状況がこれにあたる。これらの項目は例え「代表権を持つ役員」でも第三者提供されたくない項目として、より注意を払った取り扱いをする必要があるといえよう。

役職別に見た「提供されてもかまわない」個人情報



役職別に見た「提供してほしくない」個人情報



第4章 データベースプロデューサー個人情報保護ガイドライン（修正案）

4.1 ガイドラインの内容

データベースプロデューサー個人情報保護ガイドライン（案）を次ページ以降に示す。

このガイドラインを作成するにあたり、日本工業規格JIS Q 15001：1999「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」、平成16年10月22日厚生労働省経済産業省告示第4号「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」、(社)情報サービス産業協会「情報サービス産業 個人情報保護ガイドライン（第3版）」、電子商取引推進協議会「民間部門における電子商取引に係る個人情報保護に関するガイドライン（Ver.3.0）」等を参考とした。

あわせて、(財)データベース振興センターが前年に続きデータベースサービス事業者等を対象に2004年10月に実施した「データベースサービス業における個人情報保護の取り組みについての調査」から明らかとなった個人情報保護対策の進展状況や、2005年2月に実施した「人物データベース被掲載者の意識調査」の結果をも考慮して作成したものである。

ガイドライン（修正案）の検討は、2004年3月に策定された（暫定版）を改訂する形で作業が進められたが、（暫定版）が基本的に個人情報保護法成立以前のJIS Q 15001に準拠する内容であったのに対し、本案では成立後に示された経済産業省ガイドラインを基準として、そのうえに第1章で示した各事業者の事例研究などを通じて共通認識とされたデータベースサービス業界独自の自主ルールや解説を加えたことから改訂箇所は少なからぬ量にのぼった。以下にガイドライン（修正案）の主な特色を示す。

4.2 ガイドラインの特色

(1) 対象を第三者提供されるデータベースに限定

データベースプロデューサー（以下プロデューサーという。）は、新聞・出版・情報処理事業等の本来業務から派生した一事業としてデータベースサービスを営むケースが多く、各社の多様な事業を全て網羅する個人情報保護ガイドラインを策定しようとすることは現実的ではない。そこで、本ガイドラインでは、第1条および第2条において、「プロデューサーが第三者に提供することを目的とするデータベース」に対象を限定し、その他のデータベースサービスに関係しない顧客情報や雇用管理情報等、および商用データベースであっても新聞等の記事情報などの報道を目的とするものは対象外としている。

なお、データベースサービス事業者には、自らデータベースを作成し第三者に提供するサービスを行うプロデューサーと、他業者の作成したデータベースの提供を受け、第三者に提供するサービスを行うデータベースディストリビューター（以下ディストリビューターという。）の2つの業態が存在する。本ガイドラインは、プロデューサーを対象としているが、データベースサービスはディストリビューターを経由して利用者に提供される場合が多く、個人情報の適切な保護を図るためには両者の連携した取り組みが不可欠であることから、必要に応じてディストリビューターにおいて望まれる対応についても取り決めを行った。

(2)「保有個人データ」の帰属について解説

第1章の事例1～6にもあるように、データベースサービス事業者が顧客企業へ販売した個人データを含むデータベースが、プロデューサー、ディストリビューター、顧客企業の各々にとり「保有個人データ」に該当するか否か、また該当した場合の影響について検討を行った結果、ガイドライン（案）では以下のように定めた。

第3条（定義）(6) 保有個人データ （解説（要旨））

1. データベースに含まれる個人データはプロデューサーの保有個人データであり、ディストリビューターにとっては一般に保有個人データには当たらない。
2. 顧客企業が自社データベースに組み込んだ場合などは顧客企業の保有個人データとなり得ることに留意する。

(3) 特定の機微な個人情報の取得の禁止

一般的なプロデューサーにおいては従来からも行っていないが、第14条において、思想、信条、宗教、人種、門地、健康状態その他等社会的差別につながる個人情報の取得、利用または提供を原則として禁止することを改めて明記した。

(4) 第三者提供における本人同意の原則

第19条において、個人情報の第三者への提供は、本人の事前同意を得て行うことを原則とした。

第20条において、オプトアウト（本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること）による本人の同意を必要としない第三者提供を容認しているが、同2項において「本人の権利利益保護のためには、19条に定める本人からの事前同意取得がより望ましいことから、プロデューサーは極力その取得に努めることとするが、それが実務上困難な場合はオプトアウトを行う。」とした。事業の性質上、公開情報等からの個人情報の間接取得が必須となる業態も多いデータベースサービス事業において、オプトアウトは不可欠な措置である。しかしながら、本人の権利利益を保護しつつ、データベースサービス産業の透明性・信頼性を確保していくため、原則を本人の事前同意取得に置き、オプトアウトについては節度ある運用を求めている。

(5) 本人からの開示等の求めに対する対応窓口の明示

上述のように、ディストリビューターの場合、一般的には保有個人データには当たらず、従って、本人からの開示・訂正・削除等の要求に応じる法律上の義務は生じない。一方、本人の視点からは、当該データベースがどの事業者の保有個人データか分かりにくい場合もあるため、その便宜を考慮しガイドラインでは以下のように対応窓口を明示することを求めている。

第27条（開示等の求めに応じる手続） （解説（要旨））

ディストリビューターは顧客に対し、プロデューサーにおける開示等の受付先を明示することが望ましい。また、プロデューサーとの契約により、ディストリビューターが

顧客からの苦情の一次サポートを担当し、プロデューサーとの間を媒介するケースも考えられる。

(6) 漏えい等が発生した場合の措置

第29条において、個人情報の漏えい事案等の事故があった場合に備えた体制の整備および発生した場合にとるべき手順の策定について定めた。

4.3 ガイドラインの取扱いと見直し

ガイドラインの取扱いについては、個人情報を含む商用データベースを扱うプロデューサーが、その実態に応じたコンプライアンス・プログラム（実践遵守計画）を策定する際の参考になるものを念頭に作成し、これを公表、普及・啓発活動を行うことを予定している。当面は（財）データベース振興センターおよび日本データベース協会会員への周知徹底と意見聴取が予定されており、その結果による見直しの可能性はあるものの、プロデューサーにおいては速やかに活用をはかることが望まれる。

また、ガイドラインは、業界の個人情報保護の実施状況等に照らして、今後とも継続的に見直しを行い、改善を図って行く考えである。

4. 4 データベースプロデューサー個人情報保護ガイドライン（修正案）

平成 17 年 3 月
財団法人データベース振興センター
日本データベース協会

目 次

はじめに

第 1 章 総則

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 適用範囲
- 第 3 条 定義

第 2 章 規定・方針等

- 第 4 条 個人情報保護方針
- 第 5 条 法令及びその他の規範
- 第 6 条 内部規程

第 3 章 運用

第 1 節 取得及び利用

- 第 7 条 利用目的の特定
- 第 8 条 利用目的による制限
- 第 9 条 適正な取得
- 第 10 条 取得に際しての利用目的の通知または公表
- 第 11 条 直接書面等による取得
- 第 12 条 利用目的の変更時の措置
- 第 13 条 取得時及び利用目的の変更時の措置の適用除外
- 第 14 条 特定の機微な個人情報の取得等の禁止

第 2 節 個人データの管理

- 第 15 条 データ内容の正確性の確保
- 第 16 条 安全管理措置
- 第 17 条 従業者の監督
- 第 18 条 委託先の監督

第 3 節 個人データの第三者への提供

- 第 19 条 第三者への提供の原則
- 第 20 条 オプトアウト
- 第 21 条 第三者への提供に該当しない場合

第 4 節 開示・訂正等・利用停止等の求めへの対応

- 第 22 条 保有個人データに関する事項の公表等
- 第 23 条 保有個人データの開示
- 第 24 条 保有個人データの訂正等
- 第 25 条 保有個人データの利用停止等
- 第 26 条 理由の説明
- 第 27 条 開示等の求めに応じる手続

第 5 節 苦情への対応

- 第 28 条 苦情への対応

第 4 章 漏えい等が発生した場合の措置

- 第 29 条 漏えい等が発生した場合の措置

第 5 章 推進体制

- 第 30 条 個人情報保護管理者の指名
- 第 31 条 個人情報保護管理者の責務
- 第 32 条 個人情報保護監査責任者の指名
- 第 33 条 個人情報保護監査責任者の責務

第 6 章 その他

- 第 34 条 プロデューサーの代表者による見直し

はじめに

(財)データベース振興センター並びに日本データベース協会は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」の成立を受けて、個人情報を含む商用データベースを扱うデータベースプロデューサー(以下プロデューサーという。)が、その実態に応じたコンプライアンス・プログラム(実践遵守計画)を策定する際の参考にされるよう「データベースプロデューサー個人情報保護ガイドライン」を作成し、これを公表、普及・啓発活動を行うこととした。これをもって高度情報ネットワーク社会の健全な発展に寄与することを願うものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 このガイドラインは、プロデューサーが第三者に提供することを目的とするデータベースに含まれる個人情報の適切な保護のため、プロデューサーがその実態に応じた個人情報保護の規定を策定するための指針であり、これによってプロデューサーがコンプライアンス・プログラムを策定することを支援し、促進することを目的とする。

参考 個人情報保護法第1条

(適用範囲)

第2条 このガイドラインは、プロデューサーに適用する。ただし、プロデューサーが扱う個人情報を含む商用データベースのうち新聞等の記事情報などの報道を目的とするものについては対象外とする。

また、顧客情報や雇用管理情報等として保有する個人情報の取扱いについては別途社内規程等を定めることが望ましい。

2 プロデューサーは、次の場合に、このガイドラインを用いることができる。

(1) コンプライアンス・プログラムを策定し、実施し、維持し、改善する場合

(2) 策定したコンプライアンス・プログラムがこのガイドラインに適合していることについて自ら確認し、表明する場合

3 データベースディストリビューター(以下ディストリビューターという。)は、本ガイドラインの定めるところに従い、プロデューサーと連携してデータベースサービスにおいて取り扱われる個人情報の適切な保護に努めることが望ましい。

[解説]

1. このガイドラインは、プロデューサーが自発的に採用するものであり、法的な拘束性を持つものではないので、その取り扱う個人情報の量や利用方法により事業者等を限定しない。
2. 雇用管理情報については、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」(厚生労働省告示第259号)に従い、社内規定を定めることが望ましい。
3. 本ガイドラインの解説は、経済産業省の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」から抽出して、一部文言に加筆している。同ガイドラインの全てを記載していないので、コンプライアンス・プログラムの策定に当たっては必要に応じて同ガイドラインを参照する必要がある。また、本ガイドラインにおいて使用する用語は、別に定める場合を除き、同ガイドラインにおいて使用する用語の例による。

4. データベースサービス事業者には、自らデータベースを作成し第三者に提供するサービスを行うプロデューサーと、他業者の作成したデータベースの提供を受け、第三者に提供するサービスを行うディストリビューターの2つの業態が存在する。本ガイドラインは、プロデューサーを対象としているが、データベースサービスはディストリビューターを経由して利用者に提供される場合が多く、個人情報の適切な保護を図るためには両者の連携した取り組みが不可欠であることから、必要に応じてディストリビューターにおいて望まれる対応についても推奨を行った。

(定義)

第3条 このガイドラインで用いる用語の定義は、次による。

(1) データベース

相互に関連のあるデータを整理・統合し、コンピュータ処理によって、検索可能な状態に体系化したものをいう。

(2) 商用データベース

データベースサービス事業者が保有し商行為を目的に第三者に提供するデータベースをいう。

(3) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(4) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、次のものをいう。

- ①特定の個人情報をコンピュータを用いて検索できるように体系的に構成したもの
- ②コンピュータを用いていない場合であっても、含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引、符号その他検索を容易にするためのものを有するもの

(5) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(6) 保有個人データ

プロデューサーが、本人またはその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する「個人データ」をいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして以下のものに該当する場合及び6ヶ月以内に消去するものは除く。

- ①本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- ②違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの
- ③国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- ④犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

【解説】

1. 一般にデータベースに含まれる個人データは、プロデューサーにとり保有個人データに該当する。一方、ディストリビューターは通常プロデューサーとの間でデータベースの改変等を禁じる契約を締結しており、本人からの開示等の求めのすべてに応じる権限を有さないことから、ディストリビューターの保有個人データには該当しないと考えられる。
2. 一般的にプロデューサーは顧客企業と利用契約を結ぶが、その条件は第三者提供を禁じる（＝再販しない）ことを目的としており、顧客企業が社内でデータのマージや項目の修正等の各種処理を行うことに対して制約を加えるものではない。
顧客企業がプロデューサーから提供を受けたデータベースに含まれる個人データについては、自社データベースに編入した場合、訂正等が可能となり、顧客企業の保有個人データとなり得ることに留意する必要がある。なお、顧客企業がデータを編集せず閲覧や印刷のみ行う場合は、顧客企業の保有個人データとはならない。

→ 分らない

(7) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

改定してあるのは
保有個人データ
をいう

(8) データベースプロデューサー（プロデューサー）

自らデータベースを作成し、その全部または一部を第三者に提供するサービスを行う法人その他の団体または個人をいう。

(9) データベースディストリビューター（ディストリビューター）

他業者の作成したデータベースの提供を受け、その全部または一部を第三者に提供するサービスを行う法人その他の団体または個人をいう。

(10) データベースサービス事業者

プロデューサー及びディストリビューターをいう。

(11) 個人情報保護管理者

プロデューサーの内部において代表者によって指名された者であって、コンプライアンス・プログラムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(12) 個人情報保護監査責任者

プロデューサーの代表者によって指名された者であって、個人情報保護管理者から独立した公平、かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う権限を有する者をいう。

(13) 従業者

プロデューサーの組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

(14) コンプライアンス・プログラム

プロデューサーが自ら保有する個人情報を保護するための方針、組織、計画、実施、監査及び見直しを含むマネジメント・システムをいう。

(15) 本人の同意

本人の個人情報、プロデューサーによって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提。）。ただし、本人が子ども等の場合は、保護者の同意も得たことをいう。

(16) 本人が容易に知り得る状態

本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態に置いていることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

【本人が容易に知り得る状態に該当する事例】

事例1) ウェブ画面中のトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載等が継続的に行われていること。

事例2) 事務所の窓口等への掲示、備付け等が継続的に行われていること。

事例3) 広く頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行っていること。

事例4) 電子商取引において、商品を紹介するウェブ画面にリンク先を継続的に掲示すること。

(17) 本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）

ウェブ画面への掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。必ずしもウェブ画面への掲載、または事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、ふだんから問い合わせ対応が多い事業者等において、ウェブ画面へ継続的に掲載する方法は、(16)「本人が容易に知り得る状態」及び(17)「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」の両者の趣旨に合致する方法である。

【本人の知り得る状態に該当する事例】

事例1) 問い合わせ窓口を設け、問い合わせがあれば、口頭または文章で回答できるよう体制を構築しておくこと。

事例2) 店舗販売において、店舗にパンフレットを備え置くこと。

事例3) 電子商取引において、問い合わせ先のメールアドレスを明記すること。

(18) 利用

プロデューサーが当該事業者内で個人情報をコンピュータ処理することをいう。

(19) 提供

プロデューサーが当該事業者外のものに自ら保有する個人情報を利用可能にすることをいう。

参考 個人情報保護法第2条・政令第1条・第2条・第3条・第4条

第2章 規定・方針等

（個人情報保護方針）

第4条 プロデューサーの代表者は、次の事項を含む個人情報保護方針を定めるとともに、これを実行し維持しなければならない。また、当該代表者は、この方針を文書化し、従業員に周知させるとともに一般の人が入手可能な措置を講じなくてはならない。

- (1) データベースサービス事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取得、利用及び提供に関すること
- (2) 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどの予防並びに是正に関すること
- (3) 個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守すること
- (4) コンプライアンス・プログラムの継続的改善に関すること

（法令及びその他の規範）

第5条 プロデューサーは、個人情報に関する法令及びその他の規範を特定し、参照できる手順を確立し、維持しなければならない。

（内部規程）

第6条 プロデューサーは、個人情報を保護するための内部規程を策定し、維持しなければならない。

2 前項の内部規程には、次の事項を盛り込まなければならない。

- (1) プロデューサーの各部門及び階層における個人情報を保護するための権限及び責任の規定
- (2) 個人情報の取得、利用、提供及び管理の規定
- (3) 本人からの個人情報に関する開示、訂正及び削除の求めに関する規定
- (4) 個人情報保護に関する教育の規定
- (5) 個人情報保護に関する監査の規定
- (6) 内部規程の違反に関する罰則の規定

3 プロデューサーは、事業の内容に応じて、コンプライアンス・プログラムが確実に適用されるように内部規程を改定しなければならない。

第3章 運用

第1節 取得及び利用

（利用目的の特定）

第7条 プロデューサーは、個人情報を取り扱うにあたっては、最終的にどのような目的で個人情報を利用するか、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を可能な限り具体的に特定しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

〔解説〕

1. プロデューサーは、利用目的をできる限り特定しなければならない。

利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、事業者

において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかを可能な限り具体的に特定する必要がある。利用する個人情報の種類及び入手先の事業者名等を特定することまで求めているわけではない。

具体的には、「〇〇事業における商品の発送、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス」等を利用目的とすることが挙げられるが、定款や寄附行為等に想定されている事業の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報を利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定している場合や業種を明示することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得る。しかしながら、単に「事業活動」、「お客さまのサービスの向上」等を利用目的とすることは、できる限り特定したことにはならない。

2. プロデューサーは、個人情報を第三者に提供することを想定している場合は、その旨を利用目的において特定しなければならない。

【具体的に利用目的を特定している事例】

事例1) 「ご記入いただいた氏名、住所、電話番号は、商用データベースまたは人名録として販売いたします。」

【具体的に利用目的を特定していない事例】

事例1) 「事業活動に用いるため」

事例2) 「提供するサービスの向上のため」

事例3) 「マーケティング活動に用いるため」

3. 第1項により特定した利用目的は、社会通念上、本人が想定することが困難でないと認められる範囲内で変更することは可能である。変更された利用目的は、本人に通知するか、または公表しなければならない。

参考 個人情報保護法第15条

(利用目的による制限)

第8条 プロデューサーは、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 プロデューサーは、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

〔解説〕

1. プロデューサーは、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

2. 同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送付や電話をかけること等）は、当初の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

参考 個人情報保護法第 16 条 附則第 2 条

（適正な取得）

第 9 条 プロデューサーは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

参考 個人情報保護法第 17 条

（取得に際しての利用目的の通知または公表）

第 10 条 プロデューサーは、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、または公表しなければならない。

【解説】

法施行前から保有している個人情報については、法施行時に個人情報の取得行為がなく、法第 18 条の規定（取得に際しての利用目的の通知等）は適用されない。ただし、保有個人データに関する事項の本人への周知については、法施行時に法第 24 条第 1 項の措置（保有個人データに関する事項の公表等）を講ずる必要がある。

【本人に通知または公表が必要な事例】

事例 1） インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得する場合

事例 2） インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得する場合

事例 3） 電話による問い合わせやクレームのように本人により自発的に提供される個人情報を取得する場合（本人確認や問い合わせに対する回答の目的でのみ個人情報を取得した場合を除く。）

事例 4） 個人情報の第三者提供を受ける場合

参考 個人情報保護法第 18 条第 1 項

（直接書面等による取得）

第 11 条 プロデューサーは、本人から直接書面（電子的方式・磁気的方式等による記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。なお、口頭による個人情報の取得にまで、当該義務を課すものではない。

【解説】

【あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない場合】

事例 1） データベースや人名録に収録するための調査票に記載された個人情報を本人から直接取得する場合

事例 2） ウェブ画面より本人から個人情報を直接取得する場合

参考 個人情報保護法第 18 条第 2 項

（利用目的の変更時の措置）

第 12 条 プロデューサーは、社会通念上、本人が想定することが困難でないと認められる範囲内で利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知するか、または公表

しなければならない。

参考 個人情報保護法第 18 条第 3 項

(取得時及び利用目的の変更時の措置の適用除外)

第 13 条 第 10～12 条の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事業者の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

参考 個人情報保護法第 18 条第 4 項

(特定の機微な個人情報の取得等の禁止)

第 14 条 プロデューサーは、次に示す内容を含む個人情報の取得、利用または提供を行ってはならない。ただし、これらの取得、利用または提供について、明示的な本人の同意がある場合、法令に特別の規定がある場合、及び司法手続上必要不可欠である場合は、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く。）、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- (5) 保健医療及び性生活に関する事項

第 2 節 個人データの管理

(データ内容の正確性の確保)

第 15 条 プロデューサーは、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

参考 個人情報保護法第 19 条

(安全管理措置)

第 16 条 プロデューサーは、その取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために、その規模に応じた必要かつ適切な措置を講じなければならない。

[解説]

プロデューサーは、その取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならない（電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについての場合を除く。）。その際、本人の個人データが漏えい、滅失またはき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮

し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。なお、その際には、個人データを記録した媒体の性質に応じた安全管理措置を講じることが望ましい。

【必要かつ適切な安全管理措置を講じているとはいえない場合】

- 事例 1) 公開されることを前提としていない個人データが事業者のウェブ画面上で不特定多数に公開されている状態を個人情報取扱事業者が放置している場合
- 事例 2) 組織変更が行われ、個人データにアクセスする必要がなくなった従事者が個人データにアクセスできる状態を個人情報取扱事業者が放置していた場合で、その従事者が個人データを漏えいした場合
- 事例 3) 本人が継続的にサービスを受けるために登録していた個人データが、システム障害により破損したが、採取したつもののバックアップも破損しており、個人データを復旧できずに滅失またはき損し、本人がサービスの提供を受けられなくなった場合
- 事例 4) 個人データに対してアクセス制御が実施されておらず、アクセスを許可されていない従業者がそこから個人データを入手して漏えいした場合
- 事例 5) 個人データをバックアップした媒体が、持ち出しを許可されていない者により持ち出し可能な状態になっており、その媒体が持ち出されてしまった場合

組織的安全管理措置

組織的安全管理措置とは、安全管理について従業者（法第 21 条参照）の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書（以下「規程等」という。）を整備運用し、その実施状況を確認することをいう。

【組織的安全管理措置として講じなければならない事項】

- ①個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- ②個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
- ③個人データの取扱い状況を一覧できる手段の整備
- ④個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善
- ⑤事故または違反への対処

【各項目について講じることが望まれる事項】

- ①個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備をする上で望まれる事項
 - ・ 従業者の役割・責任の明確化
※個人データの安全管理に関する従業者の役割・責任を職務分掌規程、職務権限規程等の内部規程、契約書、職務記述書等に具体的に定めることが望ましい。
 - ・ 個人情報保護管理者（いわゆる、チーフ・プライバシー・オフィサー（CPO））の設置
 - ・ 個人データの取扱い（取得・入力、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、消去・廃棄等の作業）における作業責任者の設置及び作業担当者の限定
 - ・ 個人データを取り扱う情報システム運用責任者の設置及び担当者（システム管理者を含む。）の限定
 - ・ 個人データの取扱いにかかわるそれぞれの部署の役割と責任の明確化
 - ・ 監査責任者の設置
 - ・ 監査実施体制の整備
 - ・ 個人データの取扱いに関する規程等に違反している事実または兆候があることに気づいた場合の、代表者等への報告連絡体制の整備

- ・ 個人データの漏えい等の事故が発生した場合、または発生の可能性が高いと判断した場合の、代表者等への報告連絡体制の整備
※個人データの漏えい等についての情報は代表窓口、苦情処理窓口を通じ、外部からもたらされる場合もあるため、苦情の処理体制等との連携を図ることが望ましい（法第31条を参照）。
- ・ 漏えい等の事故による影響を受ける可能性のある本人への情報提供体制の整備
- ・ 漏えい等の事故発生時における主務大臣及び認定個人情報保護団体等に対する報告体制の整備

②個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用をする上で望まれる事項

- ・ 個人データの取扱いに関する規程等の整備とそれらに従った運用
- ・ 個人データを取り扱う情報システムの安全管理措置に関する規程等の整備とそれらに従った運用
※なお、これらについてのより詳細な記載事項については、下記の【個人データの取扱いに関する規程等に記載することが望まれる事項】を参照。
- ・ 個人データの取扱いに係る建物、部屋、保管庫等の安全管理に関する規程等の整備とそれらに従った運用
- ・ 個人データの取扱いを委託する場合における受託者の選定基準、委託契約書のひな型等の整備とそれらに従った運用
- ・ 定められた規程等に従って業務手続が適切に行われたことを示す監査証跡※の保持
※保持しておくことが望ましい監査証跡としては、個人データに関する情報システム利用申請書、ある従業者に特別な権限を付与するための権限付与申請書、情報システム上の利用者とその権限の一覧表、建物等への入退館（室）記録、個人データへのアクセスの記録（例えば、だれがどのような操作を行ったかの記録）、教育受講者一覧表等が考えられる。

③個人データの取扱い状況を一覧できる手段の整備をする上で望まれる事項

- ・ 個人データについて、取得する項目、通知した利用目的、保管場所、保管方法、アクセス権限を有する者、利用期限、その他個人データの適正な取扱いに必要な情報を記した個人データ取扱台帳の整備
- ・ 個人データ取扱台帳の内容の定期的な確認による最新状態の維持

④個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善をする上で望まれる事項

- ・ 監査計画の立案と、計画に基づく監査（内部監査または外部監査）の実施
- ・ 監査実施結果の取りまとめと、代表者への報告
- ・ 監査責任者から受ける監査報告、個人データに対する社会通念の変化及び情報技術の進歩に応じた定期的な安全管理措置の見直し及び改善

⑤事故または違反への対処をする上で望まれる事項

- ・ 事実関係、再発防止策等の公表
- ・ その他、以下の項目等の実施
- ・ ア）事実調査、イ）影響範囲の特定、ウ）影響を受ける可能性のある本人及び主務大臣等への報告、エ）原因の究明、オ）再発防止策の検討・実施

【個人データの取扱いに関する規程等に記載することが望まれる事項】

以下、(i) 取得・入力、(ii) 移送・送信、(iii) 利用・加工、(iv) 保管・バックアップ、(v) 消去・廃棄という、個人データの取扱いの流れに従い、そのそれぞれにつき規程等に記載することが望まれる事項を列記する。

(i) 取得・入力

i) 作業責任者の明確化

- ・ 個人データを取得する際の作業責任者の明確化
- ・ 取得した個人データを情報システムに入力する際の作業責任者の明確化
- ・ (以下、併せて「取得・入力」という。)

ii) 手続の明確化と手続に従った実施

- ・ 取得・入力する際の手続の明確化
- ・ 定められた手続による取得・入力の実施
- ・ 権限を与えられていない者が立ち入れない建物、部屋（以下「建物等」という。）での入力作業の実施
- ・ 個人データを入力できる端末の、業務上の必要性に基づく限定
- ・ 個人データを入力できる端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定（例えば、個人データを入力できる端末では、CD-R、USB メモリ等の外部記録媒体を接続できないようにする。)

iii) 作業担当者の識別、認証、権限付与

- ・ 個人データを取得・入力できる作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定
- ・ ID とパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別
- ・ 作業担当者に付与する権限の限定
- ・ 個人データの取得・入力業務を行う作業担当者に付与した権限の記録

iv) 作業担当者及びその権限の確認

- ・ 手続の明確化と手続に従った実施及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
- ・ アクセスの記録、保管と、権限外作業の有無の確認

(ii) 移送・送信

i) 作業責任者の明確化

- ・ 個人データを移送・送信する際の作業責任者の明確化

ii) 手続の明確化と手続に従った実施

- ・ 個人データを移送・送信する際の手続の明確化
- ・ 定められた手続による移送・送信の実施
- ・ 個人データを移送・送信する場合の個人データの暗号化（例えば、公衆回線を利用して個人データを送信する場合）移送時におけるあて先確認と受領確認（例えば、配達記録郵便等の利用）
- ・ F A X 等におけるあて先番号確認と受領確認
- ・ 個人データを記した文書を F A X 等に放置することの禁止
- ・ 暗号鍵やパスワードの適切な管理

iii) 作業担当者の識別、認証、権限付与

- ・ 個人データを移送・送信できる作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定

- ID とパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別
- 作業担当者に付与する権限の限定（例えば、個人データを、コンピュータネットワークを介して送信する場合、送信する者は個人データの内容を閲覧、変更する権限は必要ない。）
- 個人データの移送・送信業務を行う作業担当者に付与した権限の記録

iv) 作業担当者及びその権限の確認

- 手続の明確化と手続に従った実施及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
- アクセスの記録、保管と、権限外作業の有無の確認

(iii) 利用・加工

i) 作業責任者の明確化

- 個人データを利用・加工する際の作業責任者の明確化

ii) 手続の明確化と手続に従った実施

- 個人データを利用・加工する際の手続の明確化
- 定められた手続による利用・加工の実施
- 権限を与えられていない者が立ち入れない建物等での利用・加工の実施
- 個人データを利用・加工できる端末の、業務上の必要性に基づく限定
- 個人データを利用・加工できる端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく、限定（例えば、個人データを閲覧だけできる端末では、CD-R、USB メモリ等の外部記録媒体を接続できないようにする。）

iii) 作業担当者の識別、認証、権限付与

- 個人データを利用・加工する作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定
- ID とパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別
- 作業担当者に付与する権限の限定（例えば、個人データを閲覧することのみが業務上必要とされる作業担当者に対し、個人データの複写、複製を行う権限は必要ない。）
- 個人データを利用・加工する作業担当者に付与した権限（例えば、複写、複製、印刷、削除、変更等）の記録

iv) 作業担当者及びその権限の確認

- 手続の明確化と手続に従った実施及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
- アクセスの記録、保管と権限外作業の有無の確認

(iv) 保管・バックアップ

i) 作業責任者の明確化

- 個人データを保管・バックアップする際の作業責任者の明確化

ii) 手続の明確化と手続に従った実施

- 個人データを保管・バックアップする際の手続※の明確化
※情報システムで個人データを処理している場合は、個人データのみならず、オペレーティングシステム（OS）やアプリケーションのバックアップも必要となる場合がある。
- 定められた手続による保管・バックアップの実施
- 個人データを保管・バックアップする場合の個人データの暗号化
- 暗号鍵やパスワードの適切な管理

- 個人データを記録している媒体を保管する場合の施錠管理
- 個人データを記録している媒体を保管する部屋、保管庫等の鍵の管理
- 個人データを記録している媒体の遠隔地保管
- 個人データのバックアップから迅速にデータが復元できることのテストの実施
- 個人データのバックアップに関する各種事象や障害の記録

iii) 作業担当者の識別、認証、権限付与

- 個人データを保管・バックアップする作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定
- ID とパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別
- 作業担当者に付与する権限の限定（例えば、個人データをバックアップする場合、その作業担当者は個人データの内容を閲覧、変更する権限は必要ない。）
- 個人データの保管・バックアップ業務を行う作業担当者に付与した権限（例えば、バックアップの実行、保管庫の鍵の管理等）の記録

iv) 作業担当者及びその権限の確認

- 手続の明確化と手続に従った実施及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
- アクセスの記録、保管と権限外作業の有無の確認

(v) 消去・廃棄

i) 作業責任者の明確化

- 個人データを消去する際の作業責任者の明確化
- 個人データを保管している機器、記録している媒体を廃棄する際の作業責任者の明確化

ii) 手続の明確化と手続に従った実施

- 消去・廃棄する際の手続の明確化
- 定められた手続による消去・廃棄の実施
- 権限を与えられていない者が立ち入れない建物等での消去・廃棄作業の実施
- 個人データを消去できる端末の、業務上の必要性に基づく限定
- 個人データが記録された媒体や機器をリース会社に返却する前の、データの完全消去（例えば、意味のないデータを媒体に1回または複数回上書きする。）
- 個人データが記録された媒体の物理的な破壊（例えば、シュレッダー、メディアシュレッダー等で破壊する。）

iii) 作業担当者の識別、認証、権限付与

- 個人データを消去・廃棄できる作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定
- ID とパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別
- 作業担当者に付与する権限の限定
- 個人データの消去・廃棄を行う作業担当者に付与した権限の記録

iv) 作業担当者及びその権限の確認

- 手続の明確化と手続に従った実施及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
- アクセスの記録、保管、権限外作業の有無の確認

人的安全管理措置

人的安全管理措置とは、従業者に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行うことをいう。

【人的安全管理措置として講じなければならない事項】

- ①雇用契約時及び委託契約時における非開示契約の締結
- ②従業者に対する教育・訓練の実施

なお、管理者が定めた規程等を守るように監督することについては、法第21条を参照。

【各項目について講じることが望まれる事項】

①雇用契約時及び委託契約時における非開示契約の締結をする上で望まれる事項

- ・ 従業者の採用時または委託契約時における非開示契約の締結
※雇用契約または委託契約等における非開示条項は、契約終了後も一定期間有効であるようにすることが望ましい。
- ・ 非開示契約に違反した場合の措置に関する規程の整備
※個人データを取り扱う従業者ではないが、個人データを保有する建物等に立ち入る可能性がある者、個人データを取り扱う情報システムにアクセスする可能性がある者についてもアクセス可能な関係者の範囲及びアクセス条件について契約書等に明記することが望ましい。なお、個人データを取り扱う従業者以外の者には、情報システムの開発・保守関係者、清掃担当者、警備員等が含まれる。

②従業者に対する周知・教育・訓練を実施する上で望まれる事項

- ・ 個人データ及び情報システムの安全管理に関する従業者の役割及び責任を定めた内部規程等についての周知
- ・ 個人データ及び情報システムの安全管理に関する従業者の役割及び責任についての教育・訓練の実施
- ・ 従業者に対する必要かつ適切な教育・訓練が実施されていることの確認

物理的安全管理措置

物理的安全管理措置とは、入退館（室）の管理、個人データの盗難の防止等の措置をいう。

【物理的安全管理措置として講じなければならない事項】

- ①入退館（室）管理の実施
- ②盗難等の防止
- ③機器・装置等の物理的な保護

【各項目について講じることが望まれる事項】

①入退館（室）管理を実施する上で望まれる事項

- ・ 個人データを取り扱う業務上の、入退館（室）管理を実施している物理的に保護された室内での実施
- ・ 個人データを取り扱う情報システム等の、入退館（室）管理を実施している物理的に保護された室内等への設置

②盗難等を防止する上で望まれる事項

- ・ 離席時の個人データを記した書類、媒体、携帯可能なコンピュータ等の机上等への放置の

禁止

- ・ 離席時のパスワード付きスクリーンセイバ等の起動
- ・ 個人データを含む媒体の施錠保管
- ・ 氏名、住所、メールアドレス等を記載した個人データとそれ以外の個人データの分離保管
- ・ 個人データを取り扱う情報システムの操作マニュアルの机上等への放置の禁止

③機器・装置等を物理的に保護する上で望まれる事項

- ・ 個人データを取り扱う機器・装置等の、安全管理上の脅威（例えば、盗難、破壊、破損）や環境上の脅威（例えば、漏水、火災、停電）からの物理的な保護

技術的安全管理措置

技術的安全管理措置とは、個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人データに対する技術的な安全管理措置をいう。

【技術的安全管理措置として講じなければならない事項】

- ①個人データへのアクセスにおける識別と認証
- ②個人データへのアクセス制御
- ③個人データへのアクセス権限の管理
- ④個人データのアクセスの記録
- ⑤個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策
- ⑥個人データの移送・送信時の対策
- ⑦個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- ⑧個人データを取り扱う情報システムの監視

【各項目について講じることが望まれる事項】

①個人データへのアクセスにおける識別と認証を行う上で望まれる事項

- ・ 個人データに対する正当なアクセスであることを確認するためにアクセス権限を有する従業者本人であることの識別と認証（例えば、ID とパスワードによる認証、生体認証等）の実施
※ID とパスワードを利用する場合には、パスワードの有効期限の設定、同一または類似パスワードの再利用の制限、最低パスワード文字数の設定、一定回数以上ログインに失敗した ID を停止する等の措置を講じることが望ましい。
- ・ 個人データへのアクセス権限を有する各従業者が使用できる端末またはアドレス等の識別と認証（例えば、MAC アドレス認証、IP アドレス認証、電子証明書や秘密分散技術を用いた認証等）の実施

②個人データへのアクセス制御を行う上で望まれる事項

- ・ 個人データへのアクセス権限を付与すべき従業者数の最小化
- ・ 識別に基づいたアクセス制御（パスワード設定をしたファイルがだれでもアクセスできる状態は、アクセス制御はされているが、識別がされていないことになる。このような場合には、パスワードを知っている者が特定され、かつ、アクセスを許可する者に変更があるたびに、適切にパスワードを変更する必要がある。）
- ・ 従業者に付与するアクセス権限の最小化
- ・ 個人データを格納した情報システムへの同時利用者数の制限
- ・ 個人データを格納した情報システムの利用時間の制限（例えば、休業日や業務時間外等の

時間帯には情報システムにアクセスできないようにする等)

- ・ 個人データを格納した情報システムへの無権限アクセスからの保護 (例えば、ファイアウォール、ルータ等の設定)
- ・ 個人データにアクセス可能なアプリケーションの無権限利用の防止 (例えば、アプリケーションシステムに認証システムを実装する、業務上必要となる従業員が利用するコンピュータのみに必要なアプリケーションシステムをインストールする、業務上必要な機能のみメニューに表示させる等)

※情報システムの特権ユーザーであっても、情報システムの管理上個人データの内容を知らなくてもよいのであれば、個人データへ直接アクセスできないようにアクセス制御をすることが望ましい。

※特権ユーザーに対するアクセス制御については、例えば、トラステッドOSやセキュアOS、アクセス制御機能を実現する製品等の利用が考えられる。

- ・ 個人データを取り扱う情報システムに導入したアクセス制御機能の有効性の検証 (例えば、ウェブアプリケーションのぜい弱性有無の検証)

③個人データへのアクセス権限の管理を行う上で望まれる事項

- ・ 個人データにアクセスできる者を許可する権限管理の適切かつ定期的な実施 (例えば、定期的に個人データにアクセスする者の登録を行う作業担当者が適当であることを十分に審査し、その者だけが、登録等の作業を行えるようにする。)
- ・ 個人データを取り扱う情報システムへの必要最小限のアクセス制御の実施

④個人データへのアクセスの記録を行う上で望まれる事項

- ・ 個人データへのアクセスや操作の成功と失敗の記録 (例えば、個人データへのアクセスや操作を記録できない場合には、情報システムへのアクセスの成功と失敗の記録)
 - ・ 採取した記録の漏えい、滅失及びき損からの適切な保護
- ※個人データを取り扱う情報システムの記録が個人情報に該当する場合があることに留意する。

⑤個人データを取り扱う情報システムについて不正ソフトウェア対策を実施する上で望まれる事項

- ・ ウイルス対策ソフトウェアの導入
- ・ オペレーティングシステム (OS)、アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア (いわゆる、セキュリティパッチ) の適用
- ・ 不正ソフトウェア対策の有効性・安定性の確認 (例えば、パターンファイルや修正ソフトウェアの更新の確認)

⑥個人データの移送 (運搬、郵送、宅配便等)・送信時の対策の上で望まれる事項

- ・ 移送時における紛失・盗難が生じた際の対策 (例えば、媒体に保管されている個人データの暗号化)
- ・ 盗聴される可能性のあるネットワーク (例えば、インターネットや無線LAN等) で個人データを送信 (例えば、本人及び従業員による入力やアクセス、メールに添付してファイルを送信する等を含むデータの転送等) する際の、個人データの暗号化

⑦個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策の上で望まれる事項

- ・ 情報システムの動作確認時のテストデータとして個人データを利用することの禁止

- ・ 情報システムの変更時に、それらの変更によって情報システムまたは運用環境のセキュリティが損なわれないことの検証

⑧個人データを取り扱う情報システムの監視を行う上で望まれる事項

- ・ 個人データを取り扱う情報システムの使用状況の定期的な監視
- ・ 個人データへのアクセス状況（操作内容も含む。）の監視

※個人データを取り扱う情報システムを監視した結果の記録が個人情報に該当する場合があることに留意する。

（従業者の監督）

第17条 プロデューサーは、従業者に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 前項の監督にあたっては少なくとも次の事項を行わなければならない。

- (1) 規程類を策定し従業者に周知すること。
- (2) 従業者に対して個人情報の保護に関する教育を実施すること。
- (3) 個人データが適切に取り扱われているかを必要に応じて確認すること。

参考 個人情報保護法第21条

（委託先の監督）

第18条 プロデューサーは、個人データの取り扱いの全部または一部を委託する場合は、その取り扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 前項の監督にあたっては、このガイドラインに従い、少なくとも次の事項を行わなければならない。

- (1) 委託先の選定基準を策定すること。
- (2) 前号の基準に照らして委託先の評価を行うこと。
- (3) 個人情報の保護に関する事項を契約書に明記すること。
- (4) 前号の契約の内容が遵守されていることをあらかじめ定めた間隔で定期的に確認すること。

【解説】

1. 個人情報の処理を委託している場合において、本人からの開示・訂正・削除の求めに応ずる責任を負うのは、直接的には委託元の事業者である。ただし、委託の業態に応じて、委託先に対し、開示・訂正・削除の請求を受ける窓口事務や、場合によっては、求めに応じて開示・訂正・削除を行うこと自体を委託契約のなかで定めることもできる。
2. 委託者が受託者について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、受託者が再委託をした際に、再委託先が適切といえない取り扱いを行ったことにより、何らかの問題が生じた場合は、元の委託者がその責めを負うことがあり得るので、再委託する場合は注意を要する。

【受託者に必要かつ適切な監督を行っていない場合の事例】

事例1) 個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も定期的に把握せず外部の事業者へ委託した場合で、受託者が個人データを漏えいした場合

事例2) 個人データの取り扱いに関して定めた安全管理措置の内容を受託者に指示せず、結果、受託者が個人データを漏えいした場合

事例3) 再委託の条件に関する指示を受託者に行わず、かつ受託者の個人データの取扱状況の確認を怠り、受託者が個人データの処理を再委託し、結果、再委託先が個人データを漏え

いした場合

【個人データの取扱いを委託する場合に契約に盛り込むことが望まれる事項】

- ・委託者及び受託者の責任の明確化
- ・個人データの安全管理に関する事項
 - ・個人データの漏えい防止、盗用禁止に関する事項
 - ・委託契約範囲外の加工、利用の禁止
 - ・委託契約範囲外の複写、複製の禁止
 - ・委託契約期間
 - ・委託契約終了後の個人データの返還・消去・廃棄に関する事項
- ・再委託に関する事項
 - ・再委託を行うに当たっての委託者への文書による報告
- ・個人データの取扱状況に関する委託者への報告の内容及び頻度
- ・契約内容が遵守されていることの確認（例えば、情報セキュリティ監査なども含まれる。）
- ・契約内容が遵守されなかった場合の措置
- ・セキュリティ事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

参考 個人情報保護法第 22 条

第 3 節 個人データの第三者への提供

（第三者への提供の原則）

第 19 条 プロデューサーは、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 同意の取得に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

【解説】

1. 個人情報を含む主要なデータベースとして、人物情報データベースや企業情報データベースなどがあり、個人情報の取得は、本人等による調査票への記入が大きなルートとなっている。
同意を得る方法は、原則としてこうした書面によることとし、次のような方法がある。
事例 1) 同意文言を記載した調査票上に、本人の署名（・押印）を徴求し、受領し、確認する。
事例 2) 本人による同意する旨の確認欄へのチェック
事例 3) 本人が署名または記名押印した同意する旨の文書を受領し確認すること。
事例 4) 本人からの同意する旨のメールを受信すること。
事例 5) 本人による同意する旨のウェブ画面上のボタンのクリック
2. 個人情報法の施行前に第三者提供を認める旨の同意に相当するものがある場合は本条の同意が

あったものと認められる。

参考 個人情報保護法第 23 条第 1 項、付則第 3 条

(オプトアウト)

第 20 条 プロデューサーは、第三者提供におけるオプトアウトを行っている場合※ 1 には、前条の規定にかかわらず、本人の同意なく、個人データを第三者に提供することができる。

※ 1 「第三者提供におけるオプトアウト」とは、提供に当たりあらかじめ、以下の(1)～(4)の情報を、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することをいう。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の手段または方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

2 本人の権利利益保護のためには、19 条に定める本人からの事前同意取得がより望ましいことから、プロデューサーは、極力その取得に努めることとするが、それが実務上困難な場合はオプトアウトを行う。

3 第 1 項(2)または(3)に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

【解説】

1. 個人情報保護法は、第 23 条第 1 項で原則として同意を得ないで個人データを第三者へ提供をしてはならないとしたうえで、第 23 条第 2 項で、オプトアウトを行う場合は、本人の同意なしに個人データの第三者への提供が許されるとする。

オプトアウトが認められた背景には、全国の世帯や事業所の表札や郵便受けから居住者名を取得して記載した住宅地図や、数百万件にも及ぶ個人情報を収録した人物情報／企業情報データベースなどが社会で有効に使われているという現実があり、これらについてまでは同意原則を適用することは困難であり、有用性を損なう結果となるとの一般的な理解がある。

従って、データベースサービス事業を遂行するうえで実施が困難な場合についてまで、本人同意の取得を求めるものではない。しかしながら、本人の権利利益を保護しつつ、データベースサービス産業の透明性・信頼性を確保していくため、本条第 2 項において、本人の事前同意取得が原則であり、オプトアウトは例外的な措置であることを確認している。

プロデューサーは、機会があればできる限り本人の同意確認に努めるべきであり、調査の更新時などに少ない負担で可能な場合には進んで取り組むことが望ましい。

【オプトアウトの事例】

事例 1) 住宅地図業者（表札や郵便受けを調べて住宅地図を作成し、販売（不特定多数への第三者提供））

事例 2) データベース事業者（ダイレクトメール用の名簿等を作成し、販売）

【第三者に提供される個人データの項目】

事例 1) 氏名、住所、メールアドレス

事例 2) 氏名、商品購入履歴

【第三者への提供の手段または方法】

事例 1) 電子媒体に変換して配布

事例 2) インターネットに掲載

事例3) プリントアウトして交付等

2. オプトアウトを行う場合、本人から自己データの第三者提供停止要請があれば、速やかにこれに応じることが前提となる。顧客の窓口となるディストリビューターに対しても本人からの要請が見込まれるが、ディストリビューターにおいては、プロデューサーとの利用契約における改変禁止条項などのため、自社単独での対応が困難なケースが多いと考えられる。また本人の希望を十分に満たすためには、プロデューサーにおいて、その保有個人データである当該データを提供停止することが必要となろう。このため、ディストリビューターにおいては、プロデューサーとの間で、本人からの停止要求を速やかに伝達し、停止処理を行い、結果を本人に回答する連携体制を構築し維持する取り組みが望まれる。
3. 本人が自発的に公にしている個人情報や、インターネット、官報等の公開された情報から取得した個人情報をデータベースに収録し販売する場合も、第三者提供についての本人の同意か、オプトアウトが必要であることに留意する。
4. 公開情報などから間接的に取得した個人情報をオプトアウトにより第三者提供する場合、個人情報保護法上では転載できる内容に制限はない。ただし、14条に定めた機微情報の取得・利用・提供は原則として行わない他、プライバシーの観点から問題とならないよう十分配慮する必要がある。また、当該情報が著作物にあたる場合は、別途著作権法上の対応が必要になる。
5. 「本人が容易に知り得る状態」については、第3条(16)で定義されているが、「本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態に置いていることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法」によることが要求されている。データベース提供の方法としては、インターネットを中心とするオンライン経由のウエイトが高い状況や本人の利便性等を鑑みると、オプトアウトを行う場合、必要な事項を本人が容易に知りうる状態に置く方法としては、事例1で示されている「ウェブ画面中のトップページから1回程度の操作で到達できる場所への継続的な掲載等」がまず考慮されるべきである。
6. 個人情報法の施行前に本人に通知されているときは当該通知は法第23条第2項により行われたものとみなされる。

参考 個人情報保護法第23条第2項・第3項 附則第4条

(第三者への提供に該当しない場合)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第19条の第三者への提供の制限にかかる第三者への提供に該当しないものとする。

(1) 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部または一部を委託する場合

(2) 合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継され個人データが移転される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であつて、以下のことをあらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

ア 共同利用する旨

イ 共同して利用される個人データの項目

ウ 共同して利用する者の範囲

エ 利用する者の利用目的

オ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

2 前項(3)に規定する項目のうち、エまたはオを変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

〔解説〕

1. 上記1項(1)～(3)の場合は、第三者には該当しないため、本人の同意または第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、情報の提供を行うことができる。
2. 委託に当たっては、プロデューサーは、法22条にもとづき、委託先に対する監督責任が課されることに留意する。

参考 個人情報保護法第23条第4項・第5項 附則第5条

第4節 開示・訂正等・利用停止等の求めへの対応

（保有個人データに関する事項の公表等）

第22条 プロデューサーは、保有個人データに関し、以下の情報を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

- (1) 自社名
 - (2) すべての保有個人データの利用目的
 - (3) 保有個人データの利用目的の通知及び保有個人データの開示に係る手数料の額（定めた場合に限る）並びに開示等の求めの手続
※1「開示等の求め」とは、保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、保有個人データの内容の訂正、追加または削除、保有個人データの利用の停止または消去、保有個人データの第三者への提供の停止の求めをいう。
 - (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情及び問い合わせの申出先
- 2 プロデューサーは、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) プロデューサーが保有個人データに関して本人の知り得る状態に置いたことにより、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - (2) 13条（取得時及び利用目的の変更時の措置の適用除外）(1)～(3)までに該当し、通知、公表、明示を要しない場合
- 3 なお、プロデューサーは、求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

参考 個人情報保護法第24条・政令第5条

（保有個人データの開示）

第23条 プロデューサーは、本人から、自己が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときはその方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

ただし、開示することにより下記の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができるが、この場合は、遅滞なくその旨を本人に通知しなければならない。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 自社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

- 2 他の法令の規定により、別途開示の手続が定められている場合には、当該別途の開示の手続が優先されることとなる。

参考 個人情報保護法第 25 条・政令第 6 条

(保有個人データの訂正等)

第 24 条 プロデューサーは、本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって訂正、追加または削除(以下「訂正等」という。)を求められたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、訂正等を行わなければならない。

- 2 前項の規定に基づき訂正等を行ったときまたは訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。
- 3 他の法令の規定により特別の手続が定められている場合には、当該特別の手続が優先されることとなる。

【解説】

1. 利用目的から見て訂正等が必要でない場合や誤りである旨の指摘が正しくない場合に、訂正等を行う必要はない。ただし、その場合には、遅滞なく訂正等を行わない旨を本人に通知しなければならない。
2. 調査や訂正は「利用目的の達成に必要な範囲内において」行うこととしているが、これは事業者においてその保有個人データを利用するうえで、厳密さがあまり求められないものまでその都度対応しなければならないとすると過度な負担となる可能性があるため、そのように定めている。

【訂正を行う必要がない事例】

事例) 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合

参考 個人情報保護法第 26 条

(保有個人データの利用停止等)

第 25 条 プロデューサーは、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第 8 条(利用目的による制限)または第 9 条(適正な取得)に違反しているという理由に基づき、当該保有個人データの利用の停止または消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合等、その実施が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 プロデューサーは、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第 19 条(第三者への提供の制限)に違反しているという理由に基づき、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。

ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合等、その実施が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 プロデューサーは、求められた保有個人データの全部もしくは一部について利用停止等を行ったときもしくは行わない旨の決定をしたとき、または求められた保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止したときもしくは停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

〔解説〕

1. プロデューサーは、本人から、手続違反※1の理由により保有個人データの利用停止等及び第三者への提供の停止が求められた場合には、原則※2として、当該措置を行わなければならない。なお、利用の停止等を行った場合には、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

※1「手続違反」とは、同意のない目的外利用、不正な取得、または同意のない第三者提供をいう。

※2「原則」…違反を是正するための必要な限度を超えている場合や手続違反である旨の指摘が正しくない場合には、利用の停止等を行う必要はない。ただし、その場合には、遅滞なく、利用の停止等を行わない旨を本人に通知しなければならない。

2. 個人情報保護法では、利用停止等に応ずる際、その実施に多額の費用を要する等によりその実施が困難な場合、あるいは、例えばプロデューサーが保有するデータベース内でその本人の個人情報のみ利用停止することで、データベースサービスが長期間提供できなくなり、顧客企業の業務上大きな支障が発生したりする場合は、そのことに代えて本人の権利利益を保護する措置が取れるのであればその限りでないとしており、本条においてもそれに従っている。

参考 個人情報保護法第 27 条

（理由の説明）

- 第 26 条 プロデューサーは、保有個人データの公表・開示・訂正等・利用停止等・第三者提供の停止において、その措置をとらない旨またはその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明するように努めなければならない。

参考 個人情報保護法第 28 条

（開示等の求めに応じる手続）

- 第 27 条 プロデューサーは、第 22 条～第 25 条による開示等の求めにおいて、その求めを受け付ける方法として下記(1)～(4)の事項を定めることができる。また、その求めを受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかなければならない。

(1) 開示等の求めの受付先

(2) 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式・磁気的方式による記録を含む。）の様式、その他の開示等の求めの受付方法（郵送、FAXで受け付ける等）

(3) 開示等の求めをする者が本人またはその代理人（(ア)未成年者または成年被後見人の法定代理人、(イ)開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人）であることの確認の方法

(4) 保有個人データの利用目的の通知、または保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の金額と徴収方法（徴収する場合）

- 2 プロデューサーは、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人

の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

- 3 プロデューサーは、開示等の求めに関する手続を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。
- 4 次に掲げる代理人による開示の求めに応じなければならない。
 - (1) 未成年者または成年被後見人の法定代理人
 - (2) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人
- 5 プロデューサーは、第22条の利用目的の通知、または第23条の開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。プロデューサーは、当該手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

【解説】

1. 「開示等の求めの受付先」について

オンラインデータベースは、プロデューサーが作成し、複数のディストリビューターが顧客へ販売するケースが一般的であり、契約条件によるものの、基本的にプロデューサーの保有個人データとなる。一方、顧客の視点からは、当該データベースがどの事業者の保有個人データかわかりにくい場合もある。このため、ディストリビューターは顧客に対し、プロデューサーにおける開示等の受付先を明示することが望ましい。

また、プロデューサーとの契約により、ディストリビューターが顧客からの苦情の一次サポートを担当し、プロデューサーとの間を媒介するケースも考えられる。

2. 個人情報保護法第29条により、本人からの開示等の求めに対し、それらを受け付ける手続きを定めることができる。
3. ただし、手続を定めるにあたっては、必要以上に煩雑な書類を求めることや、求めを受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定すること等して、本人に過重な負担を課することのないよう配慮しなければならない。
4. 開示等の求めを受け付ける方法を合理的な範囲で定めたときで、求めを行った者がそれに従わなかった場合は、開示等を拒否することができる。
5. 開示等の求めを受ける方法を定めない場合には、自由な申請を認めることになる。
6. プロデューサーは、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、自己のデータの特定に必要な事項（住所、ID、パスワード、会員番号等）の提示を求めることができる。なお、本人が容易に自己のデータを特定できるよう、自己の保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便性を考慮しなければならない。
7. 本人に対し自己の個人データの開示を行う場合、その目的等を本人に尋ねる等により、本人への開示範囲を確認することができる。
8. 【開示の求めをする者が本人またはその代理人であることの確認の方法】

事例1) 本人の場合（来所）：運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付き住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、外国人登録証明書、年金手帳、印鑑証明書と実印

事例2) 本人の場合（オンライン）：IDとパスワード

事例3) 本人の場合（電話）：一定の登録情報（生年月日等）、コールバック

事例4) 本人の場合（送付（郵送、FAX等））：運転免許証のコピーと住民票の写し

事例5) 本人の場合（送付（郵送、FAX等））：運転免許証や健康保険の被保険者証等の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所にあてて文書を書留郵便により送付

事例6) 代理人の場合（来所）：本人及び代理人について、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券（パスポート）、外国人登録証明書、年金手帳、弁護士の場合は登録番号、代理を示す

旨の委任状

9. 個人情報保護法第30条により、利用目的の通知及び開示の求めについては実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において手数料を定め、徴収することができるとされているが、訂正等及び利用停止等については、手数料を徴収することができるとはしていないことに留意する。

参考 個人情報保護法第29条・第30条・政令第7条・第8条

こつて、新法 0~7月/日

第5節 苦情への対応

(苦情への対応)

第28条 プロデューサーは、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な対応に努めなければならない。

- 2 苦情処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。

参考 個人情報保護法第31条

第4章 漏えい等が発生した場合の措置

(漏えい等が発生した場合の措置)

第29条 プロデューサーは、個人情報の漏えい事案等の事故があった場合に備え、危機対応のための体制の整備及び手順の策定を行わなければならない。

- 2 プロデューサーは、個人情報の漏えい事案等の事故があった場合は、以下の措置を講じる。

- (1) 漏えい等の対象となった本人に速やかに漏えい等の事実関係等を通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
- (2) 発生原因、対応策を所管する省庁に直ちに報告するものとする。
- (3) 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係、発生原因を遅滞なく公表するものとする。

第5章 推進体制

(個人情報保護管理者の指名)

第30条 データベースサービス事業者の代表者は、このガイドラインの内容を理解し実践する者を内部から1名以上指名し、個人情報保護管理者としての業務を行わせるものとする。

(個人情報保護管理者の責務)

第31条 個人情報保護管理者は、このガイドラインに定められた事項を理解及び遵守するとともに、従業者にこれを理解及び遵守させるために、規程類の整備、個人情報保護推進体制の整備ならびに周知徹底の措置、安全対策、従業者への教育訓練、委託先管理等の措置及び文書管理等を実施する責任を負うものとする。

(個人情報保護監査責任者の指名)

第32条 事業者の代表者は、個人情報保護管理者からは独立し、個人情報保護推進体制の妥当性、有効性及び実施状況について、本ガイドラインに定められた監査を実施する者を内部から指名し、個人情報保護監査責任者としての業務を行わせることが望ましい。

(個人情報保護監査責任者の責務)

第33条 個人情報保護監査責任者は、自社の個人情報保護体制の運営状況を定期的に監査し、監査報告書を作成し、事業者の代表者に報告する責任を負うものとする。

第6章 その他

(プロデューサーの代表者による見直し)

第34条 プロデューサーの代表者は、監査報告書及びその他の経営環境などに照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、少なくとも年1回コンプライアンス・プログラムを見直さなければならない。

(改廃)

第35条 このガイドラインの改廃は、(財)データベース振興センター並びに日本データベース協会理事会の承認を得るものとする。

[参考資料]

- (1) 日本工業規格 JIS Q 15001 : 1999「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」
- (2) 平成 16 年 10 月 22 日厚生労働省経済産業省告示第 4 号「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」
- (3) 情報サービス産業協会「情報サービス産業 個人情報保護ガイドライン (第 3 版)」
- (4) 電子商取引推進協議会「民間部門における電子商取引に係る個人情報保護に関するガイドライン (Ver.3.0)」

第5章 今後の課題と要望

5.1 今後の課題

以下に委員会・ワーキンググループでの検討結果、および第2章のデータベースサービス事業者に対するアンケート調査結果から今後の課題となると思われる点などを紹介する。

5.1.1 委員会・ワーキンググループで認識された課題

(1) データベースのユーザーである顧客企業への十分な説明

第1章の事例1～4で検討されたように、顧客企業がデータベースサービスで提供される個人データを自社データベースに編入した場合、一般的には顧客企業の保有個人データとなる。顧客企業には本人からの訂正等の求めに対応する義務が生ずるため、体制の整備が必要となることなどを顧客企業に説明して行く努力が求められる。

(2) 本人からの開示等の求めに対するディストリビューター・プロデューサー間の連携強化

第1章の事例4で検討されたように、ディストリビューターには通常データベースに収録されたデータの訂正や削除の権限はなく、データベースサービスの利用者が開示等の求めをする相手は本来はプロデューサーである。しかしながら実際には、自らが利用しているディストリビューターへまず申し出るケースが多いとみられ、ガイドライン27条（開示等の求めに応じる手続き）解説では、「ディストリビューターは顧客に対し、プロデューサーにおける開示等の受付先を明示することが望ましい。また、プロデューサーとの契約により、ディストリビューターが顧客からの苦情の一次サポートを担当し、プロデューサーとの間を媒介するケースも考えられる。」とした。

既に利用者からの各種の求めをプロデューサーに取り次ぐ方針を決めているディストリビューターもあり、今後はディストリビューターを経由した場合でも、プロデューサーにおいて対応を行うとのルールをどこまでデータベースサービス業界の慣行として定着させることができるか、またガイドラインに盛り込むことできるかがひとつの課題となる。

(3) ディストリビューターに対象を広げたガイドラインの改訂

上記のようにディストリビューターについては、その取り組むべき対応を一部定めたものの、個人情報保護法上でのディストリビューターの立場や、プロデューサーとの契約内容等にもとづく個人情報の取扱い実態を十分把握するにはなお時間を要することから今回は部分的な指針を提示するにとどまった。データベースサービス産業が業界をあげて個人情報保護の実効性を高めて行くために、今後早期にディストリビューターを全面的に対象に加えることをテーマに、ガイドラインの拡張について検討を進めることが課題となった。

(4) 企業経由の個人情報取得を継続するためのスキームの確立

企業人を対象とした人物情報データベースのデータソースとして、従来は企業の人事部などから幹部の個人情報の提供を受けることが一般的であった。個人情報保護法全面施行後は、人事部等において本人の同意を取得するなどのステップが必要となるが、企業人デ

データベースが社会において果たす役割をアピールするなどして、提供が継続されるよう、業界として広く働きかけて行くことがテーマとなる。

(5) ガイドラインの事業者・一般への周知と適宜適切な見直し

ガイドライン策定後は、速やかにデータベースサービス業界内での周知徹底をはかるとともに、一般の意見をも広聴して、適宜適切な見直しを加えて行く業界としての継続的な取り組みが必要となる。

5.1.2 第2章のアンケート調査結果からの課題

全般的に無回答が多いことが目に付くが、特に多いものをあげると、Q11（個人データ取得に際しての利用目的の通知または公表の実施）で「現在」33%、「法全面施行後」29%、Q13（第三者提供への本人の同意取得）で「現在」29%、「法全面施行後」25%、Q28（本人または代理人の確認方法）で42~54%等であった。

Q11、Q13の「法全面施行後」についての無回答社数を業態別に見ると、プロデューサーが16社（兼業を含む）中、3社、2社と比較的少ないのに対し、ディストリビューターは、14社（同）中、6社、5社と多くなっている。これらの設問は、個人情報取扱事業者としての義務を履行するための具体的な実施方法についてのものであり、プロデューサーについては、調査時点では未だ社内の合意がなされていない可能性が、またディストリビューターについては、加えて対応の必要性そのものについての判断が社により分かれていることが推察される。法全面施行時までの早急な社内合意の形成や体制の構築が求められる。

関連して、Q20の本人からの自己データの開示・訂正等・第三者提供停止請求、苦情処理への対応体制については、やはり17%が無回答であった。しかしながら調査時点で5割以上の企業が既に対応体制が整っている（一部整っているを含む）。残りの現在対応体制を整えるべく検討中の社においても、全てが法全面施行時までには整う見込みとしており、全体の8割以上は本人からの求めに対応可能とみられる。なお、整うとした社の中にも対応体制の整備内容について「提供事業者と調整」との回答もあり、プロデューサー・ディストリビューター間でのより緊密な連携が求められる。

Q21で尋ねた本人からの自己データの開示請求に対する開示の方法としては、郵送が65%と最も多かったが、一方で「直接手交」、「来社面接」と回答した社もあり、本人の便宜を考えた場合、改善の余地が残る。

Q11で尋ねた個人データ取得時の本人への利用目的の通知または公表については、「あらかじめ通知」が「現在」の29%から「法全面施行後」は42%、「あらかじめ公表」が「現在」の21%から「法全面施行後」は29%と、法全面施行後は事前の通知または公表比率が高まる見込みであり、法の主旨により沿った対応がとられる見込みである。一方で「利用目的の通知または公表をしない」とする社もきわめて少数だが存在した。その業態はプロデューサーではなく、個人情報取扱事業者や個人情報への該当性が問題となるが、必要

に応じ速やかな意識の転換が求められる。

Q13 で尋ねた第三者提供への本人同意の取得については、「あらかじめ本人から直接同意を得る」が「現在」の 33%から「法全面施行後」は 29%と減少する一方、「本人の同意は得ず、オプトアウトの手続きを行う」が「現在」の 17%から「法全面施行後」は 25%へ増加している。個人情報保護法の施行により、個人の権利意識が高まり同意の取得が難しくなると見込んでの対応と考えられるが、本人の権利利益保護のためには同意取得が望ましいのはいうまでもなく、業界全体の問題として、極力その増大に努める姿勢が求められる。また、ごくわずかではあるが、「本人の同意は得ず、オプトアウトも行わない」とする回答もあり、個人情報取扱事業者や個人情報への該当性が問題となるが、速やかな意識の転換が求められる。

5. 2 個人情報保護法施行後のデータベースサービス事業への影響

委員会並びにワーキンググループでの議論を通じて、個人情報保護法全面施行後、データベースサービス事業に最も打撃を与えかねない問題としてと懸念されたのが、本人の求めによる個人情報の第三者提供停止要求の頻発であった。以下に業界の問題意識と、将来的な法制度や運用の見直しへの要望を示す。

5.2.1 本人の求めによる第三者提供停止の影響

個人情報保護法は、個人データを第三者に提供しうる場合を以下の 2 つに限定している。

- ①あらかじめ本人の同意を取得した場合（法 23 条 1 項）
- ②本人の求めに応じて第三者提供を停止するとしている場合（（オプトアウト）法 23 条 2 項）

このため、法全面施行後は、第三者提供に本人の同意が得られず、そのためプロデューサーがオプトアウトの手続きを取ったとしても本人が停止を求めてきた場合は、データベースへ収録し販売することが不可能になる。今後、企業代表者等の氏名や、各界著名人に関する個人情報の第三者提供が不可能になった場合の問題点として、以下の点が指摘された。

【企業情報データベース等について予想される問題点】

- ①経済のインフラともなった企業情報データベースに代表者名、役員名等が収録できず、歯抜けが増えれば利用価値は低下し、経済へ悪影響を及ぼす。
- ②信用調査レポートに代表者名、役員名等が収録できずレポートの体を成さなくなり、正当な業務の運営は困難となる。
- ③倒産情報データベースへの代表者への氏名掲載ができなくなれば、倒産常習者が横行し、ばくり屋や詐欺師の抑制機能が果たせず、信用取引、経済の発展を阻害する。

【人物情報データベースについて予想される問題点】

- ①十万人単位で収録が不可能となる事態が現実のものとなれば、人物情報データベー

スの有用性や利用価値は著しく低下する。すでにパートナーである海外のデータベースサービス事業者から、現在海外向けに提供している日本の人物情報データベースについて、商品性低下への懸念が表明されている。

5.3 今後の要望

この問題に関し、JIS Q 15001:1999「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」は、以下の通り、その「解説」で法人等の役員に関する公開情報を個人情報に含まないとして、経営者データの公共性に配慮している。

「2.1 個人情報[本体の 3.a)] "個人情報"には、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を含まない。"法人その他の団体の役員に関する情報"とは、株主総会などで配布される事業報告書など、株主や顧客企業に配布される書類などに記載されている役員の履歴、持株数など、公表されているような情報を指す。」

一方、個人情報保護法では、こうした個人データの主体の社会的地位や公表の有無等による取扱いの差異は一切考慮されないため、企業代表者氏名等の第三者提供停止が本人の随意に可能となる。その結果、今日まで多くの利用者に支持され、経済を支える情報網として機能してきた企業情報／人物情報等のデータベースに歯抜けが広がれば、データベースサービス事業者の経営に深刻な打撃を与えるのみならず、これらデータベースを購入し自社の経営資源として活用している数多くの企業の効率が低下し、わが国経済全体へ悪影響をもたらす事態も懸念される。

そのため、本来あるべき姿や業界の取るべき方策について以下のような意見が多く出された。

- ①企業の代表者や取締役の氏名は、商業登記簿や有価証券報告書への記載が義務づけられており、法人の成立要件として外部に示すことは当然である。これらの法律に基づき公開が義務づけられた個人データは本人の意向に関わりなく第三者提供できるようにするべきである。
- ②上場企業の役員情報であっても本人の求めで提供停止が当然との認識が社会に広がれば、データベースサービス業界のみならず、社会全体に大きなマイナスの影響を与える。新聞記事データベースの訂正方法（一審有罪、二審逆転無罪の場合、一審の記事を訂正するのではなく、二審の判決を付記する等）のようにルール化し、社会のコンセンサスを得て行く努力が必要であり、業界の要望事項をポジションペーパーにまとめて訴えることなどが考えられる。

また、人物情報データベースに掲載される側の意識については、第3部の調査結果にみられるように、「代表権を持つ役員」「執行役員・執行役」の役職者は、氏名・社名・部署名・役職名・住所について、9割以上が「提供されもかまわない」個人情報としている。個人情報のなかでも、勤務先に関わる情報については、自宅住所・趣味などのプライベートな情報とは異なり、企業の役員としての立場上、適切な流通が必要であることがデータ

ベースの被掲載者の側にも広く了解されているといえる。

実際にどの程度、本人による第三者提供停止要求が発生し、データベースへの収録や利用者の利便性への悪影響があるかは、今後の推移を見守ることとなるが、将来、関連法制度の見直しが行われる際には、データベースが社会に対し果たしている貢献を損なわないようにとの側面からも検討がなされることが望まれる。

[資料編]

- (1) 企業情報データベースの収録データ例（帝国データバンク、東京商工リサーチの例） 1
- (2) データベースサービス業における個人情報保護の取り組みについての調査（2004年10月）[アンケート調査票] 3
- (3) 人物データベース被掲載者の意識調査（2005年2月）[アンケート調査票] . 17
- (4) データベース収録者の個人情報に関する意識分析（日外アソシエーツによる調査結果） 18

(1) 企業情報データベースの収録データ例

①帝国データバンク 企業概要ファイル (COSMOS2)

企業名	当該企業の登記上の商号。個人営業の場合は屋号を収録	
住所	当該企業の本社所在地。都道府県名～ビル名までを収録	
代表者	当該企業の登記上に記載してある代表取締役。複数の代表があるときは取締役社長、取締役頭取等を収録	
企業コード	帝国データバンク独自で設定した9桁のコード。1企業に対し1コードを設定	
株式公開	当該企業が国内の証券取引所に上場しているか否かをフラグ化したもの	
企業電話番号	当該企業の代表電話番号。代表電話番号がない場合は管理部門の電話番号	
創業	当該企業が営業を開始(または再開)した年月	
設立	当該企業が設立された(法人に改組した)年月	
TDB 産業分類	総務省の日本標準産業分類に準じた帝国データバンク独自の1,359分類。上4桁で小分類、5桁で細分類を表す体系となっている。当該企業の事業内容の中で、取引高が大きいものから1→5の順に収録	
資本金	払い込み資本金の額。法人組織により出資額・出資金・資産の総額・基本財産の総額・基金又は基金積立の合計を収録	
従業員	役員を除く正社員数	
株主数	当該企業の株主の総数	
株主名	当該企業の株主(出資者)を上位5株主(出資者)収録	
持株数	当該企業の株主に対応する持株数	
役員	当該企業の役職名・役員名を上位10名まで収録	
事業所数	当該企業の保有する支店・営業所・工場等の総数	
取引銀行	メインバンクから1→10の順に収録	
仕入先	当該企業の主な仕入先を順に収録	
販売先	当該企業の主な販売先を順に収録	
業績	決算期の売上高。税引後利益。配当率は2001年10月の商法改正に伴い、2001年10月以降は全て「0」にて収録。自己資本比率は自己資本/総資本×100	
法人申告所得額	法人税法に基づき全国の税務署で公示された当該企業の申告所得額	
セールスランキング	同業種における当該企業の年間売上高によるランキング(全国/都道府県別)	
評点	帝国データバンクが企業の業績・業歴など様々な観点から判断して評価した当該企業の点数で100点満点で評価	
代表者プロフィール	役職名	当該企業の代表者役職名
	氏名	登記上に記載してある代表取締役。複数の代表がある場合は取締役社長、取締役頭取等を収録
	生年月日	当該企業の代表者の生年月日
	住所	当該企業の代表者自宅住所
	電話番号	当該企業の代表者自宅住所の電話番号
	出身地	当該企業の代表者の出身都道府県
	出身校	当該企業の代表者の出身大学
調査年月日	帝国データバンクが当該企業の最新の信用調査を行った年月日	

出所 (株)帝国データバンク

②東京商エリサーチ tsr-van2

商号	商業登記簿に記載された正式商号（法人格と社名で構成）、個人企業は屋号
英文商号	被取材先が使用している正式の英文商号とTSRが英語表記に変換したもの
カナ商号/旧商号	商号のカナヨミ/前商号
所在地	実質上の本社所在地(登記上の本社ではない)
代表者	商業登記簿に記載されている代表取締役の氏名、個人企業は事業主の氏名
企業コード	東京商エリサーチ独自の企業コードで9桁で構成、DUNS#（ダunsナンバ-）とリサーチ
上場区分	上場、非上場の区分（最初の上場年月日）
電話番号	会社の代表的な電話番号
FAX	会社の代表的なFAX番号
創業	実際に事業・営業を開始した年月
設立	商業登記簿に記載されている設立年月、個人企業の場合はblank
業種	日本標準産業分類（平成14年3月改訂）に準拠した1,269分類（主/従）事業内容で扱い品の売上構成比が一番高いもの（主）を最初に、二番目（従）を次に表示
営業種目	業務内容を具体的に表現(%構成は売上高構成比率)
扱い品	46,740種の〔扱品名〕と製造・卸・小売・等の8種の〔業態名〕で売上構成比の高い順に表示
資本金	商業登記簿に記載された払込済資本金（法人格によって出資金、資産の総額）
従業員	未上場は常勤役員を含む正社員数（上場企業は役員数を含まない）
役員	商業登記簿記載の役員名、及び役職名(多数の場合、省略)
大株主	株主名（法人の場合は法人格省略）と持ち株数を多い順に表示
事業所	支店・営業所及び工場等の代表的な事業所の所在地（事業数・工場数）
取引銀行	金融機関・支店の名称をメインバンク以下、取引重要度の高い順に表示
仕入先	主要な仕入先を扱い額の多い順に表示
販売先	主要な販売先を扱い額の多い順に表示
業績	決算期別に最大3期、売上、利益、配当額、売上・利益伸長率を記載 利益は税引後利益（*は税引前利益）、配当額は1株当たりの金額（1000円以上については「*」で表記）
法人申告所得	法人税法に基づき全国の税務署で公示された申告所得額（最大3期分）
業種内順位	同業種（主業種）内における売上高と申告所得の全国、都道府県別ランキング
評点	東京商エリサーチ独自の採点基準でつけられた評価点(絶対評価)、最大100点
事業概要/概況	該当企業の状況(特性、特徴、業績コメント、等)を説明
経営者情報/代表	氏名 商業登記簿記載の代表者氏名、ヨミ 生年月日 代表者の生年月日を邦暦で表示 住所 代表者の実際に居住している現住所 電話番号 代表者の自宅電話番号 出身地 代表者の出身都道府県(国・地域) 最終学歴 代表者の最終学歴(大学は名称) 趣味 代表者の趣味 就任日 当該企業の代表に就任した年月 納税金額 代表者の申告納税額（2期分）
更新年月	企業情報データに関し最新の取材を行った年月 商号変更、本社移転等、独自の取材によるデータ更新日は含まない

出所 (株)東京商エリサーチ

--	--	--

--	--

データベースサービス業における 個人情報保護の取り組みについての調査 (2004年10月)

貴社名 貴団体・機関名	
所在地	〒
ご回答者氏名	
ご回答者部署・役職名	
連絡先電話番号	
電子メールアドレス	

----- (記入上のお願い) -----

- 分析時に個別の企業情報を元に分析しますが、個別データは公表いたしません。
- 恐れ入りますが、集計処理の都合上、ご回答は **平成16年11月12日(金)** までに、同封の返信用封筒にてご投函願います。
- 本調査は(財)データベース振興センターが日本データベース協会の協力を得て、(株)日経リサーチに業務委託して実施しているものです。
- 調査票内で個人情報保護法、施行令及び経済産業省による「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象としたガイドライン」を引用している箇所がありますが、読みやすさを考慮し、簡略化・編集している場合がございます。ご了承下さい。
- 本調査は、民間企業・各種法人・非営利団体等にお送りしております。
法人・団体の方は、質問文中の"社"を"法人・団体"と置き換えてお読みください。
- 「ご回答者氏名」等の個人情報をご記入頂くのは、必要に応じてお問い合わせ・ご連絡させて頂く場合のためであり、その他の目的には使用致しません。

【本調査に関するお問い合わせ先】

— 日本経済新聞社の総合調査会社 —

株式会社 **日経リサーチ**



日経リサーチは99年8月に
財団法人日本情報処理振興
協会より、個人情報に適切な
取り扱いを行う企業に付与
されるプライバシーマークの
付与認定を受けています。

〒101-0048 東京都千代田区神田 司町 2-2-7 パークサイド1ビル
TEL:03-5296-5121(電話受付時間 11:00-18:00)
FAX:03-5296-5107

データベースサービス業における個人情報保護の取り組みについての
調査 担当: 長野・坂巻 調査 No.421142

貴社のデータベース事業についてお伺いします。

Q1. 貴社におけるデータベース関連事業の位置付けについて、最も近いものを一つ選んでください。(ひとつだけ○印)

- | | |
|----|------------------------------|
| 1. | データベース専業である |
| 2. | データベースが最も重要な事業だが、ほかの事業も行っている |
| 3. | データベースは社内の一事業である |
| 4. | データベースはほとんど重要でない |

Q2. 貴社のサービス形態について、該当する欄の番号に○印をおつけ下さい。(いくつでも○印)

- | | |
|----|--|
| 1. | プロデューサー（データベースの作成機関。第三者に提供することを目的に情報を収集蓄積し、データベースを構築している事業者） |
| 2. | ディストリビューター（プロデューサーから委託されたデータベースを自らのシステムを通じて第三者に提供している事業者） |
| 3. | インターネットプロバイダー（インターネット接続提供者。顧客のコンピュータをインターネットに接続する業務を行う事業者） |
| 4. | 代行検索業（顧客の要請に応じ、データベースの選択、ファイルの選択、検索式の作成、検索の実行、検索結果の評価、その他の検索コンサルティングなどの業務を代行する事業者） |
| 5. | 代理店（データの権利者ないしプロデューサーの著作権事務を代理する者、又はディストリビューターの営業事務を代理する事業者） |
| 6. | その他（
） |

Q3. 貴社では、第三者に提供することを目的とした、個人情報を含むデータベースを作成・提供していますか。(いくつでも○印)

- | | |
|----|--|
| 1. | 個人情報を含むデータベースを自社で作成している |
| 2. | 個人情報を含むデータベースを提供している(自社・自社以外で作成したものも含む) |
| 3. | データベースを作成・提供していない → 調査終了です。ご協力ありがとうございました。 |

Q4. A.貴社で作成・提供している個人情報を含むデータベースはどの分野に該当しますか。(いくつでも○印)

B.その中で貴社が最も重視しているデータベースサービスはどれですか。
(ひとつだけ○印)

	A.個人情報を含む データベース (いくつでも)	B. 貴社が最も重視している データベース (左の中からひとつだけ)
1. 人物情報	1	1
2. 人物・機関情報	2	2
3. 企業情報	3	3
4. 企業・財務情報	4	4
5. 住宅地図	5	5
6. その他（具体的に： ）	6	6

ここからは、Q4Bでお答えになった貴社が最も重視している
個人情報を含むデータベースについてお伺いします。

Q5. そのデータベースの名称は何ですか。お差し支えがなければお答え下さい。

--

Q6. そのデータベースをどのような媒体で提供していますか。(いくつでも○印)

1. オンライン(インターネットを除く)	5. DVD
2. インターネット(パソコン向け)	6. MT
3. インターネット(携帯電話、PDA向け)	7. 書籍
4. CD-ROM	8. その他(具体的に:)

Q7. そのデータベースの収録件数はおおよそのくらいですか。

約

 万件

Q8. そのデータベースの個人情報はどうな項目ですか。(あてはまるものすべて○印)

1. 氏名	10. 生年月日
2. 勤務先社名	11. 学歴
3. 勤務先部署名	12. 職歴
4. 勤務先役職名	13. 家族構成
5. 勤務先住所	14. 趣味
6. 勤務先電話番号	15. 著作物、論文等
7. 勤務先メールアドレス	16. 経済状況
8. 自宅住所	17. 顔写真
9. 自宅電話番号	18. その他(具体的に:)

Q9. そのデータベース内の個人情報の項目はどこから入手したものですか。
(あてはまるものすべて○印)

1. 本人から直接(書面による取得)	7. 高額納税者一覧等公的情報
2. 本人から直接 (書面以外の方法による取得)	8. その他マスコミ・印刷媒体等で公開された情報
3. 本人が公開した情報	9. 第三者からデータ・名簿を購入
4. 勤務先	10. 住宅の表札、郵便受け
5. 取材・調査	11. その他(具体的に:)
6. 有価証券報告書	

Q10. そのデータベース内の個人情報の項目について、一般に流通することが「有用であり、かつ本人の権利利益をさほど大きくは損なわないと考えられる項目」と、「本人の権利利益を損なう恐れが高いと考えられる項目」に分けた場合、前者に該当するのはどの項目ですか。(あてはまるものすべて○印)

1. 氏名	10. 生年月日
2. 勤務先社名	11. 学歴
3. 勤務先部署名	12. 職歴
4. 勤務先役職名	13. 家族構成
5. 勤務先住所	14. 趣味
6. 勤務先電話番号	15. 著作物、論文等
7. 勤務先メールアドレス	16. 経済状況
8. 自宅住所	17. 顔写真
9. 自宅電話番号	18. その他(具体的に:)

個人情報保護法と経済産業省ガイドラインを元に、データベースで第三者提供している個人情報についての貴社のお考えをお伺いします。

Q4Bでお答えになった、「貴社が最も重視している個人情報を含むデータベース」に含まれる個人情報の取扱いについてお答え下さい。(お伺いするのはデータベースとして第三者に提供される個人情報についてです。その他の個人情報、例えば顧客情報等は含みません。)

個人データ取得に際しての利用目的の通知等について

経済省ガイドラインは、以下の通り定めています。

「事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない」

Q11. 貴社では、本人に利用目的を通知または公表していますか。

新規に個人データを取得する場合の現在の取組状況と、来年4月1日の個人情報保護法(以下「法」)全面施行後の取組予定、また既にデータベースに格納されている個人データで利用目的を通知または公表していないケースがある場合、どのように取組むのか(法律上の義務はありません)についてお答えください。(それぞれひとつずつ○印)

	新規取得データ		既存個人データへの対処
	現在	法全面施行後	
1. あらかじめその利用目的を本人に通知する	1	1	—
2. あらかじめその利用目的を公表する	2	2	—
3. 取得後速やかに本人に通知する	3	3	3
4. 取得後速やかに公表する	4	4	4
5. 利用目的を通知または公表しない	5	5	5

Q12. 利用目的の通知または公表をする場合、どのような方法で行いますか。その方法を選択した理由は何ですか。

新規に個人データを取得する場合の現在の取組状況と、法全面施行後の取組予定、また既にデータベースに格納されている個人データで利用目的を通知または公表していないケースがある場合、どのように取組むのかについてお答えください。

(それぞれいくつでも○印、選択理由は選択肢から番号で記入(複数可))

		新規取得データ		既存個人データへの対処	選択理由
		現在	法全面施行後		
1. 個人情報取得のための調査票に上記の内容を記載する	利用目的の通知	1	1	—	
2. 面談時に口頭またはちらし等の文書を渡して知らせる		2	2	—	
3. 電話で、口頭で知らせる		3	3	3	
4. 本人に文書を郵便等で送付する		4	4	4	
5. 本人に文書をFAXする		5	5	5	
6. 本人に電子メールを送る		6	6	6	
7. その他(具体的に:)		7	7	7	
8. 自社のホームページに継続的に掲載する	利用目的の公表	8	8	8	
9. 事務所の窓口等への掲示、備え付けを継続的に行う		9	9	9	
10. 広く頒布されている定期刊行物へ定期的に掲載を行う		10	10	10	
11. その他(具体的に:)		11	11	11	

「選択理由」の選択肢 ←

1. 本人の権利保護を重視 2. コストが安い 3. 作業負荷が軽い 4. 確実に伝わる
5. 迅速に伝わる 6. 広範囲に伝わる 7. その他(具体的に:)

第三者提供への同意について

個人情報保護法では、

「事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」(第23条第1項)

と定めています。

Q13. 貴社では個人情報を含むデータベースの販売(提供)に際して、あらかじめ本人に第三者提供についての同意を得ていますか。

新規に個人データを取得する場合の現在の取組状況と、法全面施行後の取組予定、また既にデータベースに格納されている個人データに第三者提供についての同意を得ていないケースがある場合、どのように取組むのかについてお答えください。(それぞれひとつずつ○印)

	新規取得データ		既存データへの同意方法
	現在	法全面施行後	
1. あらかじめ本人から直接同意を得る	1	1	—
2. 事後となるが本人から直接同意を得る	2	2	2
3. 間接的に同意を得る (データ提供元の勤め先が本人から同意を得る等)	3	3	3
4. 本人の同意は得ず、オプトアウト(注)の手続きを行う	4	4	4
5. 本人の同意は得ず、オプトアウトも行わない	5	5	5
6. 現在、検討している	—	6	6
7. 検討していない	—	7	7

(注) 本人の求めに応じて個人データの提供を停止する仕組み

個人情報保護法では、本人の同意を得ないで第三者提供できる場合として、以下の場合を定めています(第23条2項)。

本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの提供を停止することとしている場合(オプトアウト)であって、次の事項を、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

- 一 第三者への提供を利用目的とすること
- 二 第三者に提供される個人データの項目
- 三 第三者への提供の手段又は方法
- 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

Q14. オプトアウトの方法として、貴社ではどのようなものを考慮していますか。(いくつでも○印)

1.	個人情報取得のための調査票に上記の内容を記載する
2.	面談時に口頭またはちらし等の文書を渡して知らせる
3.	電話で、口頭で知らせる
4.	本人に文書を郵便等で送付する
5.	本人に文書をFAXする
6.	本人に電子メールを送る
7.	自社のホームページに継続的に掲載する
8.	事務所の窓口等への掲示、備え付けを継続的に行う
9.	広く頒布されている定期刊行物へ定期的に掲載を行う
10.	その他(具体的に:)

Q15. 貴社で第三者提供実施上の課題となっていること等がありましたら、ご自由にお書き下さい。

保有個人データに関する事項の公表等について

個人情報保護法では以下の通り定めています。

「事業者は、保有個人データに関し原則として、下記の事項を、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならず、かつ本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく、これを通知しなければならない」（第24条）

- (1) 事業者の氏名又は名称
- (2) すべての保有個人データの利用目的
- (3) 保有個人データの開示、訂正等、利用停止等の手続及びその手数料
- (4) 苦情の申出先

Q16. 保有個人データに関する事項の公表等について、現在の貴社の対応体制をお答え下さい。（ひとつだけ○印）

1. 既に対応体制が整っている
2. 一部に対応体制が整っている
3. 対応体制を整えるべく検討中である
4. 対応について検討を行っていない
5. ディストリビューターとして業務しており、自社で作成した保有個人データはないので特に対応体制の整備は予定していない → 7 ページへ

➡ Q17. 対応体制が整っている方にお聞きします。どのような対応体制を整備されましたか。（あてはまるものすべて○印）

1. 必要事項を自社ホームページに掲載した
2. 必要事項をパンフレットに記載し、事務所等に備え置き・配布している
3. 問い合わせ窓口を設け、問い合わせがあれば口頭又は文書で回答できるようにした
4. その他（具体的に： ）

→ Q19 へ

➡ Q18. 現在対応体制が整っていない方にお聞きします。
個人情報保護法全面施行までに対応体制は整うと思いますか。（ひとつだけ○印）

1. 対応体制が整う
2. 対応体制が整いそうにない

Q19. 対応体制を整えるにあたって、障害となる（なっていた）事項は何ですか。

＜参考＞「保有個人データ」の定義（経済省ガイドラインより転載）

「保有個人データ」※１とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する※２「個人データ」をいう。

※１法は、「個人情報」、「個人データ」及び「保有個人データ」の語を使い分けており、個人情報取扱事業者に課せられた義務はそれぞれ異なるので、注意を要する。

※２個人情報取扱事業者が個人データを受託処理している場合で、その個人データについて、何ら取決めがなく、自らの判断では本人に開示等を行うことができないときは、本人に開示等の権限を有しているのは委託者であって、受託者ではない。

ただし、次の①又は②の場合は、「保有個人データ」ではない。

① その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの※３。

② ６か月以内に消去する（更新することは除く。）こととなるもの。

※３「その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの」とは、以下の場合を指す。

i. その個人データの存否が明らかになることで、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。

事例）家庭内暴力、児童虐待の被害者の支援団体が、加害者（配偶者又は親権者）及び被害者（配偶者又は子）を本人とする個人データを持っている場合

ii. その個人データの存否が明らかになることで、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの。

事例１）いわゆる総会屋等による不当要求被害を防止するため、事業者が総会屋等を本人とする個人データを持っている場合

事例２）いわゆる不審者、悪質なクレマー等からの不当要求被害を防止するため、当該行為を繰り返す者を本人とする個人データを保有している場合

iii. その個人データの存否が明らかになることで、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの。

事例１）製造業者、情報サービス事業者等が、防衛に関連する兵器・設備・機器・ソフトウェア等の設計、開発担当者名が記録された個人データを保有している場合

事例２）要人の訪問先やその警備会社が、当該要人を本人とする行動予定や記録等を保有している場合

iv. その個人データの存否が明らかになることで、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。

事例）警察からの捜査関係事項照会や捜索差押令状の対象となった事業者がその対応の過程で捜査対象者又は被疑者を本人とする個人データを保有している場合

本人からの請求（本人データの開示、本人データの訂正・追加・削除、第三者提供の停止）、苦情処理について

個人情報保護法・施行令では、以下のように定めています。

（本人からの開示請求）

「事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（本人が同意した方法があるときは当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない」（第 25 条）

（保有個人データの訂正等）

「事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を求められた場合には、原則として、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない」（第 26 条）

（第三者提供の停止）

「事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 23 条第 1 項（本人の同意を得ない第三者提供の禁止）の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。

ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない」（第 27 条 2 項）

（苦情処理）

「事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理、並びに必要な体制の整備に努めなければならない」（第 31 条）

Q20. これら本人からの請求、苦情処理に対する現在の貴社の対応体制をお答え下さい。（それぞれひとつずつ○印）

	本人データの開示請求	本人データの訂正、追加、削除	第三者提供の停止	苦情処理
1. 既に対応体制が整っている	1	1	1	1
2. 一部の対応体制が整っている	2	2	2	2
3. 対応体制を整えるべく検討中である	3	3	3	3
4. 対応について検討を行っていない	4	4	4	4

Q21. Q20 で本人データの開示請求に対し、対応体制が整っている又は検討中であると
お答えの方にお聞きます。書面の交付等による開示の方法は次のうちどれですか。
(あてはまるものすべて○印)

1.	郵送
2.	電子メール
3.	画面に表示
4.	その他(具体的に: _____)

Q22. Q20 で本人データの訂正、追加、削除請求に対し、対応体制が整っているとお答
えの方にお聞きます。どのような対応体制を整備されましたか。(あてはまるものす
べて○印)

1.	問い合わせ窓口を設けた
2.	保有個人データの内容が事実かどうか調査し、必要に応じて訂正等及び本人へ通知 を行う組織を設置した
3.	当該保有個人データを速やかに特定し、訂正、追加、削除できるようデータベース システムを構築した
4.	その他(具体的に: _____)

Q23. Q20 で第三者提供の停止請求に対し、対応体制が整っているとお答えの方にお
聞きます。どのような対応体制を整備されましたか。(あてはまるものすべて○印)

1.	第三者へ提供する個人データについては、全て本人の同意を得ている
2.	問い合わせ窓口を設けた
3.	事実関係を調査し、必要に応じて第三者提供の停止及び本人への通知を行う組織を 設置した
4.	当該保有個人データを速やかに特定し、第三者提供を停止できるようデータベース システムを構築した
5.	その他(具体的に: _____)

Q24. Q20 で現在対応体制が整っていないとお答えの方にお聞きます。個人情報保
護法全面施行までに対応体制は整うと思いますか。(それぞれひとつずつ○印)

	本人デー タの開示 請求	本人デー タの訂正、 追加、削除	第三者提 供の停止	苦情処理
1. 対応体制が整う	1	1	1	1
2. 対応体制が整いそうにない	2	2	2	2

Q25. 対応体制を整えるにあたって、障害となる(なっていた)事項は何ですか。

--

Q26. 特に発売後のCD-ROM、DVD、書籍等オフライン媒体では個人データの訂正・追加・削除や第三者提供の停止が困難な場合があると考えられます。本人の権利利益を保護するために必要な代替措置としてはどのような措置を行うことが適切だと思いますか。(いくつでも○印)

1.	次版で修正する	
2.	訂正文書を添付する	
3.	新聞等に訂正記事を掲載する	
4.	自社ホームページに訂正記事を掲載する	
5.	その他(具体的に:)	

Q27. 苦情処理上、貴社で課題となるのはどのようなことですか。(あてはまるものすべて○印)

1.	本人の求めに応じて保有個人データを特定するのが困難	
2.	本人の求めが多数寄せられた場合に速やかな対応が困難	
3.	対応に要する費用	
4.	対応に要するマンパワー	
5.	対応に必要な技術力の不足	
6.	本人確認の手法	
7.	その他(具体的に:)	

Q28. 本人又はその代理人であることの確認の方法(含む予定)はどのようなものですか。(それぞれいくつでも○印)

		本人の場合	代理人の場合	
			本人分	代理人分
来所	運転免許証	1	1	1
	健康保険証	2	2	2
	パスポート	3	3	3
	印鑑証明書と実印	4	4	4
	代理を示す旨の委任状	—	5	—
	その他()	6	6	6
オンライン	IDとパスワード	7	7	—
	その他()	8	8	8
電話	一定の登録情報(生年月日等)	9	9	—
	コールバック	10	10	10
	その他()	11	11	11
郵送	運転免許証のコピー	12	12	12
	住民票	13	13	13
	代理を示す旨の委任状	—	14	—
	その他()	15	15	15

Q29. 個人情報の漏えいがあった企業が支出する損害賠償金や謝罪広告掲載費用などを補償する賠償責任保険への加入についてどうお考えですか。(ひとつだけ○印)

1.	既に参加している
2.	参加予定である
3.	参加を検討している
4.	参加しない
5.	検討していない

Q30. 本人からの請求や苦情処理について、ご意見がございましたらご自由にお書きください。

安全管理（セキュリティ）措置について

個人情報保護法では、以下の通り定めています。

「事業者は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」(第 20 条)

Q31. 貴社では、個人データの安全管理上、以下の取り組みを実施していますか。
(それぞれひとつずつ○印)

	実施している	部分的に実施している	実施を検討中	検討していない
1. 組織体制の整備 ＜例＞				
・個人データの安全管理に関する従業員の役割・責任を内部規程等に文書化	1	2	3	4
・チーフ・プライバシー・オフィサー（CPO）の設置				
・個人データ取扱い作業責任者の設置、作業担当者の限定 等				
2. 個人データの取扱いに関する規程等（各処理段階での作業手続きや作業担当者の権限等を記載）の整備とそれらに従った運用	1	2	3	4
3. 個人データを取り扱う情報システムの安全管理措置に関する規程等の整備とそれらに従った運用	1	2	3	4
4. 個人データ取扱台帳（個人データについて、取得項目、通知した利用目的、保管場所・方法、アクセス権限を有する者、利用期限、その他個人データの適切な取扱いに必要な情報を記録した台帳）の整備	1	2	3	4
5. 監査計画の立案および計画に基づく監査	1	2	3	4

従業員の監督について

個人情報保護法では、以下の通り定めています。

「事業者は、個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない」(第 21 条)

Q32. 貴社では従業員の監督としてどのような措置を行っていますか。(いくつでも○印)

- | | |
|----|---|
| 1. | 雇用及び契約時に非開示契約を締結している |
| 2. | 秘密保持に関し、就業規則に含めている、または誓約書を得ている |
| 3. | 個人データ及び情報システムの安全管理について全ての従業員へ教育・訓練を実施している |
| 4. | 個人データ及び情報システムの安全管理について関係部署の従業員に限定して教育・訓練を実施している |
| 5. | 個人データにアクセスできる権限を職務・個人毎に制限している |
| 6. | ビデオ、オンラインによるモニタリングを実施している |
| 7. | 退職者、異動者のアクセス用 ID・パスワードは速やかに無効にしている |
| 8. | 特に実施していない |
| 9. | その他(具体的に:) |

＜参考＞「従業員」の定義(経済省ガイドラインより転載)

「従業員」とは、個人情報取扱事業者の組織内において直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員(正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等)のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

Q33. 従業員の監督実施上の課題となっていること等がありましたら、ご自由にお書き下さい。

--

委託先の監督について

個人情報保護法では、

「個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない」(第 22 条)

と定めています。

Q34. 貴社では委託を行っていますか。(あてはまるものすべて○印)

- | | |
|----|-------------------------------|
| 1. | 個人データの収集を委託している |
| 2. | 個人データの入力・加工を委託している |
| 3. | 個人データの移送を委託している |
| 4. | 個人データの保管を委託している |
| 5. | 個人データの廃棄・消去を委託している |
| 6. | 個人データを含むデータベースの販売(提供)を委託している |
| 7. | 個人データを処理する情報システムをアウトソーシングしている |
| 8. | 委託していない |

Q35. 貴社では委託先の監督としてどのような措置を行っていますか。(あてはまるものすべて○印)

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 1. | 自社が定めた安全管理基準に合致した業者のみ委託先として起用している |
| 2. | 定期的に委託先に立ち入り検査を実施している |
| 3. | 自社が定めた安全管理措置を盛り込んだ委託契約を締結している |
| 4. | 委託契約時に非開示契約を締結している |
| 5. | 再委託を禁止している |
| 6. | 契約終了時の個人情報の返却・廃棄を契約書に明記している |
| 7. | 覚え書きを取り交わしている |
| 8. | 特に成文化はしていないが、担当者同士で口頭で確認している |
| 9. | 特に実施していない |
| 10. | その他(具体的に: _____) |

Q36. 委託先の監督実施上の課題となっていること等がありましたら、ご自由にお書き下さい。

--

貴社についてお伺いします。

Q37. 貴社全体の従業員数は何人ですか。(ひとつだけ○印)

- | | | | | | |
|----|---------|----|-----------|----|-----------|
| 1. | 50 人未満 | 3. | 100～499 人 | 5. | 1,000 人以上 |
| 2. | 50～99 人 | 4. | 500～999 人 | | |

貴社の個人情報保護ガイドライン等についてお伺いします。

Q38. 貴社では、個人情報保護についてのガイドラインや指針・社内規定など(以下ガイドライン)を成文化していますか。(ひとつだけ○印)

- | | |
|----|---|
| 1. | 全社的に個人情報保護についてまとめた規定がある |
| 2. | 個々の部内規定として、もしくは関係部署ごとに個人情報の取扱いについての記述や規定がある |
| 3. | 成文化されていないが、現在作成中である |
| 4. | 現在成文化されていないが、作成しようと考えている |
| 5. | 作成の予定はない |

→ Q39. (作成の予定はないとお答えの方へ)

個人情報保護についてのガイドラインの作成予定がない理由について、お差し支えがなければ具体的にお教えてください。

--

Q40. 貴社において、ガイドラインは遵守されていますか。(ひとつだけ○印)

1. 全社的に遵守されている
2. 必要な部署で遵守されている
3. あまり遵守されていない
4. まったく遵守されていない

→Q41. (遵守されていないとお答えの方へ) 貴社でガイドラインがうまく機能しない理由について、お差し支えがなければ具体的にお教えてください。

--

Q42. その他、個人情報保護法を順守して行くうえで、課題となっている事項等がありましたら、ご自由にお書き下さい。

Date	Time	Location	Weather	Wind	Temp	Humidity	Pressure	Remarks
1901	10:00	St. Louis	Clear	S 10	65	65	30.0	Left St. Louis
1902	11:00	St. Louis	Clear	S 10	65	65	30.0	Left St. Louis
1903	12:00	St. Louis	Clear	S 10	65	65	30.0	Left St. Louis
1904	13:00	St. Louis	Clear	S 10	65	65	30.0	Left St. Louis
1905	14:00	St. Louis	Clear	S 10	65	65	30.0	Left St. Louis
1906	15:00	St. Louis	Clear	S 10	65	65	30.0	Left St. Louis
1907	16:00	St. Louis	Clear	S 10	65	65	30.0	Left St. Louis
1908	17:00	St. Louis	Clear	S 10	65	65	30.0	Left St. Louis
1909	18:00	St. Louis	Clear	S 10	65	65	30.0	Left St. Louis
1910	19:00	St. Louis	Clear	S 10	65	65	30.0	Left St. Louis
1911	20:00	St. Louis	Clear	S 10	65	65	30.0	Left St. Louis
1912	21:00	St. Louis	Clear	S 10	65	65	30.0	Left St. Louis
1913	22:00	St. Louis	Clear	S 10	65	65	30.0	Left St. Louis
1914	23:00	St. Louis	Clear	S 10	65	65	30.0	Left St. Louis
1915	24:00	St. Louis	Clear	S 10	65	65	30.0	Left St. Louis
1916	2							

～ご協力ありがとうございました～

恐れ入りますが、ご回答頂いたアンケート用紙は、同封の封筒にてご返送ください。

人物情報データベース被掲載者の意識調査

本調査では、人物情報データベースに掲載されているビジネスパーソンの方に、データベース上での個人情報についての意識をお伺いします。(なお、本調査のご回答内容によって、各データベースの登録内容に反映されるわけではございません。)

ここでいう人物情報データベースとは、日外アソシエーツ現代人物情報、Web WHO (日外アソシエーツ人物・文献情報)、東京商工リサーチ経営者情報、ダイヤモンド役員・管理職情報、ダイヤモンド人事異動・組織改革情報、日経Who's Who、東洋経済役員情報、朝日新聞人物データベース、読売人物データベース等の、主に企業の経営者・役員等を対象とした個人情報を含むデータベースを指します。

Q1. このような人物情報データベース上で、あなたが提供してほしくないと感じる個人情報、どのような項目ですか。(あてはまるものすべて○印)

1. 氏名	8. 自宅住所	15. 家族構成
2. 勤務先社名	9. 自宅電話番号	16. 趣味
3. 勤務先部署名	10. 生年月日	17. 著作物、論文等
4. 勤務先役職名	11. 性別	18. 経済状況
5. 勤務先住所	12. 出身県	19. 顔写真
6. 勤務先電話番号	13. 学歴	20. これらの項目は
7. 勤務先メールアドレス	14. 職歴	提供されてもかまわない

Q2. このような人物情報データベース上で、あなたのお立場からして提供されてもかまわないと感じる個人情報、どのような項目ですか。(あてはまるものすべて○印)

1. 氏名	8. 自宅住所	15. 家族構成
2. 勤務先社名	9. 自宅電話番号	16. 趣味
3. 勤務先部署名	10. 生年月日	17. 著作物、論文等
4. 勤務先役職名	11. 性別	18. 経済状況
5. 勤務先住所	12. 出身県	19. 顔写真
6. 勤務先電話番号	13. 学歴	20. 人物情報データベースで
7. 勤務先メールアドレス	14. 職歴	提供されたくない

Q3. あなたの役職はどれにあてはまりますか。(もっともあてはまるものひとつに○印)

1. 代表権を持つ役員(取締役と監査役と顧問・相談役・名誉会長等)	3. 執行役員・執行役
2. 代表権を持たない役員(取締役と監査役と顧問・相談役・名誉会長等)	4. 部長職(部長以上役員未満の職)

Q4. 貴社全体の従業員数は何人ですか。(ひとつだけ○印)

1. 50人未満	3. 100～499人	5. 1,000人～4,999人
2. 50～99人	4. 500～999人	6. 5,000人以上

Q5. 貴社は上場・公開されていますか。(いくつでも○印)

1. 東証1部	4. 大証1部	7. 名証1部	10. その他の地方上場
2. 東証2部	5. 大証2部	8. 名証2部	11. JASDAQ(ジャスダック)
3. マザーズ	6. ヘラクレス	9. セントレックス	12. 上場していない

～ご協力ありがとうございました～

恐れ入りますが、ご回答頂いたアンケート用紙は、平成17年2月25日(金)までに同封の封筒にてご返送いただくか、FAXにてご返送ください。

調査主体: (財)データベース振興センター
調査実施機関: (株)日経リサーチ

データベース収録者の個人情報に関する意識分析

2005.3.28
日外アソシエーツ

2005年4月より個人情報保護法が全面施行となる。個人情報の第三者提供については、大多数の人が容認しない、という意見がある一方、2003年7月にNRIセキュアテクノロジーズ株式会社(<http://www.nri-secure.co.jp/>)がインターネット利用者に対して行った調査では、氏名や住所は個人情報にあたらない、とする人が過半数を占めるなど、個人情報保護法に定める個人情報とはずれが認められる。

個人情報の定義とその公開の是非については、調査する母集団によって大きく変わる。そこで、人物データベース搭載者という集合での個人情報に関する意識を調査するため、2003年と2005年に日外アソシエーツ株式会社で行った、2度にわたる大規模アンケートにもとづいて分析した。

I. 「現代日本執筆者大事典 第4期」(全4巻、2003)刊行の際の本人アンケート

日外アソシエーツでは、2003年11月に「現代執筆者大事典 第4期」を刊行したが、その際に、収録予定者に対して、個人情報の確認と公開の是非についてアンケートを行った。同書籍は、「創作及び、自然科学系を除く、日本国内の新聞・雑誌・書籍の執筆者」を対象にしたものであり、その性格上、アンケートの発送対象者は人文社会系研究者・評論家・ジャーナリストが中心となっている。また、アンケートには、回答はデータベース上でも公開される旨を明記してある。

発送総数は12,643名で、60%にあたる7,626人の回答を得た。このうち、掲載拒否者(=全面的公開拒否者)は165人(2.2%)である。回答者の中から、無作為で抽出した500人をサンプルとして、項目別の公開是非を調査した。なお、この500人の分布は以下のようになっている。

- ・生年別では、1920年代以前57人、1930年代150人、1940年代121人、1950年代106人、1960年代以降65人、不明1人(記入拒否)。
- ・職業別では、人文系研究者278人、自然科学系研究者19人、文筆業73人、ジャーナリスト30人、個人サービス業(弁護士など)25人、その他75人。

a) 自宅住所

公開拒否は66%(329人)。約2/3にあたる方が公開を拒否。

- ・生年別では、1920年代以前38%、1930年代49%、1940年代69%、1950年代88%、1960年代以降88%。戦前生まれでは公開拒否は半分以下だが、いわゆる“団塊の世代”以降は、公開を認めるのは10%強でほぼ一定している。
- ・職業別では、人文系研究者65%、自然科学系研究者74%、文筆業53%、ジャーナリスト77%、個人サービス業(弁護士など)84%、その他69%。

勤務先を持たない文筆業のみ、やや公開率が高い。これは仕事を受ける際の連絡先として必要のためと推定される。

b) 自宅電話

公開拒否は88%(442人)。住所と比べて圧倒的に公開率が低い。

- ・生年別では、1920年代以前81%、1930年代81%、1940年代93%、1950年代94%、1960年代以降94%。各年代を通じて公開しているのは20%未満。特に戦後生では6%前後で一定。
- ・職業別では、人文系研究者89%、自然科学系研究者89%、文筆業79%、ジャーナリスト100%、個人サービス業(弁護士など)96%、その他87%。職業による差は少ないが、ジャーナリストや弁護士など、個人の名前で仕事をする人達はまず公開しない。

c) メールアドレス

公開拒否は 78%(392 人)。メールアドレスがないために記入もない、というものも含むため、本来的な「公開拒否」の比率はやや低いはずだが、過半数がメールアドレスを公開しないということにはかわりがない。

- ・生年別では、1920 年代以前 93%(未取得が多いと思われる)、1930 年代 86%、1940 年代 81%、1950 年代 71%、1960 年代以降 61%。この項目のみは、若い人ほど公開率が高いが、それでも公開しているのは全体の半分以下にすぎなかった。
- ・職業別では、人文系研究者 83%、自然科学系研究者 63%、文筆業 77%、ジャーナリスト 73%、個人サービス業(弁護士など)64%、その他 75%。この項目も職業による差はほとんどない。

ちなみに、上記 3 項目すべて公開しているのは 4%(22 人)、すべて拒否しているのは 34%(169 人)である。上記以外にも、生年月日、出生地、学歴、連絡先住所、受賞歴など 10 項目以上を用意したが、出生地の拒否が 0.8%あるだけで、その他の項目の拒否はほとんどいなかった。

II. 人物情報データベース WHO 収録者に対するアンケート(2005)

2005 年 1~3 月にかけて、人物データベース WHO の収録者に対して、データ内容の確認ならびに、公開の是非について大規模なアンケートを行った。発送総数は 33,235 人で、この原稿を書いている時点での回答総数は 5,462 人(16%)。高齢や公職引退による掲載辞退 180 人を除くと、公開拒否者は 616 人(11%)である。最終発送から 1 ヶ月ほどしかたっていない時期のため、回答率はその後上昇する予定。一方、公開拒否の反応はすばやいため、公開拒否率は漸減の見込み。

本アンケートの対象者は、日本国内の新聞・雑誌・書籍などの執筆者、及び、マスコミでとりあげられる人物。分野的には、政治家・企業人が少ない以外は、かなり幅広く対象としているが、「現代日本執筆者大事典 第 4 期」の問合せ対象者は除外しているため、人文系研究者やジャーナリストなどは少ない。

調査時点が回答中ということもあり、ある特定の日付のものから回答順に連続 500 人(4 日分程度)を抜き出してカウントした。この 500 人の分布は以下のようになっている。

- ・生年別では、1920 年代以前 121 人、1930 年代 170 人、1940 年代 116 人、1950 年代 58 人、1960 年代以降 33 人、不明 2 人(記入拒否)。
- ・職業別では、人文系研究者 126 人、自然科学系研究者 220 人、文筆業 49 人、医師 23 人、音楽家 30 人、その他 52 人。

アンケート到着後、比較的短い期間で回答した方に限られているためか、発送対象者全体とくらべて回答者の年齢層がやや高いのが特徴。また、アンケートに慣れているとみられる研究者の回答率が高く、芸術・芸能関係者からの回答率は低い。

a) 自宅住所

公開拒否は 61%(303 人)。この比率は「現代執筆者大事典」よりもかなり低い。

- ・生年別では、1920 年代以前 33%、1930 年代 55%、1940 年代 74%、1950 年代 88%、1960 年代以降 94%。やはり“団塊の世代”以降は、公開を認めるのは 10%強。特に 1960 年以降生まれでは、公開を認めるのはわずかに 6%でしかない。
- ・職業別では、人文系研究者 79%、自然科学系研究者 56%、文筆業 43%、医師 61%、音楽家 63%、その他 54%。

ここでも、勤務先を持たない文筆業は公開率が高い。これは仕事を受ける際の連絡先として必要なたためであろう。

b) 自宅電話

公開拒否は 74%(370 人)。やはり、住所よりも高い値を示している。

- ・生年別では、1920年代以前 53%、1930年代 69%、1940年代 89%、1950年代 91%、1960年以降 100%。戦後生では 10%未満となり、40歳以下で自宅電話を公開する人はいない。
- ・職業別では、人文系研究者 87%、自然科学系研究者 71%、文筆業 69%、医師 74%、音楽家 67%、その他 87%。職業による差は少ない。

c) メールアドレス

公開拒否は 73%(367 人)。メールアドレスがないために記入もない、というものも含むため、過半数がメールアドレスを公開しないという状況は「現代執筆者大事典」のアンケートと同じ。

- ・生年別では、1920年代以前 89%(未取得も多いと思われる)、1930年代 74%、1940年代 70%、1950年代 53%、1960年代以降 55%。この項目のみは、若い人ほど公開率が高いが、それでも公開しているのは全体の半分以下。
- ・職業別では、人文系研究者 67%、自然科学系研究者 73%、文筆業 82%、医師 87%、音楽家 70%、その他 79%。この項目も職業による差はほとんどない。

上記 3 項目すべて公開しているのは 8%(41 人)、すべて拒否しているのは 45%(223 人)である。いずれも、「現代日本執筆者大事典」の調査より増加しており、データベース及び、個人情報に対する意識が両極端になっている傾向がみられる。特に、1960 年以降生まれでは、52%が 3 項目すべてを拒否している。

d) その他の項目

上記以外にも、約 30 項目にわたって回答ならびに許諾をもとめた。その中では、生年月日についての拒否が多い。生年月日すべて拒否が 10%(51 人)、生年のみ、或いは月日のみ拒否が 3%(17 人)。あわせて、13%が生年月日の完全公開を拒否している。ちなみに、男女比では、男性の拒否率は 11%、女性の拒否率は 41%(いずれも一部非公開も含む)。この他では、出生地の拒否が 6%(33 人)。満州や朝鮮など、戦前の外地生まれの方に公開を拒否する傾向が強い。

それ以外では、本名が 1 人、学歴が 1 人、連絡先電話が 1 人(いずれも 0.2%)あったのみで、経歴、肩書、受賞歴、性別、専門分野などの公開拒否はみられなかった。

III. 総括

以上 2 回のアンケートのサンプル調査によって、以下のような傾向が推測される。

まず 1 つは、年齢によって個人情報に関する接し方が違うという点である。全般的に、年齢が高いほど個人情報の公開には寛大であり、逆に 40 歳以下では公開に対して非常にシビアである。一方、職業的な差はあまりみられない。

また、データベース収録対象者は、個人情報に対して、一般とはやや違った意識を持っていることが窺える。マスコミなどを活躍の場とする人にとっては、自らの情報を不特定多数に公開することが、ビジネスの拡大につながる可能性が高い。そのため、一般人では積極的に公開することのない、学歴や連絡先の電話、といった項目も、公開を拒否するケースは非常に少ない。

その一方で、自宅の住所・電話といった項目については、個人情報話題になる以前から、「身を守るため」という理由で厳重に公開を拒否する人が多かった。現在では、公開した方が仕事を受けやすい、と判断した人のみが公開しているとみられる(公開している住所や電話が本当に自宅であるかどうかは判断がつかない…事務所の可能性もある)。

それ以外の項目については、ビジネスとは直接結びつかない可能性が高い生年や出生地について一部の公開拒否があるものの、全体的には公開している。これは、すでに著書や雑誌執筆の際の著者紹介、あるいは取材記事などで広く公開されていることが多いため、いまさら非公開とする意味がない、と考えているからであろう。

従って、マスコミ等で活躍する人を対象としたデータベースの収録対象者について、一般と同じ基準を適用することは、むしろ収録者本人の利益を損なっている可能性もあるといえる。

平成 16 年度 データベースの個人情報保護に関する調査研究委員会報告書

発 行 日 平成 17 年 3 月

発 行 財団法人データベース振興センター

〒105-0004

東京都港区新橋 2 丁目 13 番 8 号

新橋東和ビル 5 階

TEL 03-3508-2430 (代)

FAX 03-3508-2440

URL <http://www.dpc.or.jp>

印 刷 所 株式会社中央プリント

